

北海道議會時報

第 5 卷 第 3 號

昭 和 28 年 3 月



北海道議會事務局

— 第 3 號 目 次 —

議會の動き

第一回定例道議會……………

本會議……………

常任委員會……………

特別委員會……………

電源開發對策特別委員會……………

會 合

第五回全國都道府縣議會議長會地方制度調査委員會……………

全國都道府縣議會議長會參與會……………

八大都道府縣議會議長會……………

全國都道府縣議會議長會幹事會及び臨時會……………

資 料

義務教育學校職員法案……………

警察法案……………

獨禁法案(要旨)……………

恩給法改正案(要綱)……………

スト規制法案……………

地方税法改正法案(要綱)……………

知事公選制に關する意見—全國都道府縣議會議長會……………

警察制度の改革に關する意見—全國都道府縣議會議長會……………

地方稅財政制度改革に關する意見—全國都道府縣議會議長會……………

地方制度改革に關する自治廳の構想……………

道知事の附屬機關一覽……………

特別平衡交付金……………

昭和二十八年年度道費(普通會計)歳入歳出豫算明細表……………

本道有權者調……………

雜 錄

行政疑問答集……………

報道から拾う……………

道議會黨派現勢及び各黨役員一覽……………

圖書室便り

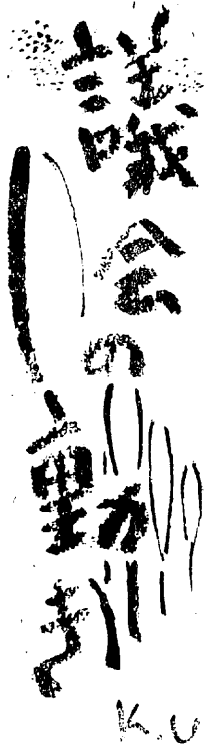
二月のメモ

表紙カット

早

春

渡 邊 正 朗



第一回定例道議會

昭和二十八年年度北海道費歳入歳出豫算案審議を主題とする第一回定例道議會は二月二十五日を以て招集、同日開會された。

本 會 議

○二月二十五日、午後一時十六分、蒔田議長第一回定例道議會の開會を宣し、引續き開議、議員の所屬變更に伴う議席の變更指定、會議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議長より去る一月四日秩父宮雍仁親王殿下薨去につき謹んで哀悼の意を表し弔詞を捧呈、又二月四日逝去された元道會議員川内精作君及び二月十九日逝去された元道會議員本間與三郎君に對し弔詞を贈呈、哀悼の意を表した旨報告、日程に入り、日程第一議案第一號乃至第百二十號、報告第一號を議題に供し、知事の施政方針演説あつて一旦休憩、午後二時三十八分再開、豫め時間延長の後、知事の提案説明を聴取、ついで議案第百十號乃至第百十二號は急を要するのでこれを分離し質疑を求めたが質疑なく、同案は總務委員會に付託した。なお議案第九十一號乃至第九十四號及び第百十三號については議長より人事委員會委員長に對し意見を求めた旨を報告、次に議會は議案調査のため明二十六日より三月四日まで、七日間休會について諮り、異議なく

そのことに決し、午後四時十三分散會

知事施政方針

昭和二十八年第一回定例道議會開催にあたり一言御報告申し上げます。私は去る二月十六日、日本社會黨を離黨いたしました。

しかしながら、私の政治的信念、従つてそれに基く政策の基調は何ら變るところがございません。道民各位に公約いたしました各種の政策につきましては、從來に引きつづきこれを忠實に實行せんとするものであります。

次に本年の施政方針について申しのべます。

御承知のとおり、國際情勢は長年にわたる二つの世界の對立が、ますます深刻化して行く傾向にありまして、容易に解決の途が開かれるとは考えられないのであります。特に、アイゼンハワー新米大統領は、その積極政策により新しい局面の轉換をはからうとしており、ソ連もまた極東に意を注いでいるようでありますので、世界的危機感はいよいよ深まりつつあり、この間にあつてわが國は、好むと好まざるとにかかわらず、直接間接にこれらの影響を受けざるを得ないであります。

かかる情勢下において、自由諸國においては戦後の復興が一應達成され、擴大された生産、特に工業生産は漸く過剰にならんとしつつあります。

その結果、各國間に激烈なる市場獲得が展開されており、わが國經濟もこの熾烈なる國際經濟の中に立つて自由競争を行わなければならないように運命づけられております。

經濟審議廳の昭和二十八年年度の日本經濟總合見通しによりまして、貿易の縮小傾向、工業生産の停滞等により、日本經濟の早急な改善は期待されないとされております。

また、國際的緊迫により米國の對日特需撥注は漸増を豫想されながらも、急激な増加は望み得ない状態にあります。

一方、昭和二十八年年度の國家財政案をみまするに、歳出總額九千六百五億圓で、昭和二十七年に比べて二百八十億圓の豫算規模増大をきたしており、さらに投資特別會計に貯蓄國債の發行も豫定されている状態で歳出増加の傾向があり、しかも稅收はこれに伴わず、少なからずインフレの危険性が包蔵されております。これに對し政府は、財政と金融を通じ、弾力性ある施策の運用をはからうとしておりますが、こ

のような金融の引き締めから、民間企業に對しては貸出對象が厳選され、經濟全體の景氣後退期にある今日、特に中小企業並びに地方産業に深刻なる影響を與えるおそれがあります。

振り返つてわが北海道の現状をみまするに、これらの厳しい現實の中にありながらも、本道は昭和二十七年より總合開發五カ年計畫の第一次をふみ出したのであります。特に開發の最重要たる電源開發については、糠平、幾春別等の發電計畫をはじめ、鐵道、道路等の交通網の整備、大規模な土地改良による農業開發の進展等は、議員各位をはじめ道民ごぞつての強力なる御支援により、豫期以上の成果を納め得ましたことは、私の最もよろこびとするところであります。しかしこの反面、緊迫せる日本及び世界の諸情勢は、本道の政治、經濟及び行政の各分野に深刻なる影響を及ぼしつつあります。すなわち、政治的には本道を國際的視野のうちにたため、經濟的には中小企業の不振、生活水準の鈍化等の諸問題を擡頭せしめたのであります。さらに注意すべきことは、地方自治の後退ということでもあります。

最近における地方制度の諸改革については、終戦當時地方自治育成強化の方針が採擇されておりましたにもかかわらず、獨立後は行政の効率化あるいは行政の高度化という名の下に、官僚的中央集權の方向を辿りつつあると思われまゝ。勿論、近代行政の特質たる事務の量的増大、質的分化に對應しての行政の効率化、高度化ということとは極めて肝要なことではあります。徒らにこれのみに偏して行政の中央集權化をはかり、地方住民の福祉と利便の向上を目差す地方自治の本旨を見失うようなことがあつてはならないと堅く信ずるものであります。しかも本道の如き自治行政と開發行政との二重行政執行という複雑な行政形態を有する特殊な地方公共團體にとつては、特に慎重に考慮されねばならないのであります。

一方、行政運営の裏づけである地方財政は、最近極度に逼迫の度を加えておりまして、この問題に關しましては、毎回の全國知事會議においても強硬なる意見が出されておることは、議員各位既に御承知のとおりであります。

すなわち、昭和二十七年年度末の全國都道府縣における財政欠陥豫想を例にとりましても實に三百數十億圓の巨額に上り、また昭和二十八年年度地方財政計畫における政府の財源措置に關しても、二百數十億圓の不足が問題化し、強く政府にその補填を要望しておるところであります。地方財政の現状は、地方自治體の行政運営を著しく阻害しておるのであります。特に本道の財政は、開發の推進、後進性の克服、地域の廣大、積雪寒冷等の特殊財政需要のため、いよいよ財源の擴大強化を要請されつつある

實情にあるのであります。

このような現状に照らして、昭和二十八年年度の政策執行にあたりましては、道財政の困難な狀況を勘案し、經常費、事務費の大幅壓縮、欠員の不補充を勵行する一方、重要施策につきましては、特に經費の重點的配分を行い、財政の効率化に萬全を期した次第であります。

以上申し上げたような深刻なる政治、經濟及び行政の現實に鑑み、昭和二十八年年度の施策は、昨年度の基本政策たる「社會福祉の増進」「産業の振興」「行政の民主化」を引きつづき進展せしめることを基調とし、さらに情勢の推移に照らし「食糧増産」「中小企業對策」「消流對策」「失業對策」を三基本政策の中核的課題として強力にその遂行をはかつた次第であります。

社會福祉の増進とは、申すまでもなく社會保障制度の確立を目差し、文化的、經濟的貧困狀態からの脱却と脫落防止であります。これに對しては道民所得の増大確保社會文化施設及び制度の整備充實等の諸方策が大切であります。

従いまして、二十八年年度は就業機會の増大のために、職業指導所の擴充、生業資金の貸付母子金庫の諸制度を強化し、今日解決をせまられてゐる住宅問題につきましては、賃貸住宅、公營住宅をはじめ引揚者住宅、母子寮の設置とブロック建築指導所の強化をはかりました。

また、道民各位の自主的福祉活動の活潑化を期するため、社會福祉協議會、消費生活協同組合、あるいは労働金庫強化等をはかることとしたほか、國民健康保險の實施を圓滑化ならしめるため、直營診療所の増設をいたしました。

さらに養老院、乳兒院、季節保育所等の福祉施設を増設し、道民の健康を維持増進するため保健所を擴充するとともに「結核對策五カ年計畫」の第五次の事業たる結核療養所を増設し、無醫部落に對しては診療所を増設する一方、巡回診療を活潑化し、さらには道立病院の整備擴充を行い、道内全地域にわたつての醫療機能の強化をはかりました。

特に、最近死亡率の高位に位する癌に對しては、強力にその研究を進めるとともに齒科診療施設の擴大充實をはかりました。

第二に、産業の振興につきまして當面の課題は、本道經濟の後進性の克服でありまして、これに對し生産施設の擴充並びに金融、消流部面の總合的諸方策をなお一段と推進したいと思ふのであります。

まず農業につきましては、土地改良事業、優良種苗の育成、輸出農産物の獎勵、農

業倉庫の建設と農業試験場における試験研究の強化をはかることといたしました。

牝牛貸付制度につきましては、二十五年以来その事業を継続してまいつたのであり、二十八年においても引き続き行いたいと思います。また傳食馬の問題につきましては、近き将来におけるこれの絶滅を期し、病源の研究の促進をはかりたいと思います。

造林事業につきましては、苗木育成の道外委託とともに民営苗圃施設の擴充をはかり、さらに森林資源の高度利用のため木材糖化の試験研究に重點をおいたのであります。

水産業においては、本道の立ちおくれと脆弱性からの脱却を旨とす北洋出漁、漁業信用保證協會に對する出資並びに貸付をなすのほか、水産資源の維持培養、漁田の開発、貯蔵施設の擴充、試験場の強化等をはかり、さらに道内凶漁地帯の生活安定については、行政の各部面から総合的施策を行うことといたしました。

商工業につきましては、經營指導の強化、工業試験場の活用をはかるとともに金融の措置を講じたのであります。

以上の施策のほかに、道内航空の發達をはかり、これを總合開發の進展と文化の向上に寄與せしめるとともに、災害對策並びに産業諸調査等にも活用して行きたいと存する次第であります。

第三に、行政の民主化とは行政の科學化、計畫化、積極化等を通じて、住民最大多數の幸福を求むるための最も良心的な行政執行の態度に外ならないのであります。

本年度においては行政の複雑、龐大化に對しましては、行政管理方式の確立、職員の合理的配置のための事務實態調査、効率的行政執行のための行政審査を實施し、これらを基礎として行政の總合的、計畫的實施をはかる所存であります。また、行政の専門化に對處して巡回研修、職場研修を行い、職員の資質向上をはかりたいと思う次第であります。

次に以上の基本政策の中核的課題としてあげた「食糧増産」「中小企業對策」「消流對策」及び「失業對策」について申し上げます。

今日、わが國の食糧は年間約五億ドルの輸入によつていのでありまして、この金額は輸入總額の實に二八パーセントにも達し、國際收支バランスの上から、あるいは國內自給度の向上、國民營養の改善向上の面からみても、食糧増産は強く要請されるのであります。

政府は食糧増産五カ年計畫を樹立し、昭和二十八年より實施することになつたの

であります。が豊かな資源を有する北海道といたしましては、現下の緊急なる要請に卒直に應えるとともに、これを總合開發の新しい手がかりといたしたのであります。

すなわち、廣大なる泥炭地の土地改良、未開發原野の開拓、火山灰地、重粘土地の酸性矯正並びに耕土改良を強力に推進いたす所存であります。

さらに馬鈴薯原種農場を根室地區に設置し、バイラスにおかされない健全な道内馬鈴薯原種の確保をはかつたのであります。

また、畜産物並びに水産物の増産をはかり、牝牛の貸付、種牡家畜の更新及び淺海養殖事業の實施、漁田開發基地の整備、試験場の強化に努め、積極的に日本經濟の要請に應える次第であります。

次に、本道における中小企業は、資本、經營及び技術の低位、さらに自然的條件に制約され、道内または道外大企業からの壓迫、あるいは業者相互間の競合が著しく企業不振に陥つております。

もとよりこれら中小企業の育成強化については、從來から諸般の施策を實施してきたのでありますが、現下内外の諸情勢に鑑み、この際根本的維持安定對策を確立遂行することが絶對の急務であります。

これに對しましては、信用保證協會の貸付金を昨年度よりさらに一億圓増額し、三億圓といたして金融の強化をはかつたのであります。

また機械貸付は長期設備資金融資の性格をもつていたのでありまして、その強化に意を注いだわけであります。

しかし、これらの金融措置も機械貸付も、企業指導の裏付けなしにはその成果を期待することが困難でありますので、能率指導所の強化、企業診斷の活潑化、さらに工業試験場の研究成果が、直ちに企業と結びつくような運営をはかつたのであります。

今日のごとき經濟情勢のもとにあつては、中小企業者の間で共同施設を持つて運営しているものもありますが、これは中小企業の自己防衛策として適切な方策であると考え、この種の施設に對して助成をいたした次第であります。

消流對策につきましては、先に述べましたように、今日の經濟は市場獲得に大きな力が注がれていのでありまして、いわば「賣手市場から買手市場」への轉換が行われているのであります。本道産業におきましては經濟的、地理的條件の不利を克服して、生産品を有利に賣さばくよう市場の擴大をはかることが必要であります。

本道の中小企業の市場は、他府縣の商品の進出によつて著しく壓迫されておりますので、經濟ベースによる道産品愛用の思想を普及し、またその實踐をはかりたいと存

じます。しかも、さらに重要なのは道外市場開拓でありまして、これについては、東京、大阪物産館旋所及び福岡に派遣する駐在員による國內市場調査並びに、従来の台北、サンフランシスコ、ニューヨーク、ロンドン、サンパウロと、さらに新たに豫定している香港等の連絡員による海外市場調査を強化し、新販路の開拓に努力いたします。

また農産物、水産物の市場対策につきましては、農水産業の脆弱さの一因となっている商取引に計畫性を附與し、價格の安定、取引の改善等の實現を期し、従来の機關を通じて共販態勢のための金融措置、出荷調整の強化をはかつたのであります。

さらに、物産館旋機關としての北海道物産協會を育成し、將來において強力なる斡旋機能をするよう指導いたしたいと存じます。

失業対策につきましては、今日のわが國の客觀情勢は労働市場をますます壓迫しておりますが、特に季節的雇用量の變動の多い北海道においては、労働市場の一層の狹隘化をもたらし、失業増加の傾向を招来するものと豫想されます。

これに對しては、從來より積極的に實施してきたのでありますが、各種の施策を総合的に、しかも今から強力に推進しなければならぬのであります。

すなわち、失業者を吸収する施策として、失業対策事業を強力に實施するとともに職業安定機關の機能を充分發揮せしめるため、巡回職業相談事業を實施することにしたしました。

また、從來實施してきた失業対策事業のあり方について根本的に検討し、二十八年度は特別選定現場を新たに試みたのであります。

最近における臨時工、日雇労働者、失業者の増加に對して、職業の固定化と職業輔導の強化をはかり、特に就業機會に恵まれない女子の職業輔導にも充分意を注ぎ、さらに、諸般の失業対策を推進するため、労働審議會の中に失業対策委員會を新たに設置し、その活動を強化し総合的な失業対策を講じて行きたいと思うのであります。

以上において、私は客觀情勢の分析と見通しから、昭和二十八年度の施策の遂行に當り、どのような基本態度で臨み、如何なる點に重點を指向するかを卒直に申し述べたのであります。ここにおいて昨年度着手し、さらに今年以降においても強力に實行しなければならぬ新生活建設運動並びに未開發地域開發促進運動の二つの問題について特に申し上げたいと思います。

北海道は開拓當初以來、本州の過剩労働力の市場となり、また原料資源の供給に終始し、ために労働の地であり、生活の場としての觀念が極めて稀薄となつてゐること

は反省を要するものがあります。

北海道の開発は、住民が自らの生活の場所としての北海道建設でなければならず、またこれなくして眞の北海道開發は達成し得ないものと固く信ずるのであります。

新生活の建設とは、こうした北海道建設を目的とする道民自らの生活の開発であり生活の態度なのであります。しかも既にしかる新生活建設の運動が興され、漸次進展をみつつある次第であります。これに對處する道の具體的對策として、その啓蒙活動の強化、生活文化賞の制定、本廳機關の整備、指導の中心對策として各部に通ずるモデル地區の設定、現地出先機關の総合的生活指導の強化等を行い、さらに各般の行政執行をこの點に指向し、かくて住民の生活合理化、自主的活動の指導と促進がはかられるのであります。

しかもこれらを通じて、生活と産業を守り、郷土を建設する意欲の昂揚が期し得られると存するのであります。

このような新生活建設の政策は、道のあらゆる政策、施策と表裏の關係に立つところのものであり、かかる民衆運動と指導行政の調和こそ、民主政治の新しい一つの姿なのであります。

また、一方道内には、經濟的にも文化的にもとり残されたいわゆる未開發地域があり、これこそは經濟効果の追求にのみ専念した、過去の植民地的北海道開拓政策の結果に外ならないのであります。

未開發地域の開發運動は、新生活建設運動の一環であり、これが具體的な施策は新生活建設のそれと軌を一にするものであります。

最後に、千島、齒舞諸島の返還問題について申し上げます。

終戦以來、道民によつて熱心な返還運動が續けられてまいりましたが、最近米國大統領はその一般教書の中に、ヤルタ協定の破棄を打ち出し、これを巡つてこの問題は今や單に國內のみに止らず、國際的注視を浴びるにいたつたのであります。

申すまでもなくこの問題の解決は、現下の深刻なる國際情勢に鑑み、なお幾多の困難が豫想されるのであります。道民全體の悲願として、返還運動の目的達成のため、たゆまざる努力が要請されるのであります。

以上、私は道行政が當面する厳しい現實を卒直に認め、かつてない複雑困難なる諸情勢に對處する私の固い決意を披瀝したのであります。議員各位におかれましても深い御理解を賜わり、絶大なる御支援、御協力を與えられますよう衷心より御願ひ申し上げます。

知事説明要旨

茲に提出いたしました昭和二十八年年度北海道費歳入歳出予算案その他につき、まして、その大要を御説明申し上げます。

今日、いずれの地方公共團體においても、政府の施策に基づく義務的経費の増嵩著しきにかかわらず、國の行方財源附與が、これに伴わないため、未曾有の財政難に達着いたしておりますことは、今更申し上げるまでもないところであります。固より開發途上にあり、しかも幾多の特殊性を包蔵する本道においては、勿論このらつ外にはあり得ないのであります。

従つて昭和二十八年年度費豫算の編成に當りましては、經常的経費たると臨時的経費たるとを問はず、その行政効果について、全く新たな視野に立つて、嚴正なる批判檢討を加え、効率的な豫算計上を企圖すると共に、事務需用費を含む一般行政経費については、極力これを壓縮して財源の捻出に努め、限られた財政の範圍においてではあります、さきに施政方針のなかに述べた諸政策に重點を指向し、その具體化に努めた次第であります。豫算の總額は

普 通 會 計	二百九十七億六千五百九十四萬圓
特 別 會 計	三十七億八千九百三十九萬圓
合 計	三百三十五億五千五百三十三萬圓

となるのであります。

以下普通會計の歳出の主なるものから順次御説明申し上げます。

先ず第一は産業經濟費についてであります、農業關係から逐次申し上げたいと存じます。

現下の社會經濟情勢の動向に鑑み、生産の増強による食糧の自給度の向上と農家經濟の安定を圖り、自立經濟確立の要請に應えんと共に農民生活を基盤とした、より高度の營農態勢、特に有畜農業の確立を推進し、併せて農村文化の向上等總合振興を目的とし、この目的達成のため重點的にこれが豫算化に努めたのであります、先ず、

農業の多角經營による收支の均衡と地方の維持増進、食生活の改善、經營の合理化をはかりますため、前年に引續き牝牛貸付を繼續することとし、一般及び開拓農家分を合し一千頭分、六千萬圓を見込み、これに本年度の仔返しを豫定される一千六十八頭を合せ、貸付いたしたいと存じております。また本道は國內種畜の供給基地とし、ま

た有畜經營の基本である家畜の改良増殖をはかるため、輸入原々種牛の購入費二頭分

計上し、血液の交流をはかつて、近親蕃殖による資質の低下を防止いたしたいと考えます。この外優良種牡畜の充足更新のため、

貸付種牡牛購入費二十五頭分

一千二百六十二萬圓

同じく種牡馬購入費十八頭分

八百六十六萬圓

を見込みますとともに、

種牡細羊購入助成費百頭分

二百五十萬圓

種牡豚購入助成費五十頭分

七十五萬圓

を計上いたしました。

また家畜人工授精所整備統合計畫を昨年より實施いたしておりますが、本施設は家畜改良増殖の根幹をなすものであり、その健全なる育成をはかりますため、前年に引續き民間九カ所に對する助成費

二百十六萬圓

を見込みました外、

道立人工授精所の運営費

三百二萬圓

種鶏場設置助成費五カ所分

百八十萬圓

を計上いたしました。

更に家畜衛生の普及徹底を圖り、その保護育成を指導いたしますため、三十九カ所の家畜保健衛生所の維持運営費

一千二百六十一萬圓を

また、畜産資源の保持培養に資しますため、家畜傳染病の豫防檢診等の經費として、

馬の傳染性貧血症檢診費

二千四百五十三萬圓

同じく流行性腦炎及びパラチプスの防疫費

三千七百九十四萬圓

牛の結核檢診費

五百十七萬圓

同じく流行性感胃豫防疫

二百六萬圓

豚コレラ及び雛白痢等の豫防疫

五百六十三萬圓

等合計八千二百九十五萬圓を計上いたしますとともに、年々四千余頭を斃殺するの余儀ない事情にある馬の傳染性貧血症對策としてこれが病源を究明するための經費

二百萬圓を

見込みました。

なお家畜の飼料給源として牧野の集約的利用は營農上ゆるがせに出来ないことは、

言をまたないところでありまして、これが経費といたしましたは、模範牧野設置助成費
百二十五萬圓

管理牧野、保護牧野の改良及び草地の牧草化促進に對する助成費

三千三十三萬圓

牧野改良機械の導入及び牧野對策等の経費

二百二十二萬圓

を計上いたしました外、

種畜場の経費

三千五百二十萬圓

種羊場の経費

一千九百九十萬圓

をもつて種畜の改良増殖機關の機能發揮に遺憾のないようにいたしますとともに、

種畜場の復舊費

三千五百九十四萬圓

を見込んだ次第であります。

次に農業生産力の基盤をなす耕土改良の経費についてでありますが、本事業開始以來五カ年を経過し、その實効顯著なることが實證せられ、本年度は國庫補助

一億八百八十一萬圓

の交付の見透しを得ましたので、これを見合つて、トラクター及び附屬農具の購入費

二億一千七百六十三萬圓

を計上し土地生産力の擴充強化をはかりますとともに、これに併行して酸性土壤改良のため、

石灰購入費補助として國庫補助分

四千七百六十二萬圓

に道費補助分一千五百萬圓を加え

六千二百六十二萬圓を

また寒地に適した優良種苗の普及を圖り、飛躍的増産の實を挙げますため、

道直營の十四原種農場の經營費

一千七百八十二萬圓

原種圃の經營並びに管理委託料、水稻外十四品種分

二千六百三十一萬圓を

更に道内種子馬鈴薯の迅速なる更新を圖りますため、

馬鈴薯原種農場を新に設置いたしますための経費

三百萬圓

赤クロバー採種圃設置助成費

四百五十萬圓

とうもろこしの一代雜種の種子乾燥庫設置助成費

百五十萬圓

水稻保溫折衷苗代設置助成費

七百九萬圓

等を計上いたしました、また、

病害虫防除の徹底を期しますため、病害虫の緊急異常發生に對處する備蓄農藥購入資金として、北海道購買農業協同組合連合會に對し、三千萬圓を貸付することとした

しました外、

水稻及び麥類病害虫防除費

四千五百八十四萬圓

馬鈴薯輪腐病防除費

三百八萬圓

病害虫防除所等の経費

七百三十六萬圓

を見込みますとともに、

はつか、距離、アスパラカス等輸出向農産物の増産獎勵費 七百六十二萬圓

を、また、

甜菜の産増振興獎勵費

一千六百六十九萬圓

をそれぞれ計上いたしましたのであります。更に農業技術の急速なる普及滲透を圖りますため、

農業改良普及員の活動費

三千二百四十八萬圓

農畜産技術改良獎勵費

四百九十五萬圓

普及員の訓練講習會費

四百三十九萬圓

農村青少年クラブ活動獎勵費

百三十二萬圓

農業講習所費

九百三萬圓

農業研究所費

四百六十二萬圓

をそれぞれ計上いたしましたのであります。

次に農業試驗場につきましては、

維持運営に要する経費

七千四百四十五萬圓

を計上する外、當面緊急を要する本場及び支場の整備費 一千六百三十一萬圓を加えまして、八千七百七十六萬圓を計上いたしました次第であります。

以上の外、

馬鈴薯澱粉モデル工場設置助成費

二百五十萬圓

農業共済組合育成費

五百五十二萬圓

生活改良普及費

百四十七萬圓

農業綜合指導實踐聚落設置費

百十五萬圓

等、農業振興のための諸経費を計上いたしその遺憾なきを期したいと存じます。

次に農産物の流通對策といたしまして、

農業倉庫の設置助成費

一千四百萬圓

を見込みました外、本年度新たな施策といたしまして、北海道販賣農業協同組合連合會に對し、三億圓を貸付いたしまして、農産物の共販體制を強化し價格の安定を圖る

ことに寄與したいと存するのであります。また、農家經濟と表裏一體をなす農業協同組合の育成強化政策につきましては、組合の經營改善、再建整備組合の特別指導、あるいは、役職員の素質の向上等を重點的に實施することとし、これらの經費といたしましては、

組合の經營改善並びに検査等育成指導のための經費 五百二十七萬圓

再建整備組合の指導費 二百萬圓

また再建整備法の適用除外となつた組合については、前年に引續き系統機關からの融資についてその一部の利子補給をなすこととしたし、この經費 四百萬圓を見込みました外、

北海道厚生農業協同組合連合會の經營する醫療施設に對する助成費 三百萬圓

農業金融對策費

百九十五萬圓

農業協同組合講習所費

二百三十一萬圓

農産物販賣改善對策費

百四十萬圓

等の諸經費を計上いたした次第であります。

次に商工業關係について申し上げます。

本道の總合開發を達成し、道民生活文化の繁榮を圖るためには中小企業の推進安定と内外交易の伸長、さらに原料生産經濟から、高次加工經濟への進展が不可欠の要件でありまして、このような事情を勘案して從來の施策をさらに一歩前進せしめるよう豫算化を圖つたのであります。

まず中小企業の維持安定對策についてでありますが、本道における中小企業の經營不振の原因は、資本及び經營能力の貧困、技術の低位、その自然的條件等に制約され一面經營規模の適正を欠き、零細企業がその大多數を占めておりますので、まず業界の組織體形の確立をはかるため

業界診斷及び企業體形の確立指導費

百三十萬圓

商工協同組合の育成指導費

二百十五萬圓

また經營の合理化を推進するために

企業診斷及び企業合理化の普及費

三百二十七萬圓

能率指導所の經費

五百萬圓

機械類の購入貸付のための經費

八千五百四萬圓

組合共同施設の助成及び指導費

六百四十萬圓

技術の向上を圖るための經費 百九十七萬圓
を見込み、また金融對策につきましては、中小企業の信用力を補強し、貸出資金源の増強を圖りますため

北海道信用保證協會に對する増資金

二千萬圓

同協會に對する貸付金

三億圓

同協會に對する損失補償金

四千八百四十四萬圓

さらには系統機關たる商工組合中央金庫に對する貸付金を見込み、またこれら施策の徹底的助長を期しますため

一億圓

中小企業相談所の指導並びに助成費

一千三百三十七萬圓

を計上いたし、中小企業の危機を打開し、その維持安定に資したいと存する次第であります。

また内外交易の伸長につきましては、本道資源の上に立つ輸出産業の振興に重點を置き、その經營の合理化、品質の高度化と國際價格へのさやよせを計るとともに、海外市場の調査分析、販路擴張等總合市場對策を講ずるための調査指導、宣傳等の經費

北海道貿易館費

三百六十九萬圓

北海道貿易會助成費

八十萬圓

を計上いたしました。

また國內販路の面におきましては、地理的惡條件に加え、本州業者の進出、一般的不況から經營不振にあえぐ本道業界の實狀に照し科學的な市場の調査分析により經濟活動を助長し、また活潑な宣傳により海外市場の開拓を圖る反面、道產品の愛用を促進することとし、この調査宣傳のための經費として

五百八萬圓

を計上いたしますとともに

物産轉送東京事務所費

二百十八萬圓

同 大阪事務所費

二百三十二萬圓

北海道物産協會助成費

百萬圓

新潟産業博覽會參加費

七百萬圓

等を見込みました。

次に電力の増強については、本年度におきましてもさらに新規開發を促進し、他面電力不足に對處して、その合理的使用を圖ることとし

電力対策諸費

二百八十二萬圓

を計上いたしました外、未電化地帯における開發を助長促進いたしますため

中小電源施設助成並びに指導費

五千八十萬圓

を計上いたしました次第であります。

また工業の開發振興につきましては、總合開發計畫に即應し特に高次加工工業の樹立のため

産業高度化調査費

百八十萬圓

工業立地條件調査及び工業誘致促進費

百二十八萬圓

工業試験化助成費

百萬圓

を見込みました外

既存工業の再建増強、技術の振興等を圖るための經費

百八十四萬圓

を計上いたしましたのであります。

以上の外、本道商工業の振興に關連して

商工業振興對策委員會費

百三十萬圓

釧路産業會館の設置助成費

二百五十萬圓

なお工業試験場につきましては逐次これを整備強化することとし、これが維持試験調査に要する經費をさらに地下資源の開發につきましては、特産有用礦物及び天然ガスの開發等に主眼をおき、これらの經費といたしまして

地質圖幅調査費

二百四十九萬圓

有用礦物調査費

三百十四萬圓

天然ガス開發費

百八十七萬圓

石炭、天然ガス等の試錐探査費

一千百四十四萬圓

等を見込み、これに併行して鑛業の振興燃料炭の確保をはかりましたための經費として

百六十萬圓

を計上いたしました次第であります。

なお、本道總合開發の進展と文化の向上に寄與するため、今回設立豫定の北日本航空株式會社出資金として

一千五百萬圓

を計上いたしました。

次は、水産業關係について申し上げます。

本道の水産は、今日その立遅れと脆弱性の脱却を強く要請されているのでありましてそのためには金融對策の強化、更には北洋出漁等一連の施策を積極的に推進し、漁業

經濟の安定と漁村文化の向上に寄與したいと存するのであります。

先ず淺海増殖振興費といたしましては、投石岩礁破碎等を前年に引續き獎勵することとし、これが助成費並びに指導費を合せ

五千九百八十五萬圓

貝類等の増殖施設助成費

八百十八萬圓

淺海保護水面管理、淺海増殖適地調査並びに貝類増殖施設効果調査費等

三百六十六萬圓

を見込みました。

次は漁業開發基地としての漁港並びに簡易船入瀬工事等についてであります。漁港修築費については、

三億八千七百十萬圓

工事に伴う作業船の整備費

六千六百六十六萬圓

港灣簡易工事費

一億一千六百萬圓

を計上し、その速かなる整備を圖らうとするものであります。

更に六基地における大開發漁田開發費としては、

住宅二十戸分

二千四百萬圓

電力誘致

一千八百萬圓

分教場四棟、船揚場二カ所、取付道路十軒等の經費 一千二百五十三萬圓
合せまして四千六百六十一萬圓を計上いたしまして、生活の安定と環境の改善充實をはかりたいと存じます。

また遠洋漁業の振興に備え、北洋漁業出漁促進資金として北海道漁業信用基金協會に對し、

三千萬圓を

貸付いたしますとともに、本道漁船の利益を確保するため母船會社として近く設立を目論まれている株式會社北海道漁業公社に對する出資金

二千萬圓を

計上いたしました外、本年三月竣工を豫定しております調査船による北洋漁場調査のための經費

九百萬圓を

見込み積極的に漁場の開發に寄與したいと存する次第であります。

次は漁村經濟安定方策としての漁業資金流動化について申し上げます。

從來着業並びに設備資金等の導入が非常に困難であつたのでありますが、これが融資の促進を圖りますため、過般公布施行せられました中小漁業融資保證法により、新に國の補償の途が拓かれることとなつたのでありまして、道といたしましては、この制度を十二分に活用して着業の圓滑化に資することとし、その實施機關たる北海道漁業

信用基金協會の基金強化を圖るため同協會に對し、二億圓を出資することとしたしまた外、

漁業權證券資金化對策費

百九十七萬圓

農林特種資金導入等の經費

八十萬圓

を見込みました。また

生産と表裏をなして、漁業經濟に重大な影響をもつております漁獲物及び水産加工品の消流對策としては、

重要漁族の出荷總合對策費

五百二十萬圓

水産製品の販売促進等の經費

百九十七萬圓

水産倉庫建設助成費

四百萬圓

を計上し、漁業經濟の安定に資したいと存する次第であります。

また、沖合漁業への轉換對策といたしましては、

噴火灣の小手網漁業轉換のための助成費

二百八十萬圓

石狩川口における鮭、鱒流網漁業への轉換助成費として 二百三十三萬圓

をそれぞれ見込みまして、これが促進を圖ろうとするものであります。

以上の外、

水産業協同組合育成指導費

六百九十六萬圓

漁村更正對策費

二百七十八萬圓

漁業入會調整並びに漁場測量等漁業操業指導費

四百五十四萬圓

漁業秩序維持のための漁業取締の經費

二千三百六十三萬圓

漁業調整委員會の經費

二千九百六十一萬圓

水産試験場の經費

五千二十四萬圓

水産孵化場の經費

三千八百八十九萬圓

水産練習所の經費

六百六十萬圓

水族館の經費

九百六十九萬圓

等をそれぞれ見込みまして、水産振興に遺憾のないよういたしたいと存じます。

次に林業關係の經費について申し上げます。本道總合開發推進の一環として荒廢せる森林を緑化撫育し、資源の保持培養に努めることは刻下の重要課題でありますことは今更言を俟たないところでありますが、特に民有林の森林蓄積は著しく減少しておりまして現況に鑑み、造林の振興を頂點とする國の施策に順應しつつ他面林道施設の擴充と相俟つて奥地林の開發に努めると共に、山地荒廢地の復舊水源林、防災林の造成等

國土保全の見地からも治山事業の推進につとめ、もつて民有林の速かなる恢復につとめる一方消極部面としては林産工業を振興して木材利用の高度化をはかる等、需給調整にも遺憾のないようにいたしたいと存するのであります。

先ず造林振興關係につきましては、人工植栽三萬五千町歩、人工播種五十町歩、天然下種補整九千町歩、學校植林二千町歩の達成を目途としての、

森林資源造成事業費

五億三千八百八十四萬圓

造林臨時措置法に基ずく四萬五千町歩の認定費

三百六十萬圓

造林獎勵の必須の要件である樹苗の確保對策として、

道直營の苗圃の經營費

四千九十八萬圓

結果採取事業費

一千三百四十六萬圓

優良苗木購入調整費

一億五千八百五十六萬圓

からまつ苗木を委託養成のための經費

二千三百七十五萬圓

民營苗圃の獎勵費

二百七十七萬圓

等を計上いたしました。

さらに國土保全並びに森林資源の保護のための經費として、

山地崩壞地の復舊その他の治山事業

二億一千七百八十八萬圓

林野火災警防費

四百三十六萬圓

野鼠の防除等森林保護の經費

一千五百七十六萬圓を

また未開發林分の利用及び森林經營の足場となる林道施設のための經費

九千二百六十二萬圓

さらにまた森林經營の合理化、並びに植伐の均衡生産費の低減、木材利用の高度化を

圖りますための經費としては、

森林計畫編成費

二千四百十八萬圓

森林經營指導費

七百七十四萬圓

林業技術普及費

三百八十五萬圓

林産物振興對策費

六百六十七萬圓

木炭生産指導費

五百四十六萬圓

なお林業指導所の經費として、

林産工業中間試験費

八千七百七十三萬圓

應用研究費並びに調査費

一千七萬圓

木材糖化試験費

七百五十萬圓

及び本所の維持費を加えまして
を見込みました。以上の外

一億一千五百萬圓

道立公園費

六百六十四萬圓

國立公園費

六百八十五萬圓

觀光森林施設費

百五十八萬圓

徴政諸費

三百五萬圓

保安林並びに同配備調査費

二百九十一萬圓

防霧林應用調査費

二百萬圓

森林組合の再整備並びにこれが振興費

三百二十一萬圓

耕地防風林設置助成費

二百萬圓

輸出林産物増産奨励費

百八十二萬圓

等を見込みまして林業の振興を圖りたいと存する次第であります。

次に開拓事業關係について申し上げます。昭和二十八年度の國庫助成による新規入

植者は、二千戸の決定を見ておるのでありますが、これら入植に對應する經費とい

しまして、

五億六千三百八十九萬圓

開拓建設工事費

一千四百四萬圓

用地配分費

五四、九一〇町歩で

入植施設といましては、住宅三、一八〇戸、小學校三〇棟、標準住宅二十戸の建

三億四千三百八十八萬圓

開拓地災害復舊費

六億一十一萬圓

開墾作業費補助

一三、四二六町歩分

酸性土壌改良費補助

五億四千七百七十九萬圓

を計上いたしました外、新に國の助成を得ることとなりました國の直轄または道の代

行工事地區以外の小墾地の基本工事費に對し八百十八萬圓を、また建設工事の附帶工

事費として二千二百萬圓、及び奥地開拓地に通ずる簡易軌道の補強費として

一千七百八十萬圓

並びにこれらの事業計畫調査及び指導檢定等の經費一億九十一萬圓を見込みまして、

事業の執行に遺憾のないようにいたしたい所存であります。

さらに新規入植者の受入れに伴う諸般事業の圓滑なる推進を圖りますため、入植者の

選衡及び編成のための經費

六百十五萬圓

開拓者の資金對策に要する經費

四百四萬圓

開拓地區及び道路計畫等に要する經費

五千八百九十萬圓

開拓審議會の運営費

六百五十萬圓

農村建設計畫調査費

百八萬圓

を計上いたしました外、入植者營農の合理化と生活安定向上をはかりますため

經營指導對策費

一千四百九十二萬圓

綠肥作物種子購入助成費

三百六十萬圓

開拓醫、保健婦助産婦の設置費

一千二百五十一萬圓

常備藥品、巡回映畫、花嫁輪旋等文化厚生のための經費

二百二十六萬圓

開拓協同組合育成對策費

二百六十九萬圓

を見込んだのであります。また

特定地域の基本調査に要する經費

百八十九萬圓

國土調査法に基き新たに地籍測量實施のための經費

百五十萬圓

開拓促進奨励費

二百六十七萬圓

拓殖實習場の經費

一千百十六萬圓

宇地番整理費

百七十八萬圓

等を計上いたしました、開拓事業の圓滑なる進展を圖ろうとするものであります。

次に土地改良事業についてであります、國庫補助による團體營の事業費補助とし

ましては

灌漑排水事業費

一億二千四百四十四萬圓

暗渠排水事業費

二億六千七百四十五萬圓

馬籠客土事業費

八千二百五十八萬圓

區劃整理事業費

二千六百八十五萬圓

農道事業費

一千七百七十七萬圓

及びこれに伴う事務費五千六百七十三萬圓をそれぞれ計上いたしました。

また道營事業といしましては

灌漑排水事業費

四億八千五百四十六萬圓

軌道客土事業費は從來團體營のものをあわせて道營施行のこととし

溫水溜池事業費

三億五百九十二萬圓

溫水溜池事業費

三千五百三十九萬圓

さらに本年度から新たに道営として実施することとなりましたものは

畑地灌漑事業費 二百五十萬圓
土壤保全事業費 二千萬圓

道営小規模土地改良事業費として農地改革に伴つて行われる事業分を含め 六千五百萬圓

また、道営災害復舊事業費 三千百十四萬圓
を見込みますとともに、

道営事業の圓滑なる施行を期しますための土地改良事業機械整備費として 三千三百三十三萬圓

を計上いたしました。

以上の外
耕地災害復舊費 一千八百十五萬圓
土地改良事業獎勵費 四百萬圓

土地改良區連合會共済施設助成費 二百萬圓
を見込みました。

なお昭和二十六年及び二十七年の議決にもとづく道單獨補助事業に對する義務負擔額五千五百四十九萬圓を計上いたしました。

次に農地關係につきましては、
新農地法にもとづいて農地の調整利用關係の指導に要する經費 二百九萬圓

自作農創設維持に要する經費 一千三百二十二萬圓
農地の交換分合事業に要する經費 二千七百三十九萬圓

道農業委員會費 一千四百十四萬圓
市町村農業委員會の運営費 一億七百一十一萬圓

農業委員會道連合會に對する助成費 百二十萬圓
をそれぞれ見込みました外

未墾地の取得及び資渡し等の經費については、それぞれ國庫補助金を見合ひまして 四千九百六十萬圓

を見込んだ次第であります。
次に土木費についてでありますが、まず公共事業費から申し上げますと、道路橋梁關係におきましては

道路改良費 二億三千八百三十三萬圓

道路局部改良費 三千九百萬圓

永久橋架換費 三億圓

木橋架換費 八千百萬圓

道路鋪裝費 三千二百萬圓

鋪裝道補修費 一千八十萬圓

災害防除費 一千八十萬圓

道路調査費 三百六十萬圓

河川事業といたしましては 河川改修費 五億七千三百三十三萬圓

河川局部改修費 一億五千八百八十萬圓

砂防工事費 八千百萬圓

海岸浸蝕防除費 三千九百萬圓

河川調査費 七百二十萬圓

等を計上いたしました外
土木機械整備費 三億三千三百三十三萬圓

災害公共事業費として 災害土木復舊費 三億圓

災害河川改修費 三千萬圓を
見込んだ次第であります。

以上の外道單獨の事業費といたしましては、
道路小破修繕費 八千萬圓

道路局部改良費 五千萬圓

永久橋架換費 一千萬圓

木橋架換費 四千萬圓

幌西郊地區の土地區畫整理事業を実施することとし、この經費一千萬圓を見込んでおりますが、これが財源は地元からの負擔金等を引當てとしております。

さらに土木關係一般行政費として、

建設業諸費	三百十萬圓
道路管理費	六百五十萬圓
水防費	二千二百二十七萬圓
河川管理費	一千二百六十五萬圓
都市現況調査費	七百萬圓を
見込みました外	
市町村道路改良費補助	二千五百萬圓
上水道施設費補助	一千二百三十萬圓
町村河川災害防除費補助	二百五十萬圓
定期航海費補助	八百萬圓

を計上し、なお東札幌土地區畫整理事業繼續費は、昭和二十七年で終了の豫定でありましたが、諸般の事情によりさらに一年延期のことといたしたくこの經費

一千五百萬圓を

計上いたした次第であります。

次は教育費に關する事項についてでありますが、道民の生活文化の向上も、新日本建設も、教育にその根基を培われるものでありますことについては、今更に贅言を要しないところであります。

従つて、北海道教育委員會から送付を受けました歳入、歳出豫算につきましては、同委員會と慎重協議を重ねた次第であります。

而して、教育費豫算百億二千三百九萬圓中最も大きな部分を占めるものは教職員の人件費でありまして、特に本年度は昨年度實施の給與ベースの改訂により、大幅な増額をみて居るのであります。

次に學校關係經費としては、

小學校において

四十四億五千四百七十六萬圓を

また、中學校において

二十六億三千四萬圓

高等學校費において

十五億四千三百八萬圓

定時制高等學校費において

五億五千九百九十四萬圓

盲ろう學校費において

一億二千百七十六萬圓

通信教育において

五百二十八萬圓

合計

九十三億一千四百八十六萬圓

を計上したのでありますが、この内人件費につきましては、

全日制高等學校において募集學級を七學級増加して、この經費

二百七十八萬圓を

また定時制高等學校において、道立高等學校に八學級、市町村立分校を七學級、計十五學校十五學級を新設して、この經費

五百九十四萬圓を

計上いたしますと共に、從來市町村において支辨しておりました十六校の教員給與費を道において、支辨することとして、この經費

一千九百五十九萬圓を

見込み、また通信教育において、從來の生徒三百名を一千名に増加することとして、この經費

三百萬圓を

計上して、勤勞青年の教育施設の整備擴充を期しましたことの外は、教員の給與はすべて現行定數により計上いたしましたのであります。

次に人件費以外の主要なものといはしましては、

札幌北高等學校外三校の改築費

一億圓

高等學校屋根及び校舎等修繕費

三千三百五十萬圓

高等學校防火施設及び内部施設費

一千四百十三萬圓

高等學校實習費

二千三百三十七萬圓

高等學校々舎その他の整備事業に伴う建物買収年賦金及び利子

八千二百三十一萬圓

高等學校々地及び屋外運動場買収費として

一千四百三十五萬圓

定時制高等學校圖書費及び實習費

三百五十七萬圓

野幌高等學校災害復舊費

一千四百萬圓

釧路ろう學校々地買収費

百四十四萬圓

盲ろう學校防火施設及び内部設備費

百二十五萬圓

稚内ろう學校外二校の寮舎新、増築費

三千三百萬圓

盲ろう學校生徒就學手當

六百八十八萬圓

をそれぞれ計上いたした次第であります。

また教育内容の刷新充實を圖りますために、

教員講習費

一千五百萬圓

教員養成費

九百九十八萬圓

教職員検定試験費	百八十一萬圓
教育研究所會費	四百五十三萬圓
教育研究所運営費	五百二十八萬圓
教育奨勵費	百八十萬圓
新制中學校整備事務費	四百三十萬圓
教育指導費	二百九十八萬圓
産業教育振興費	六千五百五萬圓
教科用圖書採擇費	百九萬圓を
それぞれ計上し、教職員の厚生施設としては、	
教職員共済組合給與費	二億百二十萬圓
見込みますと共に、教育行政の合理化と機能の發揮を圖るための、	二千五十萬圓を
教育調査費	三百八十六萬圓
教育公報費	六百十二萬圓
教育広報費	三百四十一萬圓
地方行政連絡費	百三十四萬圓を
計上した次第であります。	
次に社會教育の振興を圖るための經費として、	
社會教育指導費	百六十二萬圓
成人並びに青少年教育費	六百一萬圓
社會教育施設費	四百六十八萬圓
文化振興並びに文化財保護費	三百十七萬圓
視聽覺教育費	五百九十三萬圓
圖書館運養費	六百六十四萬圓
教育研究所經常費	二百二十萬圓を
それぞれ計上いたしました。	
次の保健體育に要する經費としましては、	
保健體育指導費	百四十九萬圓
學校並びに社會體育振興費	一千四百四萬圓
結核検診等を行う學校保健費	一千三十二萬圓
學校給食費	七百九十萬圓

學校給食貸付金	二千萬圓
教員保養所經營費	四千四百三十八萬圓
をそれぞれ計上した次第であります。	
以上の外、教育委員會事務局費	一億八千三百七萬圓
教育委員會地方事務局の廳舎營繕費	百十七萬圓
道立學校並びに教育委員會事務局職員の住宅施設費	一千二百三十萬圓
浦河高等學校復舊費	二千五百萬圓
文教施設災害復舊費	三百萬圓
を計上しまして教育行政の遂行に遺憾のないようにいたしました次第であります。	
次は社會及び勞働施設費に關する事項であります、先ず民生關係につきまして申し上げたいと存じます。	
生活に困窮する道民に對し、その困窮の程度に應じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障いたしますことは、社會福祉事業の根幹をなすものでありますので、これがため、	
生活保護費	十億八千百萬圓
保護對策費	四百二十二萬圓
を計上し、約七萬六千人を對象とする各種の扶助に萬全を期しますと共に老年者保護のため、道立養老院、靜和園費四百七十二萬圓を計上いたしました外、更にこの種施設の充實を圖るため二千萬圓を計上し、道東地區に道立養老院を設置することといたしました。また授産場に對し、その運轉資金として一千二百萬圓の貸付金を見込み授産事業の振興を圖ろうとするものであります。	
次に本道において、約二萬八千人と推定される、盲ろう啞者、肢體不自由者、戦傷病者の保護に萬全を期するため、	
身體障害者福祉費	一千百八萬圓
戦傷病者保護費	一千四百二十二萬圓
を計上いたしますと共に、身體障害者更生相談所並びに身體障害者更生指導所に要する經費一千四百四十四萬圓を見込んだ次第であります。	
次は引揚者の援護であります、從來の應急住宅の疎開並びに中共引揚者の住宅建築及びその他の援護のため、	
中共引揚者受入援護費	三千十八萬圓
既引揚者の住宅設置費	一億三千四百四十九萬圓

を計上いたしますと共に、更生資金貸付事業費一千二百萬圓を見込みました。

次は児童並びに子を持つ婦人の福祉対策についてであります。児童の不良化を防ぎ且つこれが健全な育成を期しますことは極めて肝要なことでありますので、見捨てられた幼児及び児童の救護並びに保護のため、児童保護育成費一億一千八百十萬圓、児童福祉対策促進費九百八十七萬圓を計上すると共に既設の救護院、児童相談所、精神薄弱児施設、乳児院、肢體不自由児童施設等の経費として四千九百九十五萬圓を見込みました外、更にこれらの施設拡充のため、児童相談所新設費四百萬圓、乳児院新設費一千萬圓を計上いたしました。また、婦人福祉対策として、

婦人対策費 一千二百六十九萬圓
保母育成費 二百六十七萬圓
を計上いたしました。

次に生活困難者の獨立自営の資金となる、生業資金の貸付についてであります。本年度においても四千萬圓を計上し、後に述べます母子福祉資金貸付事業と相俟つてその成果を期せんとするものであります。

以上の外、社会福祉事業の振興を圖るため、

民生事業費 百二十四萬圓

社会事業振興費 七百九十七萬圓

社会福祉事務所費並びに社会福祉事業職員指導訓練費

四千九百七十一萬圓

社会福祉事業監査指導費

二百六十五萬圓

社会調査統計費 二百六十萬圓

北海道社会福祉審議會費 百十萬圓

消費生活協同組合育成のための運轉資金貸付金をそれぞれ見込みました。

次に国民健康保険の振興についてであります。国民健康保険の運営如何は道民の生活に及ぼす影響の極めて大なるものがあるのに鑑み、

直營診療施設設置費補助 七千五百萬圓
保険者事務費補助 六千九百二十二萬圓
保健婦設置費補助 八百四萬圓
保健指導醫設置補助 百二十萬圓
国民健康保険助成交付金 一億四千六百四十一萬圓

国民健康保険振興強化費 五百萬圓

をそれぞれ計上いたしました。

次に未復員者、未引揚者及び遺族の福祉に關することについてであります。遺族並びに留守宅の福祉のため、

遺族留守宅福祉費 百八十六萬圓

未復員者調査費 五百七十八萬圓

復員處理費 八百六萬圓

未引揚邦人調査費 百八十萬圓

を見込んだ次第であります。

次に消防に關する事項であります。火災による災害は毎年巨額に達して居るのであります。本道における昨年の火災發生の状況を見ましても、件數一千八百六十八件、建物一千九百八十九棟、焼失坪數五萬八千四百四十九坪、山林原野五萬四千八百八十五町歩を灰じんに歸しており、その損害額二十二億七千六百三十六萬圓となつて居るのであります。従いましてこれが防止乃至は輕減と消防士の教養訓練を努めますことは緊急の要務でありますので、

消防振興費 四百五十七萬圓

消防學校費 七百八十七萬圓

を見込みました。

更にその他の災害の防止並びにその對策についてであります。昨年の十勝沖地震の場合の例によりましてその強化が痛感されるところでありまして、防災組織の整備及び訓練の經費百三十萬圓を計上いたしましたほか、災害による救助等に要する經費三百五十二萬圓を計上した次第であります。

次は勞務關係についてであります。我が國の社會經濟の實情に即して勞働者の地位の向上を圖ることは、勞政行政の一貫した基本方針であります。今後の困難な國際社會に伍して行くためには、民主體制の確立と經濟自立の達成とが何よりも緊要事であり、これがためには、勞働組合の民主的にして且つ責任性ある健全な發達と勞使關係の合理的安定が特に強く要請せられるのであります。勞働政策はこの要件の實現達成のために一段と強力に推進されねばならないと思ふのであります。

仍て本年度においては、民主的な勞働組合運動の確立と勞使關係の正常な發展を促進せんとする經費、 三百八十萬圓

勤勞者並びに日雇労働者の福利厚生施設設置費に對する補助金

三百五十萬圓

労働者福祉活動及び労働金庫の育成指導に要する経費

百三十六萬圓

中小労働組合育成指導及びI・L・O動促進連等の労働組合指導費

三百十七萬圓

北海道労働審議會の運営に要する経費

百四十八萬圓

札幌労働會館及び登別労働者保養所維持費

三百九十三萬圓

勞政事務所經常費

六百三十五萬圓

労働科學研究所の調査研究に要する経費

六百八十四萬圓

その他勞政行政運営に要する経費

四百六十三萬圓

をそれぞれ計上して、勞政行政の圓滑な運営を圖ろうとするものであります。

次に労働教育に關しましては、變化する労働狀態に對應して最も教育効果の擧るようその内容を一層充實することとし、

北海道中央労働學園開設費

九十七萬圓

視聽覺教育費

三百二十二萬圓

職場巡回労働講座開設費

百二十九萬圓

労働文化祭開催費

二百二十四萬圓

労働教育資料刊行費

二百三十七萬圓

を計上すると共に、全國的にその企畫及び効果について注目の的となりました、

通信労働教育講座開設費

三百四十二萬圓

を計上して遺憾のないようにしようとするものであります。

次に失業對策關係の経費について御説明申し上げます。

最近における雇用情勢は、經濟の動向に左右されて困難を告げておる實情にありますので、本年度におきましては、先ず應急對策としては、昨年度と同様國庫補助による

道直營の失業對策事業を實施するため、

二億一千五百六十一萬圓

を計上して年間四十九萬五千人の失業者を吸収するの外、道費補助による應急失業對策事業費三千萬圓を計上し、中小都市及び郡部の失業者約十五萬人を吸収しようとするものであります。

この他失業對策に關連した業務の総合的な運営と、失業情勢把握等の處理を圖るため、失業對策事業運営費四百萬圓を計上したのであります。

次に恒久的な對策としましては、求人開拓費百九十九萬圓を計上して年間約三萬人

の求人口を開拓するとともに、本道の地理的特殊事情に鑑み、新規事業といたしまして、地方巡回職業相談の強化擴充を期し、就勞の機會均等化等を圖るため巡回職業相談事業費百萬圓を計上し、郡部の雇用調整を計畫したのであります。

また日雇労働者の就勞配置に萬全を期するため、日雇労働者客場施設設置補助百八十萬圓並びに日雇労働者集合所の經常費三百六十六萬圓を計上いたしました。

更にまた、雇用と失業の實態を把握するため、雇用狀態調査費及び日雇労働者實態調査費として六十七萬圓を計上いたしました外、移動勞務及び開發基礎部門における需要勞務の確保調整對策費として四十六萬圓を計上するとともに、年少者の雇用促進と職業指導對策を強化する経費として七十萬圓並びに雇用調整對策事業費六十二萬圓を計上し、職業安定諸施策の浸透推進と失業對策に萬全を期そうとするものであります。

次に職業輔導事業關係といたしましては、一般公共職業輔導所の施設整備並びにこれが維持運営のための経費として

七千五百萬圓

身體障害者に對し職業輔導を行うための経費

七百三十九萬圓

遊休勞働力を活用し、郷土産業の振興を圖るための簡易職業輔導を行う経費

五百萬圓

工場、事業場等における監督者訓練に要する経費

四十五萬圓

職業輔導基準策定委員會費

四十三萬圓

を計上いたしますと共に、これらの事業の指導監督並びに職業輔導技術研究の爲の

経費として

三百二十九萬圓

を計上いたしました。

以上の外

内職斡旋相談所運営費

百九萬圓

共同作業所に對する運轉資金貸付金及びこれが指導費

千二百六十五萬圓

をそれぞれ見込みまして、産業振興と民生の安定に資そうとするものであります。

次に住宅關係について御説明申し上げます

住宅問題は、道民の生活安定の基幹をなすものでありまして、先ず第一に公營住宅建設指導費として七百七十八萬圓を計上し、國庫補助に公營住宅の建設を促進すると共に、道においても模範的な公營住宅三百戸を建設するための経費として三億七百二十九萬圓を計上いたしました。

次に、住宅金融公庫の融資による金融住宅指導審査費として百七十三萬圓を計上し

て、融資住宅の建設指導に當り、また貸貸共同住宅建設促進費として、二千九十一萬圓を計上して、北海道住宅建設公社に貸付し、二百戸の建設を圖ろうとするものであります。

次に住宅の改善につきましては、本年度は特に耐寒住宅の調査研究費に對し、國庫より百萬圓の補助も内定しましたので、住宅改善費として二百四十九萬圓を計上して現地指導によつて居住性と燃料經濟との合理化等を圖り、併せて調査研究を行い、これを一般に普及しようとするものであります。

また道立ブロック建築指導費におきましては、耐寒、耐火的なブロック構造建築の普及を促進するため、これが研究指導費として指導所運営費三百五十六萬圓を、またブロックの生産、試験及び現施設の改善費として、

ブロック工業化試験費

二千四十一萬圓

ブロック建築調査研究費

二百四十三萬圓

ブロック建築普及指導費

四十九萬圓

ブロック建築技術者を養成するブロック建築技術講習所建築及び設備費

四百萬圓

をそれぞれ計上いたしました外

耐火建築促進費

七百五十五萬圓

住宅對策費

百八十九萬圓

營繕諸費

二百九十五萬圓

をそれぞれ計上いたしました次第であります。

次は保健衛生費についてであります。衛生行政の第一線機關として直接道民の生活安定に重要な役割を果しておりますところの保健所を千歳、天鹽に新設いたしますための經費

一千八百萬圓

廳舎の腐朽甚だしく且つ狹隘な名寄、根室兩保健所の廳舎改築費

一千二百萬圓

保健所の經常費並びにその試験、検査器械等の整備費

五千六百十萬圓

をそれぞれ計上いたしますと共に隣接に恵まれぬ無醫村、部落に新たに診療所を五カ所設置致しますための經費

四百萬圓

並びに既設四十カ所の診療所經常費

三千八百七十八萬圓

を見込みました。

次に本年度は、北海道結核撲滅五カ年計畫の最終年度に當つておりまして、前年度

に引續き、

結核豫防接種費

九百七十四萬圓

健康診斷費

六千八百六十六萬圓

患者訪問等の經費

五百九十六萬圓

をそれぞれ見込みますとともに、既設結核療養所の運営費として

九千六百八十五萬圓を

また、結核療養所の建築及び整備費として

四千六百萬圓

を計上いたしました。結核病床の増床と設備の改善を圖ろうとするものであります。

次は傳染病對策であります。近年腸チフス、パラチフス等の急性傳染病は、漸次減少を辿つておりますが、赤痢のみは昭和二十四年以來逐次増加を示しておりますので、これが、防疫のため保菌者の検索を主とした豫防對策の經費並びに市町村傳染病院隔離病舎の建築及び一般豫防對策費として

七千八百八十六萬圓を

また寄生虫、トラホーム、痢、屈出傳染病等の豫防費として

三百五十萬圓を

計上致しました。

次は性病豫防についてであります。性病の檢診を強力に實施し、性病患者の早期發見と潜在患者の把握につとめ、完全治療を行うとともに、これらの治療機關たる道立性病病院の運営等に要する經費として

六千七百七十萬圓

また、公衆衛生思想の普及並びに衛生教育技術者再教育に要する經費として

七百九十八萬圓

優生保護對策及び相談所運営に要する經費として

九百十八萬圓

精神衛生對策費及び精神病院の建築費並びに既設病院の運営に要する經費として

四千四百七十五萬圓

をそれぞれ見込みました。

次は、環境衛生についてであります。狂犬病無病毒地帯を維持いたしますための經費

三千三百五十萬圓を

計上すると共に、食品衛生指導監視に要する經費として

一千七百三十五萬圓を

更に、清掃指導、ねずみ族、こん虫驅除の實施等に要する經費として

一千四百四十萬圓

水質衛生指導調査に要する經費として

六百四十一萬圓

環境衛生の指導監視等に要する經費として

八百二十六萬圓を

計上いたしました。

次は本道の重要資源でありますところの、薬用植物の生産助長を圖るための薬用植物の指導研究及び輸血用の血液製造費並びに不良醫藥品及び毒物、劇物の指導取締、傳染病患者發生防止のための防疫藥劑配給費等を含め、藥事諸費として三千六百六十一萬圓を計上いたしますと共に、各種衛生研究試驗、食糧榮養研究等の調査研究事業並びに衛生關係技術者の教育等一般衛生行政經費として、

衛生研究所費	九百五十九萬圓
食糧榮養研究所費	三百八十二萬圓
榮養改善指導並びに榮養調査費	四百四十八萬圓
人口動態調査等の衛生調査費	三百四十二萬圓
醫療監視等の醫務諸費	一千二百九萬圓
巡回診療費	四百萬圓
看護費	七百九十一萬圓
保健婦學院費	二百二十萬圓
うし豫防費	二百六十九萬圓
學校衛生教育費	三百五十萬圓

を計上いたしましたして、保健衛生の萬全を期そうとするものであります。

尙死亡統計において、高位に位する瘍疾病對策の強化を必要と認め、その研究のため四百五十萬圓を計上いたしました次第であります。

次に道職員費並びにその他の行政經費について御説明申し上げます。

職員の定数につきましては、合理的な配置と事務の簡捷化並びに事務能率の向上を計り、本議會におけるさきの議決に基く減員につきこれを措置いたしますと共に、更にその後における事務の廢止、縮少等の諸點につき慎重検討を重ね、普通會計において總數五百四十三名を減員することとしたのでありますが、一面結核療養所、敎護院、精神病院等の施設の完成乃至は保健所、診療所等の新設に伴い、その運営上増員を不可避とするものもあり、また開發關係の職員にして官吏より身分の振替となるもの等已むを得ないそれぞれの事由に基き一千四百三十四名の増員を見込んだ次第でありますして、この數とさきに申述べました減員との差即ち八百九十一名が定數條例中普通會計に屬する職員が増員となるのであります。

而して、道職員費につきましては、現給に基き定數によりこれを計上いたしましたのでありますが、向後生ずる欠員については概ねその三分の二を不補充することとし、な

お常時の欠員率をも見込んで可及的に經費の節約に努め、豫算の總額を二十七億三千五百十三萬圓に止めた次第であります。

次に新生活建設推進費についてでありますが、道民生活の安定向上につきましては道といたしましても各般の行政施策を講じこれを強力に推進することは勿論であります、一面道民自らの意欲による新生活建設への努力が期待されて居りましたところ幸い昨年來新生活運動に對する道民の關心も漸時昂まつて來つたのでこれを更に昂揚させると共に、これと相俟つて積極的に新生活建設運動の推進を圖るため、これが育成費並びに連絡調整のための經費として一千百萬圓を計上いたしました次第であります。

次は北海道總合開發調査費についてであります、前年度に引續き「北海道總合開發第一次五カ年計畫」を推進するための産業構造の分析、地域性の究明等の細部調査を更に強力に實施しようとするものであります、これらに要する經費一千三百八十萬圓を計上いたしました次第であります。

次は電源開發調査費についてであります、總合開發の基盤として電力資源の確保を圖りますことは最も緊要でありますので、本年度も引續き豊平川、夕張川下流及びその他の河川の電源開發の基礎調査等を行うため、これに要する經費として一千五百萬圓を計上いたしました次第であります。

次は第九回國民體育大會準備費についてであります。

多年道民の要望いたして居りました國民體育大會が、明年八月本道において開催せられることに内定いたして居りますことは既に御承知のとおりであります、これに關する各種の施設費につきましてはその規模、經費等につき關係方面と種々接洽協議を重ねつつあるところでありますので、今回は差當り必要な準備事務局費並びに組織委員會交付金及び公認審判員養成費等の經費一千三百四萬圓を計上いたしました次第であります。

以上の外

道議會費	一億一千九百十萬圓
監査諸費	一千五百六十七萬圓
公安委員會費	三千五十九萬圓
自動車の運轉免許並びに試験に要する經費	八百九十八萬圓
本廳並びに支廳の共通の需用費	八百五十六萬八千圓
會計事務取扱に關する諸經費	九百七十四萬圓

行政管理方式を確立し、その効率的運用を計るための行政調査費

六百五十四萬圓

事務能率改善指導費

五十五萬圓

千島齒舞返還懇請費

五十萬圓

未開發地域開發促進費

二百萬圓

科學技術振興のための連絡調整及び科學技術研究のための補助費等を内容とする

四百二十萬圓

科學技術振興費

二千八十一萬圓

在外公館及び諸機關との連絡調整、旅券の發給、駐留軍による被害の補償等の渉

道行政の民主化の徹底と地方自治の確立促進を目的とする廣報費

二千四百二十萬圓

職員研修費

百九十四萬圓

私立幼稚園並びに私立高等學校補助費

七百九十萬圓

東京事務所費

一億六千八百二萬圓

恩給基金並びに學校職員恩給金特別會計への繰出金

五千三百五十萬圓

職員の教養並びに職員の福利厚生、衛生管理等に要する經費

七千四百四十一萬圓

共済組合給與金

八百七十二萬圓

統計調査費

三千六百九萬圓

支廳々舎改築並びに増築費

二千四百五十萬圓

廳舎並びに公宅、寮等の維持修繕費

四千三百三十二萬圓

公債費

六億三百九十七萬圓

北大職員住宅建築資金貸付金

一千四百三十七萬圓

道有林野事業積立金並びに水產物検査費豫備基金に對する繰出金

五千六十七萬圓

徵稅諸費

二億一千四萬圓

市町村行政指導等の經費

一千六百二萬圓

無線電話及び有線電話保守運営並びに有線電話増設等の經費

一千四百九十萬圓

人事委員會費

一千五百七十一萬圓

選舉管理委員會費

一千二百五十二萬圓

北海道町村會館補助費

二百萬圓

貯蓄獎勵費

三百二十六萬圓

地方振興獎勵費

七百萬圓

地方行政協議會並びに地方振興委員會費

三百八十五萬圓

をそれぞれ見込みまして、各般の施策の萬全を期せうとするものであります。

以上は普通會計の歳出についてその大要を申述べたのでありますが、次はそれに見

合う歳入について順次御説明申し上げたいと存じます。

道稅收入については、現行稅制度の範疇において、各種目に亘り慎重な檢討を加へ

課稅標準の完全把握に努めますと共に、その増收を企圖し得るものについては極力收

入の増加を圖りました結果、稅の總額は六十三億百五十七萬圓となり、これは前年

當初豫算に比し七億七千八百四十一萬圓の増加となるのであります。

次に前年度當初豫算に較べその増加の著しいものとしたしましては、本年度調定分

において、

自動車稅

二千四百八十四萬圓

家畜稅

二千七百四十六萬圓

事業稅

四億六千五百一十一萬圓

滯納繰越分

二億七千九百九萬圓

でありまして、また減收の主なるものとしたしましては、漁業權稅の

二千二百九十二萬圓で

ありますが、この中家畜稅の増加は主として別に提案いたしております北海道稅條例

の一部を改正する條例案のとおり、現行稅率を五割引上げることによるものであり、

漁業權稅の減收は稅法改正による稅目の廢止によるものであります。

その他は課稅標準の自然増加等によるものであります。

次に稅外收入といたしましては、歳出需要に照應する國庫負擔金、國庫補助金及び國

の委託費等の國庫支出金八十六億六千八百萬圓を計上いたしますと共に、地方財政平

衡交付金につきましては、その全國平均の擴大等の事情を勘案して、八十八億九千萬圓

を見込んだ次第であります。

また、使用料及び手数料につきましては、經濟事情を考慮して、極力その増收を企

圖し八億四千六百四萬圓を計上し、公營企業收入といたしましては、實くじの發賣に

よる收入、自轉車競技費特別會計からの益金收入等を見込みまして、一億五百二十四

萬圓を計上いたしますと共に、港灣簡易工事道營灌漑排水事業等の負擔金三億二千二百十三萬圓、寄附金六千二百四十二萬圓、道有林野事業費積立金等の繰入金八千七百十萬圓、診療所、保健所收入等の雜收入十九億二千四百四十萬圓、前年度繰越金十萬圓並びに起債二十五億五千九百萬圓をそれぞれ見込みまして、收支の均衡を圖つた次第であります。

次に特別會計について道有林野事業費會計から逐次御説明申し上げます。

激減せる森林資源の保持培養をはかりますため、前年に引續き造林事業に重點をおきさきに樹立した道有林經營基本計畫にもとずき、要造林地一萬九千町歩のうち本年度は五千町歩の新植をなすとともに四千町歩の天然下種補整事業を實施する豫定であります。

また、森林土木事業といたしましては、荒廢せる林道網の維持整備の萬全を期しますと共に、奥地林開發の動脈として新設擴充をはかります一方、斫伐事業におきましては、前述の基本計畫に準據してこれを實施いたし、不良林分の速かなる改良を企圖している次第であります。

なお、紙維板工業につきましては、前二カ年度において工場建設並びに機械施設の整備を完了いたしましたので、本年度は本格的企業化試験操業を實施して、木材資源の高度の活用と過剩廣葉樹の利用開發に新しい方途の實證をここに見出し得るものと期待しております。

以上は根幹となる事業について、その概要を申し述べたのでありますが、編成いたしました豫算の總額は木材價格の關係もありまして、

前年度豫算額を下廻り 十三億四千三百八十二萬圓

となつております。これを大別いたしますと、

人件費	二億七千四百六十六萬圓
事業費	九億六千二百四十五萬圓
その他の經費	一億六百七十一萬圓

でありまして、このうち、

普通會計への繰出金 一千五百萬圓

市町村交付金 三千五百萬圓

を計上いたしております外、積立金五百萬圓を見込んでおります。

次は林産物検査會計についてであります。本事業につきまして、從來一般取引材並びに手數料を徴収してございました自家生産、自家消費の素材については、品質検査を

省略して形量検査にとどめ、或は人件費の節約を計り検査の合理化と經費の壓縮に努力いたしました次第であります。然し乍ら反面検査對象材の漸減傾向により、且はまた過般職員のパース引上により人件費の増嵩を來たした爲、別案をもつて提案いたして居ります通り、手數料を平均十七パーセント引上げるの余儀なきに至つたのであります。

このようにいたしまして見込みました豫算は、

人件費において	一億一千六百六十四萬圓
事業費	四千七百一十一萬圓
その他の經費	六百三十九萬圓

合わせて一億七千五萬圓と相成つた次第であります。

次は道營自動車競技費會計についてでありますが、前年同様十回延六十日間の實施を豫定いたしておりますが、これが經常的運營費を見込みました外、觀覽席の改造及び場内施設の整備改善のための經費七百萬圓、競輪開催に關連して實施する、豊平町の道路整備費の補助二百五十萬圓、競輪選手養成所建設費に對する補助百萬圓等を見込みまして、その總額六億九千九十二萬圓を計上いたしておりますが、これが内譯といたしましては、

人件費において	三百五十二萬圓
事業費は前述の施設改修の經費を含めまして	六億二千九十三萬圓
その他の普通會計への繰出金	三千五百萬圓
及び補助費等を含み	六千六百四十五萬圓

となつております。

次に地方競馬費會計におきましては、従前と同様小樽外五カ所において十七回延七十五日間の開催を計畫いたしておりますが、本年度は新たに旭川、北見、帶廣、岩見澤の各市から市營競馬施行の要望があり、所要の手續もそれぞれ取進められておりますので、八回延三十三日間を計畫中に折込むこととしたし、開催實務は道が委託を受けて實施することとし、必要經費を計上いたした次第であります。

かくして編成いたしました豫算は、

人件費において	四百三十五萬圓
事業費において	一億五千二百九十四萬圓
その他の經費	百九十萬圓
合計	一億五千九百二十萬圓

を計上いたしました次第であります。

次は電氣事業費會計についてであります。

鷹泊地點における發電事業は、前年度豫定通り十二月十五日に一部假發電を開始いたしましたのでありますが、本年度は十月までに全工事を完成の豫定をもつて、ダムコンクリート残量打設を始めとし、各種の残工事並びに附帯工事、跡片付等を實施しようとするものであります。この經費總額二億三千四百萬圓の中、道の負擔に屬する五千萬圓につき全額起債を財源として計上いたしますと共に、發電所經費一千四百六萬圓、公債償還費三千七百四十一萬圓を賣電收入を見合ひに計上いたしました。

次は醫科大學費會計についてであります。

昭和二十五年開校の本學は、昭和二十八年度をもつて第四年度を迎へ、學生も最高學年に進學し、初の卒業生を送り出す段階となりましたので、教員組織並びに研究施設の一層の充實整備を圖ることとし、これが經常費一億一千四百一十一萬圓、校舎、動物實驗室等の建築費並びに創設備品費五千三十八萬圓、合計一億六千七百七十九萬圓を計上し、醫師の養成、確得と本道の文化向上に努めようとするものであります。

また附屬病院につきましては、昨年度に引續き病棟の増築を行うこととしこれが建築費一億五千萬圓、維持運轉費二億六千二百二十七萬圓をそれぞれ見込みますと共に、本年度は特に齒科診療施設を擴充強化することとし、この經費一千八百萬圓を計上いたしました外、看護婦養成、助産婦養成のための經費一千三百六十四萬圓並びに公債費等の經費三千四百一十二萬圓を見込んだ次第であります。

而してこれ等に見合ひ歳入といたしましては學校費、看護學校費については起債による校舎等の建築費及び授業料收入等を除いては普通會計からの繰入金により、また病院費、齒科診療費については病棟増築費を起債により、また齒科診療創設備品費を普通會計から繰入れましたものの外は何れも事業収入を、その財源として計上いたして居るのであります。

次は道病院費會計につきましては、その施設の整備と運営の合理化等によりまして地理的な悪條件を克服し、漸次自賄の域に達して參つて居るのでありますが、更に本年度においては施設の整備と増床による内容の充實を圖るため、増改築として三千萬圓の國庫補助と起債とを見合ひに計上いたしました外人件費を含む經常的經費は、概ねその收入をもつて賄ひ營繕費等の臨時的經費に限り、これを普通會計から繰入することとし、

職員費

五千六百八十萬圓

事業費

公債費その他の諸費
を計上いたしました。

八千五百三十萬圓

四百十萬圓

次は本年度新に設置いたしました母子福祉資金貸付事業費會計において四千六百十萬圓を計上いたしましたのでありますが、本事業はさきに公布をいたしました母子福祉資金の貸付等に關する法律に基き配偶者のない女子であつて現に兒童を扶養している者に對し資金の貸付を行うこと等により經濟的自立の助成と生活意欲の助長とを圖り、併せてその扶養する兒童の福祉を増進することを目的とするものであります。これ等の資金は道において各本人に貸付け國はその半額を貸付金の財源として無利子で道に貸付けることとなつてゐるのであります。

而して、全道二萬一千余の母子世帯の多くは、厳しい現實の前に最低の生活を余儀なくされて居る現状にありますので、本事業の適正なる運用を圖り母子福祉對策に、よいよ萬全を期せようとするものであります。

次に農產物検査費會計において

二千四百四萬圓

水產物検査費會計において

一億七百二十七萬圓

酪農検査費會計において

一千百十七萬圓

を夫々計上いたしておりますが、いずれも人件費並びに經常的検査業務の運営費を積算計上したのであります。右のうち酪農検査費會計におきましては、採取検査の收入のみによつては、所要經費を賄ひ得ませんので、前年度同様不足收入三百九十三萬圓を普通會計より繰入れて收入の均衡を圖つた次第であります。

以上の外

恩給基金會計において

八千八百三十一萬圓

學校職員恩給基金會計において

一億九千二十七萬圓

民有未墾地開發費會計において

五十一萬圓

轉貸資金會計において

七百二十四萬圓

印刷所費會計において

三千三百四十五萬圓を

それぞれ計上いたしました。

次に空知郡芦別町を芦別市とすることについて、御説明申し上げます。

芦別町は空知支廳管内の東部に位し、戸數一萬二千百餘戸、人口六萬七千五百餘人を擁し、人口において本道二百六十三町村中の第一位に在り、炭礦の町として全國的にもその名が喧傳されておりますことは、各位御承知の通りであります。

特に本町の發展は、終戦後における石炭業界の飛躍擴張に伴い、僅々數年の間にその戸口も倍增するの躍進を示し、商工業の發展とともに著しい町勢の進展充實を見たのでありまして、今や、戸口並びに各般の都市的施設等においても、地方自治法及び道の市としての要件に關する條例に定める諸要件を具備するものと認められるに至り、さらに將來においても一層の發展が期待されるところであります。

しかして同町を市とすることにつきましては、全町民の強い要望もあり、道において充分調査の上昨年九月の地方自治法の改正の規定により、既に内閣總理大臣とも協議を了し、その承諾を得たものでありますので、全町民の要望に應えるため、ここにこれを提案いたしました次第であります。

次に月形村外二村を町とすることについて御説明申し上げます。

先ず月形村は空知支廳管内の西南部に位置し、戸數一千三百七十餘戸、人口八千五十餘人を擁し、明治初年樺戸集治監の開墾以來農村としてまた石狩川右岸地帯の交通、經濟の中心地として發展して参つたのでありますが、特に本村は、今後における開田事業の進歩と石炭採掘の本格化並びに交通網の完備に伴い、さらに著しい發展を強く期待されているのであります。

また鶴川村は、膽振支廳管内の東部に位し、戸數一千六百四十餘戸、人口九千六百六十餘人を擁し、農林水産業を主體として發展して來たのでありまして、今後における土地改良の推進、水産方面における船入洞の計畫完成による沖合漁業の進出、さらには日勝線の開通あるいは周邊の農水林産物の集散地としての使命の増加等により、今後の發展が大いに期待されているのであります。

さらに佐呂間村は網走支廳管内オホツク海沿岸の稍々中央に位し、戸數一千八百二十餘戸、人口一萬一千餘人を擁し、農林水産業をもつて發展して参つた村であります。が、近次農業經營の合理化あるいは水産資源の開発計畫促進を始めとし、村内に包蔵する國有林の開発並びに石灰、マンガンの地下資源の開発等に伴い本秋完成予定の湧網線の全通と相俟つて、著しい各種産業の振興が期待される外、交通上の要衝として本村の今後における充實發展が一層期待されているところであります。

以上、各村におきましては、この際町に昇格することによつて住民の自治意識を一層昂揚し、もつて今後一段の伸展を期そうとする意圖から、さきに各村共議會において満場一致これを可決し、それぞれ申請があつたのであります。が、道において調査の結果、いずれも町としての要件に關する條例に定める諸要件を具備しておるものと認められますので、ここに提案いたしました次第であります。

次は空知郡龍川町と同郡江部乙町との境界變更についてであります。が、境界變更しようとする地域は、元道立龍川種羊場の放牧地であつたものを、戦後の開放に伴い開拓者が入地し、その所有地が同町の境界線を狭み、該住民の生活上、極めて不便でありますので、これを是正するため境界線を變更しようとするものでありまして、これを適當と認め、今回提案したものであります。

なお、市または町となすこと及び境界變更等につきましては、いずれも来る四月一日から施行することを希望しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。思う次第であります。

以上は豫算案その他につきまして、大要を申し述べたのであります。が、なお詳細につきましては御質問に應じ、私または參與員から御答辯申し上げます。何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

常任委員會

議會運營委員會

○二月二十四日 午前十一時三十七分、議長室において開議。

一、政黨名稱變更更屆出について、又定例会開催月の告示については、手續を研究中の申出があつた旨事務局長より報告

一、明二十五日の議事は、午後一時開會、施政方針を聞いた後一旦休憩、議案説明を聴くこと

一、議案調査のための休會は、三月四日までとする

一、代表質問の順位は、自由、改進、社會、協同、公正、道政、勞農の順で行うこと

一、會期は一應三月二十六日の豫定で進むこと

一、議長より二十八年度開發豫算折衝經過について報告、午後零時十二分散會。

○二月二十五日 午前十一時四十五分、議長室において開議。

一、議員の所屬變更に伴う議席の變更指定について決定

一、本日の本會議は午後一時開議、知事の施政方針演説後二十分休憩、議案説明を聴取すること

一、議員に對する香典等について議長より協議決定、午後零時休憩、午後二時二十二分再開

一、議案第百十號乃至第百十二號は、本日上程の上總務委員會に付託すること

一、議員の所屬異動により議定數中各黨の人員は、自由黨四名、改進黨三名、社會黨兩派共二名、協同クラブ二名、公正クラブ一名、勞農黨一名となる旨立原委員長（自）より報告の後、午後二時二十六分散會

總務委員會

○二月二日 午後一時二十分、第三委員會室において開議、冒頭學藝大學長より、同校復舊費に對する道費助成方について、月形村長、佐呂間村長より同村に町制施行について、芦別町長より市制施行について、北指連より道費一億圓の豫託方について陳情を聴取、西田（信）委員長

（自）より芦別町に市制施行について理事者側の説明を求め、質疑の後、二月三日より三日間芦別町の現地調査を行うこととし、派遣委員は安達（自）塚田（勞）岡田（社）高田（社）の五委員に決した。次に鶴川村長より同村に町制施行について陳情を聴取、現在町制施行要望村について理事者の説明を聴取の後、實地調査は早急行うこと、その日程などは五日の委員會で決めることとした。ついで起債、特別平衡交付金についての中央折衝状況について太田委員（社）より報告あつて、次に總務部長より申入れのあつた地域給支給の問題について諮り、林委員（改）より發言あり、理事者においてしかるべき方法を考えるより外なしと決定、次に委員長より近く税制改革が行われようとしているが、委員會としても考究したい旨を述べて、午後四時五分散會。

○二月五日 午後三時三十分、第三委員會室において開議、安達副委員長

（自）より芦別町の市制施行に關する現地調査の結果について報告があり、芦別町を市とすることに全會一致決定、次に町制施行要望の月形、鶴川、佐呂間の三村の實地調査について諮り、第一班月形村は二月十一、二の兩日糸川（協）中野（社）岡田（社）高田（社）委員を派遣、第二班鶴川村は二月八、九の兩日太田（社）塚田（勞）桑野（自）委員を派遣、第三班佐呂間村は二月十日より五日間吉田（定）（改）齋藤（社）林（改）委員を派遣に決定、次に特別平衡交付金の折衝には委員長及び中山（改）畑野（自）委員を二月七日より七日間の豫定で上京せしめることに決し、午後四時三十分散會。

○二月十七日 午後一時四十分、第一委員會室において開議、冒頭道職員組合から、年末手當〇・二五の早期支給方について陳情あり、これに關する國の財源措置折衝について、高田（社）糸川（協）林（改）吉田（定）（改）各委員より意見あり、安達副委員長（自）より委員二名を派遣することについて諮り、安達副委員長（自）高田委員（社）を二月十八日より五日間派遣することに決し、午後二時十分散會。

○二月二十四日 午後一時二十分、第一委員會室において開議、冒頭學藝大學長代理より、學藝大學の施設擴充に對する道費助成方について、阿寒村長より高校の道立移管について陳情を聴取、ついで財政問題に關する中央折衝状況について、中山委員（改）西田（信）委員長（自）安達副委員長（自）よりそれぞれ報告、ついで町制施行についての現地調査の結果について、太田委員（社）より鶴川村、糸川委員（協）より月形村、林委員（改）より佐呂間村について報告、又瀧川町と江部乙町との境界變更について理事者側の説明を聴取、次に總務部長より二十八年度豫算の概要説明後、所管別の質疑に入り、委員長、高田委員（社）より新規計上額の説明資料の要求あり、ついで中山委員（改）より道の自動車臺數、職員會館の使用、僻地手當等について、吉田（定）委員（改）より職員保養所、通信施設費について、西田（信）委員長（自）より現員現給の解釋、職員の現在數、公宅の構造、支廳の新築、國體豫算、精神病

院の設置個所、資金貸付事業の利子徴収不徴収の區分等について、高田委員（社）より小、中、高校の道の定數條例、結核休職者の定員の扱い方、小、中學の生徒、児童數及び學級増についての定員、開拓關係學校新設の定數、教職員の昇給昇格費の豫算計上等について、又條例定數、豫算定數、休職者の關係資料の提出を要求、さらに保健體育指導費、學校體育費、社會體育振興指導費、學校保健費の内容、教職員のレクリエーション費、養老院の道東地區設置豫定地、中共地區引揚者の住宅豫定地等について、太田委員（社）より、児童相談所の建設豫定地について、中野委員（社）より、理容、美容師學校の補助について、糸川委員（協）より、保健所、診療所の箇所付について、伊藤委員（自）より保健所の經費支出について質疑あり、それぞれ答辯があつて午後五時散會。

○二月二十五日 午前十一時、第一委員室において開議、昨日に引續き豫算内容の質疑に入り、高田委員（社左）より、開發住宅促進協議會交付金、耐震住宅の調査研究費、東札幌土地區畫整理事業費の特定収入、木材糖化研究費、醫大に齒科學部の設置、二十七年年度の稅收見込について、岡田委員（社右）より、種牡馬購入費の内譯について、糸川委員（協）より農村工業振興施設について、安達副委員長（自）より機械貸與豫算について、西田（信）委員長（自）より、機械貸與貸付金の回收狀況、北海道漁業信用基金協會の性格及び資金總額、土木現業所費、道路河川の箇所付道有林野事業費の財産賣拂代金等について、伊藤委員（自）より、石狩川さけ流網漁轉換對象漁船の數について質疑、それぞれ答辯あつて本會議開議のため一旦休憩、午後四時三十五分再開、付託議案の審査を行い議案第百十號乃至第百十二號は原案可決に決し、午後四時五十分散會。

文教委員會

○二月二日 午後四時七分、第三委員室において開議、冒頭琴似小學校長より、精神遲滯兒の教育施設強化について陳情を聴取後、林委員（改）

より六、三制實施に伴う校舎補助、屋内體操場、老朽危險校舎補助、共同實習船補助等についての中央折衝經過を報告午後四時二十分散會。

○二月十三日 午後五時十分、第一委員室において開議、糸川委員長（協）より高等學校移管問題について知事との折衝經過を報告、ついで義務教育學校職員法案に對する意見案提出について各委員の意見を求めた。これに對し、高田委員（社左）より賛成、桑野委員（自）より本法案の及ぼす影響についての資料を検討した上で考へるべき旨、又西田委員（自）より検討の要ある旨、それぞれ意見の開陳あり、糸川委員長、本問題は慎重に後刻検討する旨を告げて、午後五時五十分散會。

○二月十六日 午後一時三十分、第一委員室において開議、冒頭學藝大の施設擴充に對する道費助成方について、學藝大學長より、又高校の道立移管について、廣尾町、月形村、豊平町、松前町、赤平町、興部町の各町村長より、學藝大學四年制課程昇格並びに同校施設費に對する道費助成、函館市に國體競技誘致、函館市に道立高校設置、中部高校の改築及び建築、ろう學校に高等部設置について函館市議會議員代表より陳情を聴取後、林副委員長（改）より、高校移管問題について、二十七年移管のものは三月一日、二十八年移管のものは四月一日付で處置することだが、地元町村で三カ月分を負擔するならば、二十八年度分も三月一日付で移管してはどうかとの意見を出したのに對し、中野（社）高田（社）委員より意見あり、委員長よりこの問題については明日引續き審議することを語り、そのことに決し、次に國體事務局長より、國體準備狀況について説明を聴取、桑野委員（自）より質疑あり、應答の後、午後三時散會。

○二月十七日 午後二時二十分、第一委員室において開議、高校移管問題を議題とし、まず教育次長より二十七年移管豫定校の狀況及び二十八年度移管豫定校について説明、これについて太田（社）塚田（勞）高田（社）桑野（自）安達（自）各委員より質疑及び意見あり、又林副委員長（改）より、二十七年移管豫定校の枠をひろげることについて要望

意見書を出してはどうかとの發言あり、桑野（自）太田（社）高田（社）各委員より意見あつて、糸川委員長（協）より昨日の高校移管に關する林委員の意見については、適當の機會に正副委員長が知事に要望することを諮り、異議なくそのことに決し、ついで道立移管校の現地調査について諮り、阿寒高校は、糸川委員長（協）太田委員（社）、松前高校は桑野委員（自）林副委員長（改）、津別高校は吉田（定）（改）塚田（勞）委員を二月十九日より四日間派遣に決し、午後四時三十分散會。

水産委員會

○二月十二日 午前十一時五分、第一委員室において開議、冒頭十勝沿岸海區と魚田開發基地として指定方について十勝支廳次長、大樹町長より、漁港築設について貝取間村長より、漁業基金協會の出資、農林漁業金融公庫に對する事務豫算、漁業五カ年計畫推進對策費、沖合漁船建造費助成、北海道漁業公社に對する出資、漁業倉庫及び貿易總合對策等について二十八年年度道豫算に反映方について道漁連會長より、埴鯨の検査について漁信連代表より、オホツク災害に特別措置法による道の補償について網走、宗谷管内町村會代表よりそれぞれ陳情を聴取後、二十八年年度水産部關係豫算について説明を聴取、一旦休憩、午後一時五十分再開、金澤副委員長（自）より漁政課所管の役職員素質改善費の名稱、漁場測量問題等について、沖野委員（公）より海區調整委員會費用、基金協會の出資、北洋出漁の重點的取上げ、機械貸與についての考え方、試験場、試験船の活用、鯨の總合調査、對馬暖流調査費の豫算措置、聲問の孵化場設置等について、濱森委員（道）より海區調整委員會豫算、水産部二十七年年度現計豫算と二十八年年度部長査定豫算との比較、漁港豫算、農業、林業關係二十七年年度現計豫算と農民漁民數、農業、漁業の生産額、漁業團體の指導、オホツク災害の道の補償等について、新川委員（勞）より輸出促進對策、ソ連海域の出漁問題、大阪物産あつ旋所を中共貿易等に活用について、井口委員（社）より水産物消流對策の内容、水産物輸出對策と

して、東南アジア向宣傳方法等について質疑あり、それぞれ答辯あつて、次にひと埴鯨の検査方針を議題とし、水檢所長の説明を聴取、松平委員長（自）より昨年の検査量、鐵道運賃の檢討について、金澤副委員長（自）より、鯨と關連してイワシ、イカの検査、イカ油の検査問題について、勢田委員（自）より検査時期の明示について質疑及び意見があつて、午後三時四十分散會。

○二月二十六日 午前十一時五分、第一委員室において開議、冒頭林好次氏よりオホツク漁業災害特別措置法に對する道費補償について、北海道漁業公社に對する道費出資について、鯉鱒孵化場燬失に伴う再建整備について陳情を聴取、ついで孵化場燬失について同場長より、陳謝と再建について發言あり、次に松平委員長（自）より、二十八年度水産部關係豫算を議題とし質疑に入り、井野委員（社左）より、北洋出漁關係豫算増大と沿岸漁業對策、漁田開發六基地豫算について、金澤委員（自）より漁業公社に對する出資に關連して出漁母船問題について、又これに關連して新川委員（勞）よりも發言、更に新川委員より疲弊下にある漁村更生對策について、濱森委員（社右）よりオホツク災害の道費補償問題の見透し、信用基金協會の運営について、沖野委員（公）より、オホツク災害に對する道の補償問題、基金協會人事について質疑、應答あつて、一旦休憩、午後一時五十分再開、漁業信用基金協會出資並びに北洋出漁促進貸付金を議題とし水産部長の説明あつて、これを了承、次に道立水族館條例については金澤副委員長（自）濱森委員（社右）委員より質疑があつてこれを了承、次に濱森委員（社右）よりオホツク災害補償問題、勢田委員（自）よりイワシ、サバの洄游状況の調査、井野委員（社左）より、野矢の淵の海草種場の調査結果等について質疑、又は希望發言あつて午後二時二十五分散會。

民生委員會

○二月十三日 午前十一時、第一委員室において開議、本多委員長（改）

よりアフターケヤの誘致、引揚住宅の補助繼續、災害救助法改正要望に代る平衡交付金増額、戦犯者早期釋放問題等についての中央折衝状況を報告、大澤（自）金澤（自）委員より補足報告あつて、新川委員（勞）より戦犯者釋放問題について質疑、應答の後、午前十一時四十分休憩、休憩中函館市代表よりアフターケヤ設置、引揚者住宅設置、光明寮設置、市立水産博物館設置について、又國民健康保險施行町村代表より、國保振興について道費助成の陳情を聴取、再開後二十八年度民生部關係道費豫算について民生部長の説明を聴取、井口委員（社）より、事業効果のデーター、消防水利施設の國の補助、國保施行十五周年記念式等について、大島委員（改）より保育所の充實、消防學校の建築状況、福祉會館の着工について、勢田委員（自）より、街頭の傷病兵の保護対策について、新川委員（勞）より軍人恩給法の答申の場合の道の考え方について、金澤委員（自）より福祉協議會交付金戦犯世話會助成等について質疑、應答あり委員長より知事査定後の豫算に對する要望について述べた後、民生部長より福祉會館、消防學校の財源たる寄附金の見渡し、健康保險の暖房費、中共引揚者の本道受入等について説明を聴取、ついで札幌、室蘭、伊達、函館方面の民生事情視察を決定、午後二時三十分散會。

農務委員會

○二月四日 午後二時五十分、第一委員室において開議、宮本委員長（協）より小委員會付託の農試整備擴充問題を議題としその後の審議状況について若林主査の報告を求め、若林主査（道）よりその経過について説明があつた後、今後の對策について協議の上午後三時二十十分散會。

○二月五日 午後二時十分、副議長室において小委員會開議、農業試験場整備問題について本日知事、總務部長と會見豫定につき事前打合せをなし、同二時二十五分散會。

○二月十日 午前十一時三十七分、第三委員室において開議、二十八年度國費豫算折衝の経過について農務部長より説明を聴取の後、二十八年度

農務部關係道費豫算要求の概要について關係各課長より説明を聴取（この間午前十一時四十五分一旦休憩、午後一時四十三分再開）質疑は明日に持越して午後五時散會。

○二月十一日 午前十一時五十二分、第三委員室において開議、前日の農務部關係道費豫算要求についての質疑を行つた後、若林委員（道）より農務小委員會の存続について發言あり、平野委員（自）より、本日は全委員出席しておらない關係もあり、この問題については次回まで持越されたい旨の意見が述べられ、宮本委員長（協）これを諮つてそのことに決し、午後三時二十十分散會。

○二月二十六日 午後一時五十分、副議長室において小委員會開議、若林主査（社右）より、農業試験場整備擴充費として、二十八年度豫算に一千六百萬圓計上されたが、今後の對策をどうするかと諮り、和平（勞）平野（自）井川（改）各委員より意見があり、結局更に委員會を開いた上で方針を決定することとし、午後二時四十分散會。

衛生委員會

○二月四日 午前十一時三十分、第一委員室において開議、冒頭富良野衛生自治組合長より、全道市町村に衛生奉仕團結成するため道費より助成せられたい旨の陳情を聴取、ついで二十八年度豫算案について、まず豫防課長の説明を聴取、二瓶委員（協）より傳染病床の割當見渡しについて、井川委員（改）より、結核の治療方法、死亡率、罹患率等について、和平委員（勞）より昭和二十七年豫算との對比について質疑、應答あつて、豊富村長より目梨別地區に道立診療所設置について陳情を聴取後一旦休憩、午後零時四十五分再開、保健指導課長の説明を聴き、朝倉委員（自）より性病患者の状況について、田中委員長（自）より新生活運動との關連性について、若林委員（道）より精神病患者の状況について質疑、應答あつて、醫務課豫算について同課長の説明聴取後、立原副委員長（自）よりインタン二十名の給費について、朝倉委員（自）より

巡回診療病院車について、平野委員（自）より齒科衛生師について、若林委員（道）よりエックス線技師の養成について、質疑、應答の後、環境衛生課長の説明を聴取、秋山委員（協）より共同便所の管理について、天谷委員（協）より野犬取締りについて、和平委員（勞）より温泉科學館について、朝倉委員（自）より狂犬病対策について、若林委員（道）より未舗装道路のホコリの対策について質疑、應答の後、業務課長の説明を聴取後、委員長より過般の中央折衝の経過について報告、ついで國庫補助豫算増額等折衝のため委員派遣については委員長に一任に決し、道路撤水の件については環境衛生課においてなお検討することとし、午後二時四十五分散會。

商工委員會

○二月六日 午前十一時二十二分、第一委員室において開議、冒頭航空路開設發起人代表より、民間航空路開設に對し道費助成について、釧路市長より釧路市に商工會館設置について、留萌市長より、留萌港を外米の陸揚港として指定について陳情を聴取して一旦休憩、午後一時五分再開、昨年第四回定例會議決の意見書等に關する中央折衝状況について商工部長より説明を聴取、朝日副委員長（改）より二十八年度商工部關係豫算編成の状況について説明を求め、商工部長及び各課長より説明、佐藤委員（改）より中小企業振興費について、坂東（浩）委員（公）より、東京事務所内にある物産幹旋所について、西村委員（社）より電力對策促進協議會の内容、商工部關係補助、助成政策の切換及び台灣、香港等に對する市場開拓、工業試驗場の研究發表及び活用について、山内委員（勞）より危険物の取締について質疑、それぞれ答辯あつて、午後三時二十分散會。

勞働委員會

○二月六日 午後三時二十五分、第一委員室において開議、冒頭三井北大

教授より、勞働基準法に基く技能者養成に對し、道費より助成について陳情あり、勞働部長よりこれについての説明を聴取、午後四時三十分散會。

○二月七日 午前十時五十五分、第一委員室において開議、冒頭稚内市助役より勞働會館設置について陳情あり、ついで二十八年度勞働部關係豫算編成の状況について、まず勞政課長より説明を聴取、三室委員（自）より小樽、釧路の勞政事務所廳舎について、佐藤副委員長（改）より勞働會館設置助成について、山内委員（勞）より、勞政關係定員振替えについて質疑、應答の後、職業安定課に移り、西村委員（社）より特別監督班について、佐藤副委員長（改）より、勞働者の精神教育について質疑、應答あつて一旦休憩、午後零時十五分再開、勞働部長より失業對策問題等についての中央折衝経過について説明あり、ついで職業補導課に移り、西村委員（社）よりタイピストの補導所、自動車塗裝、熔接、土木建築補導所、及びこれらについての經營内容について、山内委員（勞）より、失業對策本部の解消について質疑、應答あつて、次に勞働教育課に移り、三室委員（自）より中小企業の勞働指導強化について、西村委員（社）より勞働教育問題について質疑、それぞれ答辯あつて、午後一時十分散會。

農地開拓委員會

○二月四日 午後零時十二分、第三委員室において開議、農地開拓部長より、二十八年度開拓關係公共事業費折衝についての経過並びに二十八年度同部關係豫算編成の状況について説明を聴取、一旦休憩、午後二時八分再開、各課毎に二十八年度豫算編成について説明を聴取、田呂委員（改）より土地改良事業の施行方法について、又これに關連して池田（協）舩田（公）委員より意見あり、堀田委員（自）より殖産實習場の經營について、原田委員（自）より妹背牛の土取場設置について、宮北委員長（協）より保健婦の使用する藥品豫算について質疑、應答あつて

午後四時十五分散會。

○二月十三日 午後一時八分、第三委員室において開議、宮北委員長(協)より、二十八年度農地開拓部關係豫算編成に關するその後の経過について説明を求め、農地開拓部長及び關係各課長より説明を聴取、豫算問題に關して知事への申入について、田呂(改)池田(協)西川(改)各委員より意見あり、適當の機會に委員長より申入れることに決した。次に土地改良事業の實態調査について諮り、堀田(自)吉田(定)(改)池田(協)各委員より意見があり、結局この問題については、農地開拓部長に一任して善處方を要望に決し、午後三時三十四分散會。

林務委員會

○二月五日 午後一時五十五分、第一委員室において開議、堀田委員(自)より、二十八年度林務部關係公共事業費、中央折衝状況について、大久保副委員長(改)より補足報告あり、ついで西川委員長(改)より、二十八年度同部關係豫算編成の状況について説明を求め、理事者の説明を聴取、池田委員(協)より幼苗の委託について質疑、應答の後、林産課長より、林産物検査手数料の値上げについて發言があつたが、これは後廻しとし、ついで福島委員(自)より幼苗育成補助の問題について、堀田委員(自)より耕地防風林の状況について質疑、應答の後、検査手数料改正について荒(社)宮北(協)委員より意見あり、結局この問題は提案された時にさらに審議することに決し、午後四時四十分散會。

土木委員會

○二月九日 午後一時四十三分、第一委員室において開議、冒頭奈井江町長、月形町長、鷹栖村長より部内道路、橋梁問題について陳情あり、ついで宮津委員長(自)より土木建設機械整備費補助問題、道路費補助率問題、二級國道認定問題に關する中央折衝経過報告があり、二級國道認定問題について新保(公)笠井(協)旭(自)西田(正)(改)各委員

より、この問題は影響する所も大きく、時期的にも重要な場合と思われるので、經費の關係もあるが此の際折衝委員を上京させてはどうかとの意見あり、委員長これを諮つてそのことに決し、中牧副委員長(自)及び時田(道)笠井(協)兩委員を二月十八日より七日間派遣することとし、次に二十八年度土木費豫算の査定状況について土木部長の説明を聴取、町村道路補助費問題について質疑、應答があつて、午後二時三十分散會。

○二月十一日 午後一時二十五分、第一委員室において開議、土木部長より二十八年度土木費豫算査定状況について説明を聴取、ついで時田(道)菊地(改)委員より港灣簡易工事の施行方法について發言あり、これについて旭(自)新保(公)中牧(自)土山(公)池戸(勞)各委員から指定、維持管理については水産部でよいが工事面については土木部に任せるべきであるとの意見があり、中牧副委員長(自)より知事の政策面に大巾に取上げるよう委員としても働きかけることにしたいと述べ、委員賛成、次に新保委員(公)より道に對する豫算の考え方、町村道補助の問題について發言あり、旭委員(自)より各地の地方費道の現状から道路費豫算については考えを新にする必要があると賛意を表し、次に土木部長より重點事項について一應説明を聴取、旭委員(自)より上水道の補助について、新保委員(公)より土木現業所の廳舎及び公宅豫算について、旭委員(自)より室蘭と苫小牧市の現業所設置問題について質疑、應答あつて委員長より漁港行政の所管問題、道路維持費、町村費、河川補助費、上水道補助費、土木現業所費に對する善處方について、知事に申入れること、代表委員として宮津委員長(自)中牧副委員長(自)菊地委員(改)榎原委員(社)川人委員(道)土山委員(公)笠井委員(協)池戸委員(勞)を決定して午後三時十五分散會。

建築委員會

○二月十日 午前十一時五分、第一委員室において開議、冒頭北海道共済

特別委員会

電源開發對策特別委員會

○二月十一日 午後二時、議長室において、小委員会開議、桑野主査(自)より幌満川第三發電所道營案について検討したいと述べ、まず電源開發本部總務課長より計畫案について説明を聴取、質疑に入り、桑野主査より償還計畫及び收支計算表について、坂東(浩)委員(公)より工事進捗状況について又現状の工程視察について意見あり、さらに和平(勞)二瓶(協)委員より道營の經論を出すにはもつと検討の必要はないかとの意見があり桑野主査より結論の出し方について意見を述べ、一旦休憩、午後三時十分再開、桑野主査より幌満川第三發電所は道營として行うことが適當であつて、資金その他のメドがつけば道で買収するとの趣旨により委員会に報告することについて諮り、異議なくそのことに決し、報告書は主査において起草、次の小委員会ですべて正式決定することとした。なお本件の折衝及び大夕張ダムについて委員長より連絡があるので、十五日より時田委員(道)を派遣することを決定、午後三時二十五分散會。

連代表より住宅金融公庫に基く融資建賣住宅について陳情あつて後、旭委員長(自)より繼續審査中の議案第五十九號(北海道住宅對策審議會條例制定)を議題に供し、まず住宅課長より審議會設立經過の概要、審議事項、運籌方針等について一應の説明を聴取、道下委員(改)より前委員会における本案審議經過について質疑、委員長より説明、ついで笠井委員(協)より建築委員會の關連性について、新保委員(公)より、改正自治法の趣旨からいつてのこの審議會の考え方について、西田(正)委員(改)より構成メンバー振當の基礎、設置された場合の豫算、建築委員會との關連等について、佐久間委員(自)より北海道の住宅における衛生面の不備について、委員長より構成メンバーについて質疑があり又川人委員(道)より本審議會は必要と思う旨の意見、笠井委員(協)よりは専門委員の形をとつてはどうかの意見があり午前十一時四十分一旦休憩、午後一時五分再開、中牧委員(自)より本條例制定には賛成である旨の意見あり、川人(道)道下(改)委員賛意を表し、ついで議會より二名の考え方について西田(正)(改)中牧(自)川人(道)池戸(勞)土山(公)新保(公)佐久間(自)時田(道)各委員から意見があり、結局委員長より本案については原案可決にすることに異議なきやを諮り、全員異議なくそのことに決した。

次に二十八年度建築部豫算の査定状況について建築部長の説明を聴取土山委員(公)より道立プロダ建築指導所の運籌状況について質疑、應答の後、北海道開發耐寒住宅建設促進法案國會通過促進につき委員派遣について諮り、旭委員長(自)土山(公)西田(正)(改)委員を二月十六日より九日間派遣に決し午後一時三十五分散會。



第五回全國都道府縣議會議長會 地方制度調査委員會

○二月五、六日 東京都において開催、その状況次のとおり。

- 一、警察制度について（意見案を決定、資料欄に別掲）
 - 一、知事公選制について（意見案を決定、資料欄に別掲）
 - 一、教育制度と教育委員會制度について（方針を決定）
 - 一、常任委員會制度について（方針を決定）
 - 一、議員定数について（一應の方針を決定）
- なお財政部會の方は、今後相當時間を要するので、その決定事項の承認は委員長一任とすることに決した。

全國都道府縣議會議長會參與會

○二月十四日 東京都において開催、協議事項次のとおり。

- 一、全國都道府縣議會議員の團體定期生命保險の加入について
- 一、地方自治法中の改正又は解釋に關する調査研究事項の検討について
- 一、全國都道府縣議會事務局長會について
- 一、昭和二十八年全國議會職員研修會の構想について（その他自治大學校設置等について懇談した）

八都道府縣議會議長會

○二月十六日 神奈川縣において開催、協議事項次のとおり。

- 一、公職選舉法中、立候補制限について要望
- 一、國庫支出金の適正なる交付について要望
- 一、保健婦、助産婦、看護婦並びに準看護婦養成所の設置及び運營の國庫補助について要望
- 一、引揚者疎開住宅に對する國庫補助の繼續について要望
- 一、地方自治法第八十條（議會議員解職の請求）の改正要望
- 一、義務教育費全額國庫負擔に關する要望
- 一、警察法改正について

全國都道府縣議會議長會幹事會及び臨時會

○二月二十四、五の兩日 東京都において開催、協議事項次のとおり。

- 一、地方稅法の根本的改革について
これに關連して「地方稅財政制度改革に關する意見」を決定（資料欄に別掲）
- 一、昭和二十七年府縣財政赤字に對する措置方要望について
- 一、昭和二十八年府縣財政計畫に對する要望について
- 一、地方自治法第八十條（議會議員解職の請求）の改正方要望について
- 一、道路補修費の國庫補助率確保に關する要望について



義務教育學校職員法案

問題の「義務教育學校職員法案」は、十七日の閣議で最終決定、十九日國會提出、同日衆院文部委員會付託となつた。法案全文次のとおり。

義務教育學校職員法案

目次

第一章	總則（第一條—第六條）
第二章	定員（第七條—第八條）
第三章	職階制（第九條）
第四章	任用（第十條—第十一條）
第五章	給與（第十二條—第十三條）
第六章	研修（第十四條—第十五條）
第七章	分限（第十六條）
第八章	公務災害補償（第十七條）
第九章	雜則（第十八條—第二十七條）

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、義務教育に關する國の責任を明らかにするため、義務教育學校職員について、その身分、定員、任免、給與、分限その他必要事項を定め、これにより、義務教育學校職員の地位及び待遇を保障

し、もつて義務教育の水準の維持向上を圖ることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「義務教育學校職員」とは、左に掲げる者をいう。

一 市（特別區を含む。以下同じ。）町村及び市町村の組合の設置する小學校及び中學校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び政令で定める事務に従事する事務職員の職にある者

二 都道府縣、市町村及び市町村の組合の設置する盲學校及びろう學校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寮母及び政令で定める事務に従事する事務職員の職（但し、高等部及び幼稚部に屬するものを除く。）にある者

2 この法律において「教員」とは、義務教育學校職員のうち、校長及び事務職員の職以外の職にある者をいう。

（身分）

第三條 義務教育學校職員（以下「教職員」という。）は、一般職の國家公務員とする。

（教職員に對する國家公務員法等の適用）

第四條 教職員の任免、給與、分限その他人事に關する事項については、この法律に定めるものを除く外、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百號）その他國家公務員の人事に關して規定する法令の定めるところによる。

（任命權及び給與の決定權の委任）

第五條 文部大臣は、教職員の任命權及び給與の決定權を、當該教職員の屬する學校を所管する教育委員會に、教育長の助言に基いて行わせる。

2 教育委員會は、教育委員會規則で定めるところにより、前項の權限の一部を教育長に委任することができる。

（教育委員會が管理執行する事務の指揮監督）

第六條 文部大臣は、この法律の規定に基き教育委員會の權限に屬する事

務の管理又は執行について、教育委員会を指揮監督する。

- 2 文部大臣は、教育委員会が前項の規定による命令に違反して行うべき事項を行わない場合においては、あらかじめ、文書をもつて相當の期限を定めて行うべき旨を命じ、なお行わないときは、自ら教育委員会の行うべき事項を行うことができる。

- 3 文部大臣は、政令で定めるところにより、第一項の権限の一部を都道府縣の教育委員会に委任することができる。

第二章 定員

(定員)

- 第七條 教職員の定員は、第二條第一項に掲げる學校の種類ごとに、別に法律で定める。

(都道府縣及び市町村別の定數)

- 第八條 教職員の都道府縣別の學校の種類ごとの定數は、前條の規定により定められた定員の範圍内で、政令で定める基準に従い、文部省令で定める。

- 2 小學校及び中學校の教職員の市町村別の定數は、前項の規定により定められた都道府縣別の定數の範圍内で、都道府縣の教育委員会が市町村の教育委員会の意見を聞いて定める。

- 3 都道府縣立の盲學校及びろう學校の教職員の定數は都道府縣の教育委員会が、市町村立の盲學校及びろう學校の教職員の市町村別の定數は當該市町村の教育委員会の意見を聞いて都道府縣の教育委員会が、第一項の規定により定められた都道府縣別の定數の範圍内で定める。

第三章 職階制

(格付の權限)

- 第九條 國家公務員法第三十一條に規定する官職の格付は、同條の規定にかかわらず、教職員については、文部大臣が行うものとし、文部大臣は、政令で定めるところにより、その權限の全部又は一部を都道府縣の教育委員会に委任することができる。

第四章 任用

(任用の方法)

- 第十條 都道府縣の教育委員会は、市町村の教育委員会の行う教職員の任用に關し、適切と認める助言又は勸告をすることができる。

- 2 都道府縣の教育委員会は、市町村の教育委員会の行う教職員の任命の方法についての一般的基準を定めることができる。

- 3 市町村の教育委員会は、校長を任命しようとするときは、あらかじめ、都道府縣の教育委員会の意見を聞かなければならない。

- 4 教育長は、教職員（校長を除く。）の任命について教育委員会に助言しようとする場合又は自ら教職員（校長を除く。）を任命しようとする場合においては、任命しようとする職の屬する學校の校長の意見を聞かなければならない。

註 文部省原案は市町村長が意見を述べることができるのであった。

- 5 市町村の教育委員会は、教職員を任命しようとするときは、あらかじめ、當該市町村長に協議しなければならない。

- 6 前項の協議がととのわないときは、文部大臣の裁定するところによるものとする。

註 閣議で新たに追加した。

- 7 前項の裁定の手續は、政令で定める。

(採用及び昇任の方法)

- 第十一條 校長及び教員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、校長及び教員の屬する學校を所管する教育委員会の教育長（「選考權者」という。以下本條中同じ。）が行う。

- 2 前項の採用志願者名簿は、都道府縣の教育委員会が作成するものとし、免許狀（寮母にあつては人事院規則で定める資格）及び都道府縣の教育委員会規則で定める身體の條件を有する者で採用を願ひ出たものをこれに記載する。

- 3 前項に規定するものの外、採用志願者名簿の作成及び運用に關し必要

な事項は、人事院規則で定める。

4 教員の昇任は、勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、選考権者が行う。

5 前項の選考に關し必要な基準は、人事院規則で定める。

第五章 給 與

(職務の級の定數の設定又は改訂)

第十二條 一般職の職員に關する法律(昭和二十五年法律第九十五號)第八條第三項に規定する換算の範圍内で行う職務の級の定數の設定又は改訂の權限は、都道府縣の教育委員會に行わせる。

(給與決定の基準)

第十三條 市町村の教育委員會は、都道府縣の教育委員會の定める基準に従い、教職員の給與を決定しなければならない。

第六章 研 修

(研 修)

第十四條 教職員は、その職責を遂行するため、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 文部大臣又は政令で定めるところによりその委任を受けた教育委員會は、教職員の研修についてこれに要する施設、研修を奨勵するための方途、その他研修に關する計畫を樹立しその實施に努めなければならない。

(研修の機會)

第十五條 校長及び教員には、研修を受ける機會が與えられなければならない。

2 校長及び教員は、職務に支障のない限り、所屬長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 校長及び教員は、その者の屬する學校を所管する教育委員會の定めるところにより、現職のまま長期にわたる研修を受けることができる。

第七章 分 限

(結核休職)

第十六條 校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、滿二年とする。但し、その者の屬する學校を所管する教育委員會は、特に必要があると認めるときは、都道府縣の教育委員會の定める基準に従い、その休職の期間を滿三年まで延長することができる。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給與の全額を支給する。

第八章 公務災害補償

(公務災害補償)

第十七條 教職員の公務災害補償に關しては、國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一號)第三條に規定する實施機關は、文部大臣とし、文部大臣は、政令で定めるところにより、その權限の全部又は一部を都道府縣の教育委員會に委任することができる。

第九章 雜 則

(兼職及び他の事業等の従事)

第十八條 教職員は、その者の屬する學校を所管する教育委員會において、教育に關する他の職を兼ね、又は教育に關する他の事業若しくは事務に従事することが、本務の遂行に支障がないと認める場合には、給與を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事務若しくは事務に従事することができる。

(人事記録)

第十九條 市町村の教育委員會は、政令で定めるところにより、教職員の人事記録の寫を作成し、都道府縣の委員會にこれを送付しなければならない。

2 都道府縣の教育委員會は、政令で定めるところにより、前項の規定により送付を受けた人事記録の寫を保管しなければならない。

(統計報告)

第二十條 文部大臣は、政令で定めるところにより、教職員の在職關係に

第二十一條 教職員に關しては、國家公務員法中左の表の上欄に掲げる規定の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句に變更して同法を適用するものとする。

第十九條第二項及び第四項	第三十五條	第五十三條	第五十八條、第六十條第一項及び第六十一條	第七十二條第一項	第八十五條	第八十六條	第八十八條	第九十八條第二項	第九十八條第五項	第百條第二項	第百條第二項	第百一條第一項	第百三條第二項	第百三條第三項	第百四條
各省その他の機關	任命權者	任命廳	任命權者	所轄廳の長	任命權者	その職員の所轄廳の長	その職員の所轄廳の長	政府	政府	所轄廳の長	官職の所轄廳の長	政府	國の機關	所轄廳の長	人事院及びその職員の所轄廳の長
教育委員會	教育委員會	教育委員會	教育委員會	教育委員會	教育委員會	文部大臣若しくは教育委員會	文部大臣又は教育委員會	政府（教育委員會を含む）	政府（地方公共團體の機關を含む）	教育委員會	官職の屬する學校を所管する教育委員會	政府（地方公共團體の機關を含む）	國の機關（官職の屬する學校を含む）	教育委員會	教育委員會

2 文部大臣は、政令で定めるところにより、教職員に關する事項について國家公務員法第二十一條の規定に基き人事院から委任された權限を教

育委員会に行わせることができる。但し、選考に關する權限を委任された場合においては、教育長に行わせることができる。

3 國家公務員法第三十三條第二項、第三十五條但書、第三十六條、第三十七條、第四十二條から第五十四條まで、第五十六條から第五十八條まで及び第六十條の規定は校長及び教員に、同法第三十五條但書の規定は事務職員に、それぞれ適用しない。

(國家公務員の職階制に關する法律の適用)

第三十二條 教職員に關しては、國家公務員の職階制に關する法律（昭和二十五年法律第百八十號）第四條第一項第五號中「他の國の機關」とあるのは、「文部大臣若しくは都道府縣の教育委員會」と、同法第十二條第一項中「人事院又はその指定するもの」とあるのは、「文部大臣又は都道府縣の教育委員會」と、同法同條第二項中「その指定するもの」とあるのは、「文部大臣若しくは都道府縣の教育委員會」と、同法同條第三項中「人事院の指定するもの」とあるのは、「文部大臣若しくは都道府縣の教育委員會」と、それぞれ變更してこれらの規定を適用するものとする。

(一般職の職員の給与に関する法律の適用)

第二十三條 教職員に關しては、一般職の職員の給與に關する法律第七條中「各廳の長の委任を受けた者」とあるのは、「教育委員會」と、同法第十一條の第二項、第十九條の五及び第二十條中「各廳の長又はその委任を受けた者」とあるのは、「教育委員會」と、同法第二十一條第二項中「關係各廳」とあるのは、「關係各廳（教育委員會を含む。）」と、第二十二條第一項及び第二項中「各廳の長」とあるのは、「教育委員會」と、それぞれ變更してこれらの規定を適用するものとする。

2 一般職の職員の給与に関する法律第二十三條第二項の規定は、校長及び教員には適用しない。

(國家公務員災害補償法の適用)

第二十四條 救職員に關しては、國家公務員災害補償法第四條第三項第三號中「國」とあるのは、「國又は地方公共團體」と變更して同條を適用するものとする。

(國家公務員等の旅費に關する法律の適用)

第二十五條 教職員に關しては、國家公務員等の旅費に關する法律（昭和二十五年法律第百十四號）第四條第一項中「その委任を受けた者」とあるのは、「教育委員會」と變更して同條同項の規定を適用するものとする。

(特別區の設置する學校に屬する教職員の人事に關する事項についての特例)

第二十六條 特別區の設置する學校に屬する教職員の任免、給與、分限その他人事に關する事項で特別區の教育委員會の權限に屬すべきものは、都の教育委員會の權限に屬するものとする。

2 都の教育委員會は、都の教育委員會規則で定めるところにより、前項の規定による權限の一部を特別區の教育委員會に委任することができ

(實施規定)

第二十七條 この法律に特別の定めがあるものを除く外、この法律實施のため必要な規定は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

(この法律施行の際における教職員の職にある者の取扱)

2 この法律施行の際、現に市町村及び市町村の組合の設置する小學校及び中學校並びに都道府縣、市町村及び市町村の組合の設置する盲學校及び、學校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寮母及び政令で定める事務に従事する事務職員の職（但し、盲學校及び、學校については高等部及び幼稚部に屬するものを除く。）にある者は、現に屬する職務の級及び受けている號俸に相當する職務の級及び號俸をもつて、國家公務員に任用され、引き續いて現にある職に相當する官職につくものとする。

(休職又は懲戒に關する經過規定)

3 教職員に關する従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手續中の者若しくは懲戒處分を受けた者の休職又は懲戒に關しては、なお従前の例による。

(不利益處分に關する審査の請求に關する經過規定)

4 この法律施行前の教職員に對し行われた不利益處分に關する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に關しては、なお従前の例による。

(公務災害補償に關する經過規定)

5 この法律施行前に發生した教職員の公務災害の補償及びこれに關する異議の審査に關しては、なお、従前の例による。

(採用志願者名簿に關する經過規定)

6 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一號）第十三條第一項から第三項までの規定に基き、都道府縣の教育委員會が作成した採用志願者名簿は、昭和二十八年九月三十日までの間は、第十一條第二項の規定により作成した採用志願者名簿としての効力を有する。

(定員に關する經過規定)

7 教職員の第二條第一項に掲げる學校の種類ごとの定員は、昭和二十八年度に限り、第七條の規定にかかわらず、政令で定める。

8 教職員の都道府縣別の學校の種類ごとの定数は、昭和二十八年度に限り、第八條第一項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた定員の範圍内で、政令で定める基準に従い、文部省令で定める。

9 小學校及び中學校の教職員の市町村別の定数は、昭和二十八年度に限り、第八條第二項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた都道府縣別の定数の範圍内で、都道府縣の教育委員會が市町村の教育委員會の意見を聞いて定める。

10 昭和二十八年度に限り、第八條第三項の規定にかかわらず、都道府縣立の盲學校及び、學校の教職員の定数は都道府縣の教育委員會が、市

町村立の盲學校及びろう、學校の教職員の市町村別の定数は當該市町村の教育委員會の意見を聞いて都道府縣の教育委員會が、附則第八項の規定により定められた都道府縣別の定数の範圍内で定める。

(俸給その他の給與に關する経過規定)

11 教職員の俸給、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、死亡一時金、旅費及び公務災害補償(以下「俸給その他の給與」という。)は、昭和二十八年度に限り都道府縣が負擔する。

註 閣議修正にて「二十八年度に限り」となつた。

12 國は、都道府縣に對し、前項の規定により都道府縣が負擔する經費について、政令で定めるところにより、各都道府縣ごとの學校、學級、児童及び生徒の數並びに教職員の數及びその俸給その他の給與の額を基準として算出した額に相當する金額を交付する。但し、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一號)による基準財政収入額が基準需要額をこえる都道府縣に對しては、政令で定める基準により算出した金額を差し引いて交付するものとする。

理由

義務教育に關する國の責任にかんがみ、義務教育學校職員の地位及び待遇を保障し、もつて義務教育の水準の維持向上に資するため、義務教育學校職員を國家公務員とするとともに、その定員、任免、給與、分限その他人事に關する事項について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

警察法案

今國會政府提出の重要法案の一つである「警察法案」(全文改正)は、二月二十六日衆議院に提出された。同法案の全文次のとおり。

警察法案 (昭和二十二年法律第百九十六號の全部を改正する)

目次

第一章	總則 (第一條—第三條)
第二章	警察廳
第一節	總則 (第四條—第七條)
第二節	内部部局 (第八條—第十四條)
第三節	附屬機關 (第十五條—第十七條)
第四節	地方支分部局 (第十八條、第十九條)
第五節	職員 (第二十條)
第三章	國家公安監理會 (第二十一條—第二十九條)
第四章	都道府縣警察
第一節	總則 (第三十條、第三十一條)
第二節	都道府縣公安委員會 (第三十二條—第四十條)
第三節	都道府縣警察の組織 (第四十一條—第四十九條)
第四節	市に關する特別 (第五十條、第五十一條)
第五章	警察職員 (第五十二條—第六十二條)
第六章	國家非常事態の特別措置 (第六十三條—第六十七條)
第七章	雜則 (第六十八條—第七十二條)
附則	

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、個人の權利と自由を保障し、且つ、公共の安全と秩序を保持するため、民主的觀念を基調とする効率的な警察の組織を定めることを目的とする。

(警察の責務)

第二條 警察は、左に掲げる事項を行うことをもつてその責務とする。

- 一 生命、身體及び財産の保護
- 二 犯罪の豫防、鎮壓及び捜査
- 三 交通の取締
- 四 拘引狀及び拘留狀の執行その他法律により裁判所、裁判長若しくは

裁判官又は檢察官の命する事項の實施

五 前各號に掲げるものの外、公共の安全と秩序の保持

2 警察の活動は、嚴格に前項の責務の範圍に限られるべきものであつてその責務の遂行に當つては、不偏不黨且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本國憲法の保障する個人の權利及び自由の干渉にわたる等その權限を濫用することがあつてはならない。

(宣誓の内容)

第三條 この法律に従うすべての職員が行う服務の宣誓には、日本國憲法及び法律を擁護し、不偏不黨且つ公平中正を旨としその職務を遂行すべき義務に關する事項を含むものとする。

第二章 警察廳

第一節 總 則

(設置)

第四條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十號）第三條第二項の規程に基いて、總理府の外局として、警察廳を置く。

(長官)

第五條 警察廳の長は、警察廳長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 警察廳長官（以下「長官」という。）は、警察廳の廳務を總括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに都道府縣警察廳の所掌事務について、都道府縣警察を指揮監督する。

(警察廳の任務)

第六條 警察廳は、國の治安確保の責に任じ、及び警察行政における調整を圖ることを任務とする。

2 警察廳は、前項の任務を遂行するため、左に掲げる事務をつかさどる。

一 左に掲げる事案で國の治安に係るものについての警察運営に關すること。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案

ロ 地方の靜穩を害するおそれのある騒亂に係る事案

ハ 國の利害に係り、又は國內全般に關係若しくは影響のある事案

二 國家非常事態に對處するための計畫及びその實施に關すること。

三 警察に關する諸制度の企畫及び調査に關すること。

四 警察に係る國の豫算に關すること。

五 警察職員の勤務及び活動の基準に關すること。

六 警察裝備に關すること。

七 警察教養施設の維持管理その他警察教養に關すること。

八 警察通信施設の維持管理その他警察通信に關すること。

九 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に關すること。

十 犯罪統計に關すること。

十一 前六號に掲げるものの外、警察行政における調整に關すること。

十二 皇宮警察に關すること。

(次長)

第七條 警察廳に、次長一人を置く。

2 次長は、長官が國家公安監理會の意見を聞いて、任免する。

3 次長は、長官を助け、廳務を整理し、各部局及び機關の事務を監督する。

第二節 内部部局

(内部部局)

第八條 警察廳に、長官官房及び左の四部を置く。

警務部

刑事部

警備部

通信部

(官房長)

第九條 長官官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受け長官官房の事務を掌理する。

(長官官房の所掌事務)

第十條 長官官房においては、警察廳の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 長官の官印及び廳印を管守すること。
- 三 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。
- 四 所管行政に關する企畫、調査及び法令の整備に關すること。
- 五 犯罪統計を除く警察統計に關すること。
- 六 廣報に關すること。
- 七 豫算、決算及び會計に關すること。
- 八 國有財産及び物品の管理及び處分に關すること。
- 九 會計の監査に關すること。
- 十 前各號に掲げるものの外、他の部又は機關の所掌に屬しない事務に關すること。

(警務部の所掌事務)

第十一條 警察部においては、警察廳の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警察職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他人事に關すること。
- 二 警察職員の衛生、醫療その他福利厚生に關すること。
- 三 警察職員の教養及び訓練に關すること。
- 四 警察裝備に關すること。
- 五 外勤警察に關すること。

(刑事部の所掌事務)

第十二條 刑事部においては、警察廳の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 刑事警察に關すること。
- 二 犯罪の豫防に關すること。
- 三 保安警察及び交通警察に關すること。
- 四 犯罪鑑識に關すること。

五 犯罪統計に關すること。

(警備部の所掌事務)

第十三條 警備部においては、警察廳の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警衛及び警備警察に關すること。
- 二 國家非常事態に對處するための計畫及びその實施に關すること。

(通信部の所掌事務)

第十四條 通信部においては、警察廳の所掌事務に關し、警察通信に關する事務をつかさどる。

第三節 附屬機關

(警察大學校)

第十五條 警察廳に、警察大學校を附置する。

警察大學校は、警察職員に對し、上級の幹部として必要な教育訓練を行い。警察に關する學術の研修をつかさどる。

警察大學校に、校長を置く。

警察大學校の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

(科學搜查研究所)

第十六條 警察廳に、科學搜查研究所を附置する。

科學搜查研究所は、科學搜查についての研究、調査及び實驗並びにこれらを應用する鑑定及び檢査をつかさどる。

科學搜查研究所に、所長を置く。

科學搜查研究所の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

(皇宮警察本部)

第十七條 警察廳に、皇宮警察本部を附置する。

皇宮警察本部は、天皇及び皇后、皇太子その他皇族の護衛その他皇宮警察に關する事務をつかさどる。

皇宮警察本部に、本部長を置く。

皇宮警察本部に皇宮警察學校を置き、皇宮警察職員に對して必要な教

育訓練を行う。

5 皇宮警察本部の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

第四節 地方支分部局

(地方警備局)

第十八條 警察廳の所掌事務のうち、警備、通信、教育訓練及び連絡の事務を分掌させるため、地方支分部局として、地方警備局を置く。

2 地方警備局に、地方警備局長を置く。

3 地方警備局に總務部、治安部及び通信部の三部を置き、部にそれぞれ部長を置く。

4 地方警備局長は、長官の命を受け、地方警備局の所掌事務に限り、府縣警察を指揮監督する。

5 地方警備局の名稱、位置及び管轄區域は、左の表のとおりとする。

名 稱	位 置	管 轄 區 域
仙台地方警備局	仙 台 市	宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣。
東京地方警備局	東京都千代田區	神奈川縣、新潟縣、埼玉縣、群馬縣、山梨縣、茨城縣、栃木縣、靜岡縣、山梨縣、長野縣。
大阪地方警備局	大 阪 市	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣、愛知縣、三重縣、岐阜縣、福井縣、石川縣、富山縣。
廣島地方警備局	廣 島 市	廣島縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、山口縣、香川縣、愛媛縣、徳島縣、高知縣。
福岡地方警備局	福 岡 市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣。

6 第三項に定めるものの外、地方警備局の内部組織は、總理府令で定める。

(地方警察學校)

第十九條 地方警備局に、地方警察學校を附置する。

2 地方警察學校は、警察職員に對し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

3 地方警察學校に、校長を置く。

4 地方警察學校の位置及び内部組織は、長官が定める。

(職 員)

第五節 職 員

第二十條 警察廳に、警察官、事務官、技官その他所要の職員を置く。皇宮警察本部に、皇宮護衛官を置く。

2 警察廳の次長、官房長及び部長（通信部長を除く。）警察大學校長、科學搜查研究所長、地方警備局長、地方警備局の部長（通信部長を除く。）並びに地方警察學校長は、警察官をもつて、皇宮警察本部長は、皇宮護衛官をもつて充てる。

3 警察廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十號）の定めるところによる。

第三章 國公安監理會

(設置及び組織)

第二十一條 內閣總理大臣の所轄の下に、國家公安監理會を置く。

2 國家公安監理會は、五人の委員をもつて組織する。

(權 限)

第二十二條 國家公安監理會は、常にこの法律に規定する長官の權限が公正に行使されているかどうかの監視にあたり、長官に對して、必要と認める勧告助言を行う。

2 長官は、常に所掌事務に關し、國家公安監理會に對して説明を行うものとし、前項の勧告助言を受けたときは、所掌事務の遂行上、これを尊重しなければならない。

3 國家公安監理會は、都道府縣公安委員會と常に緊密な連絡を保たなければならない。

ればならない。

(委員の任命)

第二十三條 委員は、人格が高潔であつて、警察に關し公正な判断をすることが出来る者のうちから、内閣總理大臣が兩議院の同意を得て、任免する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、國會の閉會又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣總理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の國會で兩議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、兩議院の事後の承認を得られないときは、内閣總理大臣は、その委員を罷免しなければならぬ。

4 委員の任命については、そのうち三人以上が同一政黨に屬する者となることとなつてはならない。

(委員の任期)

第二十四條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任することができる。

(退職及び罷免)

第二十五條 委員は、左の各號の一に該當するに至つた場合においては、當然退職するものとする。

一 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁こ以上の刑に處せられたとき。

2 内閣總理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

3 内閣總理大臣は、兩議院の同意を得て、左に掲げる委員を罷免する。

一 委員のうち何人も所屬してゐなかつた同一の政黨に新たに三人以上の委員が所屬するに至つた場合においては、これらの者のうち二人をこえる員數の委員

二 委員のうち一人が既に所屬してゐる政黨に新たに二人以上の委員が所屬するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員數の委員

4 内閣總理大臣は、委員のうち二人が既に所屬してゐる政黨に新たに所屬した委員を直ちに罷免する。

5 第二十三條第三項及び前三項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(國家公務員法の準用等)

第二十六條 國家公務員法第三章第七節の規定は、委員について準用する。

2 委員は、別に法律の定めるところにより、國務大臣俸給に準ずる俸給を受ける。

(委員長)

第二十七條 國家公安監理會に委員長を置き、委員のうちから委員が互選する。

2 委員長の任期は、一年とする。但し、再任することができる。

3 委員長は、國家公安監理會の會務を總理する。

(國家公安監理會の庶務)

第二十八條 國家公安監理會の庶務は、警察廳長官官房において處理する

(國家公安監理會の運營)

第二十九條 この法律に定めるものの外、國家公安監理會の運營に關し必要な事項は、國家公安監理會が定める。

第四章 都道府縣警察

第一節 總 則

(設置及び責務)

第三十條 都道府縣に、都道府縣警察を置く。

2 都道府縣警察は、當該都道府縣の區域（第五十條第一項の規定により警察を置く市の區域を除く。）につき、第二條の責務に任ずる。

（經費）

第三十一條 都道府縣警察に要する經費は、次項各號に掲げる經費を除き都道府縣の負擔とする。

2 左に掲げる經費で政令で定めるものは、國庫の支拂とする。

一 警視以上の階級にある警察官の俸給その他の給與國家公務員共済組合負擔金、公務災害補償及び旅費（以下「俸給等」という。）に要する經費

二 警察用車兩、船舶及び警備裝備品の整備に要する經費

三 警察教養施設の維持管理及び警察學校における教育訓練に要する經費

四 警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する經費

五 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する經費

六 警衛及び整備に要する經費

七 特殊犯罪の捜査に要する經費

3 第一項の規定による都道府縣の負擔に係る經費については、政令で定めるところにより、國がその一部を負擔する。

第二節 都道府縣公安委員會

（組織及び權限）

第三十二條 都道府縣知事の所轄の下に、都道府縣公安委員會を置く。

2 都道府縣公安委員會は、五人の委員をもつて組織する。

3 都道府縣公安委員會は、都道府縣警察を管理する。但し、警察廳の所掌に屬する事項については、その指揮監督を受けるものとする。

4 都道府縣公安委員會は、この法律を執行するため、又はその委任により、權限に屬する事務に關し、都道府縣公安委員會規則を定めることができる。

5 都道府縣公安委員會は、特に必要があるときは警察廳又は他

の都道府縣公安委員會に對して援助を要求することができる。

6 都道府縣公安委員會は、國家公安監理會及び他の都道府縣公安委員會と常に緊密な連絡を保たなければならない。

（委員の選任）

第三十三條 委員のうち三人は、その都道府縣の議會の議員の被選舉權を有する者で、警察又は檢察の職務を行う職員の前歴のない者のうちから都道府縣議會の同意を得て、都道府縣知事が任命する。

2 左の各號の一に該當する者は、前項に規定する委員となることができない。

一 準禁治產者又は破產者で復權を得ない者

二 禁こ以上の刑に處せられた者

3 第一項の規定する委員の任命については、そのうち二人以上が同一政黨に屬する者となることがなつてはならない。

第三十四條 前條に規定する委員以外の二人の委員のうち、一人は當該都道府縣の副知事をもつて充て、他の一人は當該都道府縣の議會の議員で議員において選舉したものをもつて充てる。

2 前項の場合において、二人以上の副知事を置く都道府縣にあつては、そのうちの一人を都道府縣知事が指名するものとし、副知事を置かない都道府縣にあつては、都道府縣知事が當該都道府縣の吏員のうちから委員となるべき者一人を指名する。

（任期）

第三十五條 第三十三條に規定する委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の殘任期間在任する。

2 都道府縣の議會の議員たる委員の任期は、當該都道府縣の議會が定める。

3 委員は、再任することができる。

（退職及び罷免）

第三十六條 第三十三條に規定する委員は、左の各號の一に該当する場合

においては、當然退職するものとする。但し、委員は、第二號の場合においては、住所を移したために被選舉權を失つても、その住所が同一都道府縣の区域内にあるときは、そのためにその職を失うことはない。

一 第三十三條第二項各號の一に該当するに至つた場合

二 當該都道府縣の議會の議員の被選舉權を有する者でなくなつた場合
2 第三十三條に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、都道府縣知事は、當該都道府縣の議會の同意を得て、これを罷免することができる。

3 第三十三條に規定する委員のうち、二人以上が同一政黨に屬することとなつた場合においては、これらの者のうちから、一人以外の者は、都道府縣知事が當該都道府縣の議會の同意を得て罷免する。但し、都道府縣知事は委員のうち一人が既に所屬している政黨に新たに所屬するに至つた委員を直ちに罷免する。

4 前二項の場合を除く外、第三十三條に規定する委員は、その意に反して罷免されることがない。

(服 務)

第三十七條 第三十三條に規定する委員は、地方公共團體の議會の議員又は常勤の職員を兼ねることができない。

2 前項に定めるものの外、第三十三條に規定する委員の服務に關する事項は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號）第三章第六節の規定に準じ、都道府縣規則で定める。但し、同法第三十八條第一項に規定する制限は、都道府縣知事が委員の勤務に支障があると認める場合の外、行わないものとする。

(委員長)

第三十八條 都道府縣公安委員會に委員長を置き、第三十三條に規定する委員のうちから委員が互選する。

2 委員長の任期は、一年とする。但し、再任することができる。

3 委員長は、都道府縣公安委員會の會務を總理する。

(都道府縣公安委員會の庶務)

第三十九條 都道府縣公安委員會の庶務は、警視廳又は道府縣警察本部において處理する。

(都道府縣公安委員會の運営)

第四十條 この法律に定めるものの外、都道府縣公安委員會の運営に關し必要な事項は、都道府縣公安委員會が定める。

第三節 都道府縣警察の組織

(本 部)

第四十一條 都道府縣警察の本部として、都に警視廳を、道府縣に道府縣警察本部を置く。

2 警視廳は特別區の区域内に、道府縣警察本部は道府縣廳所在地に置く
3 警視廳及び道府縣警察本部の部（これに準ぜるものを含む）以上の組織は、條例で定める。

(警視總監及び警察本部長)

第四十二條 都警察に警視總監を、道府縣警察に警察本部長を置く。

2 警視總監及び警察本部長は、都道府縣公安委員會の管理下に、警視廳又は道府縣警察本部の事務を掌理し、それぞれ所屬の警察職員を指揮監督する。

(警視總監及び警察本部長の任免)

第四十三條 警視總監及び警察本部長は、長官が國家公安監理會の意見を聞いて任免する。

2 都道府縣公安委員會は、長官及び國家公安監理會に對し、警視總監又は警察本部長の考課を具狀し、又はその懲戒若しくは罷免を勧告することができる。

(方面本部)

第四十四條 道警察本部の事務を分掌させるため、道の地域を分つて五以

内の方面本部を置く。

2 方面本部に、方面本部長を置く。

3 前條の規定は、方面本部長の任免について準用する。

4 方面本部の名稱、位置及び管轄區域並びに内部組織は、條例で定める

(警察署、地區警察部等)

第四十五條 都道府縣の區域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

2 數個の警察署を統轄し、その總合的運營を圖るため、特に必要があるときは、都又は數個の警察署が置かれる市の區域に地區警察部を置き、

警視廳、府縣警察本部又は方面本部の事務を分掌させることができる。

3 警察署及び地區警察部の名稱、位置及び管轄區域は、長官の定める基準に従い、條例で定める。

4 警察署の下部機構として、派出所又は駐在所を置く。

(府縣警察學校等)

第四十六條 警視廳に警視廳警察學校を、府縣警察本部に府縣警察學校を附置する。

2 道警察本部に、道地方警察學校及び五以内の方面警察學校を附置する

3 警視廳警察學校、府府縣警察學校及び方面警察學校は、警察職員に對し、新任者に對する教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

4 道地方警察學校は、警察職員に對し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

(職員)

第四十七條 都道府縣警察に、警視總監、警察本部長又は方面本部長の外警察官、事務吏員、技術吏員その他所要の職員を置く。

2 前項の職員は、都道府縣公安委員會の意見を聞いて、警視總監又は警察本部長が任免する。

3 都道府縣公安委員會は、第一項の職員につき考課を行い、警視總監又は警察本部長に對し、その懲戒又は罷免を勧告することができる。

(職員の人事管理)

第四十八條 都道府縣警察の職員のうち、警視以上の階級にある警察官は

一般職の國家公務員とする。

2 前項の職員以外の都道府縣警察の職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に關しては、地方公務員法の定めるところによる。但し、當該職員の任用の基準、服務、勤務の基準及び公務災害補償に關しては、第二十條第一項に規定する職員の例に準じ、條例で定める。

(都道府縣警察の細目的事項)

第四十九條 第四十一條及び第四十四條から第四十六條までに定める事項の外、都道府縣警察の内部組織は、都道府縣公安委員會規則で定める。

第四節 市に關する特例

(設置及び廢止)

第五十條 人口(官報で公告された最近の國勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ)七十萬以上の市は、當該市の議會の議員の過半数が出席して出席議員の三分の二以上の多数により議決した場合においては、當該市の區域につき第二條の責務に任ずる市警察を置くことができる。

2 前項の規定により市警察を置いた市は、當該市の議會の議決により、市警察を置かないこととし、又は市警察を置かないこととした後再び市警察を置くことができる。この場合における議會の議決は、前項に規定する方法による。

3 前二項の規定による議決は、前にこれらの規定による議決のあつた日から起算してそれぞれ四年間は、行うことができない。

4 第一項又は第二項の場合においては、當該市の市長は、それぞれ當該市の議決があつた旨を長官を経て、内閣總理大臣に報告しなければならぬ。

5 内閣總理大臣に對し九月三十日までに前項の規定による報告のあつた市については、翌年四月一日に市警察を置き、又は置かないこととなるものとする。

(市警察に關する適用規定)

第五十一條 前條に規定する市警察については、この法律に特別の定があるものの外、當該市をもつて一の縣とみなし、都道府縣警察に關する規定を適用する。但し、第三十二條第五項及び第六項中「他の都道府縣公安委員會」とあるのは「他の都道府縣公安委員會又は市公安委員會」と第三十四條中「副知事」とあるのは「助役」と、第五十八條中「關係都道府縣公安委員會」とあるのは「關係都道府縣公安委員會又は關係市公安委員會」と、「關係都道府縣警察」とあるのは「關係都道府縣警察又は關係市警察」とする。

第五章 警察職員

(警察官の定員)

第五十二條 警察官の定員は、警察廳及び都道府縣警察(第五十條第一項の規定による市警察を含む。)を通じて十一萬五千人とする。

(警察官の階級)

第五十三條 警察官の階級は、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查とする。

2 警察官の階級別の定員並びにその警察廳及び都道府縣警察ごとの配分は、政令で定める。

(基礎的訓練)

第五十四條 警察官としての基礎的な訓練を受けていない者は、警察官の勤務につけることができない。

(職權行使)

第五十五條 都道府縣警察の警察官は、當該都道府縣警察の管轄區域内において、職權を行うものとする。但し、管轄區域内における公安の維持に關連して必要がある限度においては、管轄區域外においても、職權を行うことができる。

(援助要求の際の職權行使)

第五十六條 第三十二條第五項の規定による援助の要求があつたときは、

警察廳又は都道府縣警察の警察官は、援助の要求をした都道府縣公安委員會の管轄に係る都道府縣警察の管轄區域内において、當該警視總監又は警察本部長の指揮を受けて職權を行うことができる。前條但書の規定は、この場合について準用する。

(現行犯人に關する職權行使)

第五十七條 警察官は、いかなる地域においても、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一號)第二百十二條に規定する現行犯人の逮捕に關しては、警察官としての職權を行うことができる。

(移動警察に關する職權行使)

第五十八條 警察官は、二以上の都道府縣警察の管轄區域にわたる交通機關における移動警察については、關係都道府縣公安委員會の協議するところに従つて、當該關係都道府縣警察の管轄區域内において、職權を行うことができる。

(武器の携帯)

第五十九條 警察官は、その職務の遂行のため小型武器を携帯することができる。

(皇宮護衛官の階級等)

第六十條 皇宮護衛官の階級は、皇宮警視長、皇宮警視正、皇宮警視、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮巡查部長及び皇宮巡查とする。

2 第五十四條及び前條の規定は、皇宮護衛官について準用する。

(被服の貸與等)

第六十一條 國は、政令の定めるところにより、警察廳の警察官及び皇宮護衛官に對し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び裝備品を無償で貸與するものとする。

2 國は、政令で定めるところにより、都道府縣警察の警察官に對し、その職務上必要な裝備品を無償で貸與するものとする。

3 都道府縣は、第一項の政令に準じて條例で定めるところにより、都道府縣警察の警察官に對し、その職務上必要な被服を支給し、及び裝備品

(前項の規定により貸與されるものを除く。)を無償で貸與するものとする。

(禮式等)

第六十二條 警察職員の禮式、服制、表彰及び賞じ、ゆつに關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 國家非常事態の特別措置

(布告)

第六十三條 國家非常事態に際して、治安の確保のため特に必要があると認めるときは、内閣總理大臣は、國家公安監理會の意見を聞き、全國又は一部の區域について國家非常事態の布告を發することができ、全國又は一部の區域については、その區域、事態の概要及び布告の効力を發する日時を記載しなければならない。

2 前項の布告には、その區域、事態の概要及び布告の効力を發する日時を記載しなければならない。

(警察の統制)

第六十四條 前條に規定する國家非常事態の布告が發せられたときは、この法律の定めるところに基き、長官によつて一時的に全警察の統制が行われる。この場合において、長官又は地方警備局長は、布告に記載した區域内の都道府縣の警視總監又は警察本部に對して必要な命令をし、又は指揮をするものとする。

(應援派遣)

第六十五條 長官は、國家非常事態の布告に記載した區域外の都道府縣警察に對して、應援のため必要な區域に警察官を派遣することを命ずることができ、

2 前項の規定により派遣された警察官は、派遣の期間中派遣された區域においても、職權を行うことができる。

(國會の承認)

第六十六條 第六十三條の規定により内閣總理大臣が發した國家非常事態の布告は、これを發した日から二十日以内に國會の承認を得なければならない。この場合において、衆議院が解散されているときは、日本國憲

法第五十四條に規定する緊急集會による參議院の承認を求めなければならない。

2 前項に規定する期間内に、同項の規定により國家非常事態の布告が承認を得られず、又は不承認の議決があつたときは、國家非常事態の布告は、將來に向つてその効力を失う。

(廢止)

第六十七條 内閣總理大臣は、國家非常事態の布告を發した場合においてその必要がなくなつたと認めたとき、又は國會が非常事態の布告の廢止を議決したときは、すみやかにその廢止の布告をしなければならぬ。

2 國家公安監理會は、國家非常事態の布告が必要がなくなつたと認めたときは、内閣總理大臣に對し、布告の廢止を勸告しなければならない。

第七章 雜則

(檢察官との關係)

第六十八條 都道府縣公安委員會及び警察官と檢察官との關係は、別に法律の定めるところによる。

2 長官は、檢事總長と常に緊密な連絡を保つものとする。

(管轄の變更による措置)

第六十九條 都道府縣警察の管轄區域が市警察の管轄區域となつた日において、當該區域内でもつばら都道府縣警察の用に供せられている都道府縣所有の財産(國有財産法(昭和二十三年法律第七十三號)第二條第一項各號に掲げる財産をいう。以下同じ。)及び物品のうち、當該都道府縣に不必要で、引き続き市警察の用に供する必要があるものは、當該都道府縣が無償で當該市に譲渡するものとする。但し、土地は、譲渡しないものとし、當該市警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

2 市警察の管轄區域が都道府縣警察の管轄區域となつた日において、當該區域内でもつばら市警察の用に供せられている市所有の財産及び物品は、前項の例により、當該市が無償で當該都道府縣に譲渡し、又は當該

都道府縣警察が無償で使用することができるものとする。

3 都道府縣警察の管轄區域が市警察の管轄區域となつた日において、當該區域内で都道府縣警察が他の機關と共用している國又は地方公共團體の財産のうち、引き続き當該市警察の用に供する必要があるものは、當該市警察が無償で使用することができるものとする。

4 市警察の管轄區域が都道府縣警察の管轄區域となつた日において、當該區域内で市警察が他の機關と共用している國又は地方公共團體の財産は、前項の例により、當該都道府縣警察が無償で使用することができるものとする。

5 前四項の規定により都道府縣又は市が取得する財産に伴う負債があるときは、その處分については相互の協議によりこれを定める。

6 前五項の規定の適用については争があるときは、都道府縣知事又は市長の申立に基き、内閣總理大臣がこれを決定する。

第七十條 都道府縣警察の管轄區域に變更を生じた場合においては、前條に規定するものを除く外、その變更を要することとなつた日から五十日以内に管轄の變更による措置が完了されなければならない。

(國有財産等の無償使用)

第七十一條 國は、もつばら當該都道府縣警察の用に供する必要がある警察廳所屬の國有の財産及び物品を都道府縣警察に無償で使用させることができる。

(政令への委任)

第七十二條 この法律に特別の定のある場合を除く外、この法律の實施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範圍内において、政令で定める。但し、附則第二項、第三項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

(準用手續)

2 この法律（前項但書に係る部分を除く。以下同じ。）を施行するため必要な命令、條例又は規則の制定、國家公安監理會及び都道府縣公安委員會の委員の選任のための手續その他の準備行為並びに手續については、この法律施行前においても行うことができる。

(市警察設置の手續)

3 この法律施行の日から第五十條第一項の規定による市警察を置こうとする市は、この法律公布の日から起算して五十日以内に、同條同項の規定による議決を行い、内閣總理大臣に對し、同條第四項の規定による報告をしなければならない。この場合においては、當該市警察は、この法律施行の日から置かれるものとする。

(最初の國家公安監理會の委員の任命)

4 この法律施行後最初に任命される國家公安監理會の委員の任期は、五人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

5 前項に規定する各委員の任期は、内閣總理大臣が定める。

6 この法律施行後最初に任命される國家公安監理會の委員の任命について、國會の閉會又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣總理大臣は、第二十三條第一項の規定にかかわらず、同項の資格を有する者のうちから委員を任命することができる。この場合においては、その任命につき任命後最初の國會で兩議院の事後の承認を得なければならないものとし、兩議院の事後の承認が得られないときは、内閣總理大臣は、その委員を直ちに罷免しなければならない。

(警察廳等の職員)

7 この法律施行の際現に國家地方警察本部、警察大學校、科學搜查研究所、皇宮警察本部、警察管區本部（札幌警察管區本部を除く。）又は管區警察學校（札幌管區警察學校を除く。）の職員である者は、別に辭令を發せられない限り、この法律による警察廳、警察大學校、科學搜查研究所

皇宮警察本部、地方警備局又は地方警察學校の従前の職に相當する職の職員となるものとする。

(最初の都道府縣公安委員會の委員の任命)

- 8 この法律施行後最初に任命される都道府縣公安委員會の委員で第三十三條に規定するものの任期は、三人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年とする。

- 9 前項に規定する各委員の任期は、都道府縣知事が定める。

(都道府縣警察の職員)

- 10 この法律施行の際現に札幌警察管區本部、札幌管區警察學校、都道府縣國家地方警察又はその都道府縣の區域内に存する自治體警察(附則第三項の規定によりこの法律施行の日から市警察を置くこととなる市の自治體警察を除く)の職員である者は、別に辭令を發せられない限り、従前の職に相當する當該都道府縣警察の職の職員となるものとする。

(市警察の職員)

- 11 この法律施行の際、現に人口七十萬以上の市の自治體警察の職員である者は、當該市に附則第三項の規定により市警察が置かれた場合においては、別に辭令を發せられない限り、従前の職に相當する當該市警察の職の職員となるものとする。

(警察官數の特例)

- 12 當分の間、政令で定めるところにより、第五十二條の規定にかかわらず、十一萬五千人をこえる警察官を置くことができる。但し、この法律施行の日における従前の國家地方警察の警察官及び自治體警察の警察吏員の數の合計をこえることができない。

- 13 この法律施行の際、現に都道府縣國家地方警察又は自治體警察の用に供せられている財産及び物品で引き續き警察廳又は都道府縣警察の用に供する必要があるものは、昭和二十八年度に限り、警察廳又は當該都道府縣警察が無償で使用することができるものとする。

- 14 昭和二十九年四月一日において、都道府縣警察の用にもつばら供せら

れている國有の財産及び物品のうち、引き續き當該都道府縣警察の用に供する必要があるもので、同日以後における當該財産及び物品の維持管理の經費を當該都道府縣において負擔することとなるものは、國が當該都道府縣に無償で讓渡するものとする。但し、土地は、讓渡しないものとし、當該都道府縣警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

- 15 昭和二十九年四月一日において、警察廳又は都道府縣警察の用にもつばら供せられている市町村所有の財産及び物品のうち、當該市町村に不必要で、引き續き警察廳又は當該都道府縣警察の用に供する必要があるものは、同月以後における當該財産及び物品の維持管理の費用の負擔區分に従い、當該市町村が國又は當該都道府縣に無償で讓渡するものとする。但し、土地は、讓渡しないものとし、警察廳又は當該都道府縣警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

- 16 昭和二十九年四月一日において都道府縣警察又は警察廳が他の機關と共用している國又は地方公共團體の財産で、引き續き警察廳又は當該都道府縣警察の用に供する必要があるものは、警察廳又は當該都道府縣警察が無償でこれを使用することができるものとする。

- 17 昭和二十九年四月一日において特別區の存する區域に係る都警察及び附則第三項の規定により置くこととなつた市警察の用に供せられている都又は市の財産及び物品は、前二項の例により、國に無償で讓渡し、又は警察廳が無償でこれを使用することができるものとする。

- 18 前四項の規定により國又は都道府縣が取得する財産に伴う負債があるときは、その處分については、相互の協議によりこれを定める。

- 19 前六項の規定の適用については、争があるときは、長官又は都道府縣知事若しくは市町村長の申立に基き、内閣總理大臣がこれを決定する。

(休職又は懲戒に關する經過規定)

- 20 この法律施行の際、警察職員で現に従前の規定により休職を命ぜられているもの又は懲戒處分を受けたもの若しくは懲戒手續を進めているも

の休職又は懲戒に關しては、なお従前の例による。

(不利益處分に關する審査の請求に關する経過規定)

- 21 この法律施行前に警察職員に對し行われた不利益處分に關する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に關しては、なお従前の例による。

(公務災害補償に關する経過規定)

- 22 警察職員に係る公務による災害に對する補償でその原因である事故又は診斷によつて疾病の發生が確定した日が昭和二十九年三月三十一日以前に係るものの同年四月一日以降において實施すべきもの及びこれに對する審査は、同年四月一日以降當該警察職員に係る俸給等を負擔すべき者が行うものとする。

(昭和二十八年度に關する特例)

- 23 この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までの間は、改正前の警察法(以下「舊法」という)第四十三條の規定による市(附則第三項の規定により市警察を置いた市を除く。本項中以下同じ。)町村公安委員會は、都道府縣公安委員會の下部機構として存續し、當該市町村の區域に係る警察の管理に關し、都道府縣公安委員會に對し助言を行い、及び都道府縣公安委員會の定めるところにより、當該警察を管理することができる。

- 24 昭和二十八年年度分に限り、都道府縣警察に要する經費のうち、従前國が支辨していたものに相當するものについては、國が、都及び市町村が支辨していたものに相當するものについては、都及び市町村が従前の例により、それぞれこれを支辨する。この場合において、舊法第五十二條の三但書の規定により國が都に對して負擔すべき經費については、従前の例により、國が負擔するものとする。

- 25 昭和二十八年年度分に限り、都道府縣警察のうち、従前の國家地方警察に相當する組織に勤務する職員の俸給等については、これに關し國家公務員に適用される法令によるものとし、従前の特別區又は市町村警察に

相當する組織に勤務する職員の俸給等については、これに關し地方公務員に適用される法令及び當該都又は市町村の條例によるものとする。

(恩給の特例)

- 26 この法律施行の際舊法附則第七條第一項の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八號)の準用を受けていた警察職員に係る恩給については、當分の間、恩給を受ける権利の裁定、恩給の負擔、國庫交付金及び納金を除き、なお従前の例による。

- 27 この法律施行の際警察法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百三十三號)附則第四項の規定の適用を受けていた警察職員に係る恩給については、當分の間、なお従前の例による。

- 28 この法律施行の際恩給法第十九條に規定する公務員たる國家地方警察の警察職員が引き續いて地方公務員たる都道府縣警察の警察官又は警察官以外の政令で定める警察職員となつた場合においては、當分の間、これに對し、恩給法の規定を準用する。

- 29 この法律施行の際自治體警察の警察吏員又は警察吏員以外の政令で定める職員(附則第二十六項の規定の適用を受ける者を除く)が引き續き恩給法第十九條の公務員たる警察職員となつた場合における恩給法の規定の適用については、その者が當該自治體警察を置く地方公共團體の退職年金又は退職一時金に關する條例の規定による退職給付を受けなかつたときは、その者が當該自治體警察の警察吏員又は警察吏員以外の政令で定める警察職員として勤務した期間は、その者の同法第十九條の公務員としての在職期間に通算する。

- 30 地方公務員たる都道府縣警察の警察官又は警察官以外の政令で定める警察職員(附則第二十六項及び附則第二十八項の規定の適用を受ける者を除く)に對しては、當分の間、恩給法の規定を準用する。この場合において、同法第十二條中「總理府恩給局長」とあるのは「都道府縣知事」と、第十六條中「國庫」とあるのは「都道府縣」と、第二十條及び第二十三條中「警察官(地方公務員タル警察官ヲ除ク)」とあるのは「地

方公務員タル警察官又ハ警官以外ノ政令ヲ以テ定ムル警察職員」と、第五十九條中「國庫」とあるは「都道府縣」と讀み替へるものとする。

31 前項の場合において、その者が、この法律施行の際自治體警察の警察吏員又は警察吏員以外の政令で定める警察職員が引き續き當該地方公務員たる都道府縣警察の警察官又は警察官以外の政令で定める警察職員となつたものである場合においては、その者が當該自治體警察を置く地方公共團體の退職年金又は退職一時金に關する條例の規定により退職給付を受けないとき（その者が都の特別區の區域に置かれた自治體警察又は附則第三項の規定によりこの法律施行の日から市警察を置くこととなる市の自治體警察の警察吏員又は警察吏員以外の政令で定める警察職員が引き續き都警察又は當該市警察の地方公務員たる警察官又は警察官以外の政令で定める警察職員となつたものである場合にあつては、この法律施行の日において退職したものとなして都又は當該市の退職年金又は退職一時金に關する條例の規定により支給されるべき退職給付を受けないとき）に限り、その者が自治體警察に勤務した期間を、その者の恩給法が準用される在職期間に通算する。

32 前六項に定めるものの外、これらの項に規定する恩給に關し必要な事項は、政令で定める。

（退職手當の特例）

33 この法律施行の際、國家地方警察の警察職員が引き續き地方公務員たる警察職員となつた場合においては、その者に對しては、國家公務員等に對する退職手當の臨時措置に關する法律（昭和二十五年法律第四百四十二號）第十三條の規定にかかわらず、同法の規定による退職手當は、支給しない。この場合において、都道府縣は、その者が國家公務員として引き續き勤務した期間（その者の地方公務員としての在職期間であつて國家公務員としての在職期間に引き續いたものを含む。）を、當該都道府縣警察の職員としての勤務期間に通算する措置を講ずるものとする。

34 この法律施行の際、自治體警察の職員が引き續き都道府縣警察の職員となつた場合において、その者が都又は市町村の條例による退職手當を

受けないときは、當該都道府縣は、その者が引き續き自治體警察の職員としての在職した期間（國家公務員としての在職期間であつて地方公務員としての在職期間に引き續いたものを含む。）を當該都道府縣警察の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

（消防組織法の一部改正）

35 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條警察廳に國家消防本部を置く。

第三條第二項及び第三項中「國家公安委員會」を「警察廳長官」に改める。

第四條に次の一項を加える。

警察法（昭和二十八年法律第 號）第七條第三項の規定は、國家消防本部の事務については、適用がないものとする。

第五條第二項中「國家公安委員會」を「警察廳長官」に改め、同條の次に次の一項を加える。

國家消防本部の課（これに準ずるものを含む。）の設置及び所掌事務の範圍は、政令で定める。

第二十四條第二項中「國家地方警察、自治體警察」を「警察廳、都道府縣警察、市警察」に改める。

第三十一條第一項中「若しくは國家地方警察」を「國家地方警察、警察廳、都道府縣警察若しくは市警察」に、同條第三項中「警察法」を「改正前の警察法」に改める。

（恩給法の一部改正）

36 恩給法の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第五號及び第二十三條第一號中「警察官」の下に「（地方公務員タル警察官ヲ除ク）」を加える。

（經過規定）

37 前各項に定めるものの外、この法律施行のため必要な經過措置は、政

令で定める。

理 由

現行警察制度に關してその運営の實績に徴し、民主警察の美點を保持するとともに、現在の諸情勢にかんがみ、不適當と認められるところを是正し、もつて治安の確保とその責任の明確化を圖る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

獨禁法改正法案

獨禁法（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律）改正法案の
大要次のとおり。

第一章 總 則

（定義）

第二條 （第一項）の次に事業者團體、役員の定義を加える。

（第四項） 不當な取引制限の定義に事業者が他の事業者と共同して對價を決定し、維持し、もしくは引上げ、または數量、技術、製品設備もしくは取引の相手方を制限するなどの場合を加える。

（第五項） の不當な事業能力の較差に關する規定を削除する。

（第六項） 不正な競争方法を不正な取引方法と改める。不正な取引方法とは次の各號に該當する行爲で、公正な競争を阻害する恐れがあるものうち公取委が指定するものをいう。

一 不當に他の事業者と取引することを拒絶し、その他不當に他の事業者を差別的に取扱ふこと

二 不當な對價で取引すること

三 不當な利益または不利益で競争者の顧客に對し自己と直接または間接に取引するよう誘引または強制すること

四 相手方の事業活動を不當に拘束する條件をもつて取引すること

五 自己の取引上の地位が相手方に對し優越していることを不當に利用して、相手方の不當に不利益となるように取引すること

六 自己または自己が株主もしくは役員である會社を國內で競争關係に

ある他の事業者とその取引の相手方との取引を不當に妨害しまたは當該事業者が會社である場合に、その會社の株主もしくは役員をその會社の不利益となる行爲をするように、不當に誘引し、そのかし、もしくは強制すること。

第二章 私的獨占および不當な取引制限

（特定の共同行爲の禁止）

第四條 削除してその趣旨を不當な取引制限の定義に織込む

（私的統制團體の禁止）

第五條 削除

（特定の國際的協定または貿易協定の禁止）

第六條 國內の事業者間の貿易に關する協定、契約の禁止規定の部分を削除する。

第三章 不當な事業能力の較差

全項目を削除し、現行事業者團體法の趣旨を整理縮少して本章に織込む。

第四章 株式の保有、役員の兼任、合併および營業の譲渡

（持株會社の禁止）

第九條 （第三項）持株會社の定義を「株式を所有することにより國內の會社の事業活動を支配することを主たる事業とする會社」に改め、本來の意味での持株會社に關する規制とする。

（事業會社の株式または社債保有の制限）

第十條 從來の競争會社株式の保有を絕對的に禁止する規定を緩和し、社債に關する制限を削除するとともに株式保有の制限については次のとおり改める。

會社は國內の會社の株式を取得し、または所有することにより、一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合には、當該株式を取得し、または所有してはならず、さらに不正な取引方法により國內の會社の株式を取得し、または所有してはならない。金融業（銀

行業、相互銀行業、信託業、保險業、無盡業、證券業）以外の事業を営む國內の會社であつて、その總資産（最終の貸借對照表による資産の合計金額）が一億圓を超えるもの、または金融業以外の事業を営む外國會社は、國內の會社の株式を所有する場合（株式の有價證券信託において自己を受益者とし、自己が議決權を行使する場合を含む）には、公取委規則により、毎事業年度終了の日現在においてその所有し、または信託をしている株式に關する報告書を二ヵ月以内に公取委に提出しなければならぬ。

（金融會社の株式保有の制限）

第十一條 從來持株限度は百分の五で、これを超えるものは絶對的に禁止されていたが、これを次のとおり改める。

金融業を営む會社は、國內の會社の株式をその發行済の株式の總數の百分の十を超えて所有することになる場合には、その株式を取得し、または所有してはならない。但し公取委規則によりあらかじめ公取委の認可を受けた場合と次の各號の一に該當する場合はこの限りでない。

一 擔保權の行使または代物辨済の受領により國內の會社の株式を取得し、または所有する場合

二 證券業を営む會社が業務として株式を取得し、または所有する場合
三 委託者を受益者とする有價證券信託の引受によつて株式を取得し、または所有する場合、但し委託者が議決權を行使する場合に限る

前項第一號または第二號の場合に國內の會社の株式をその發行済の株式の總數の百分の十を超えて所有することとなつた日から一年を超えて當該株式を所有しようとするときは公取委規則により、あらかじめ公取委の認可を受けなければならない。この場合における公取委の認可は、金融業を営む會社が當該株式をすみやかに處分することを條件としなければならない。

公取委は前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ大藏大臣に協議しなければならない。

（役員兼任の制限）

第十三條 從來は競争會社の役員兼任は絶對的に禁止されていたが、これを次のとおり改める。

會社の役員または従業員は國內の會社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合には、當該役員の地位を兼ねてはならない、會社は不正な取引方法により、自己と國內において競争關係にある國內の會社に對し自己の役員がその會社の役員もしくは従業員としての地位を兼ね、または自己の従業員がその會社の役員の地位を兼ねることを認めるべきことを強制してはならない。會社の役員または従業員は、その會社と國內で競争關係にある國內の會社の役員の地位を兼ねる場合に、これらの會社のうち、いずれか一つの會社の總資産が一億圓を超えるときは、公取委規則により、その役員の地位を兼ねることとなつた日から三十日以内に、その旨を公取委に届け出なければならない。

第十四條、第十五條、第十七條、第十八條（略）

第六章 適用除外

第二十二條（略）

（一定の組合の行爲）

第二十四條 現行第二十四條の次に再販賣價格維持契約、不況カルテル、合理化カルテルを適用除外例として認める次の三條を加える。

一 （再販賣價格維持契約）この法律の規定は公取委の指定する商品であつて、國內で廣く認識された氏名、名稱、商號、商標または標章を使用し、しかも、その品質が一樣であるものを生産し、または販賣する事業者が、當該商品の販賣の相手方たる事業者とその商品の再販賣價格（その相手方たる事業者またはその相手方たる事業者の販賣する當該商品を買受けて販賣する事業者がその商品を販賣する價格）を維持し、または決定する契約についてはこれを適用しない。但し當該契約の内容が消費者の利益をいぢるしく害することとなる場合はこの

限りでない。

公取委は次の各號に該當する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

① 當該商品が一般消費者によつて日常使用されるもの（出版物を含む）であること

② 當該商品について自由な競争が行われていること

第一項に規定する事業者は同項の契約をしたときは、三十日以内にその旨を公取委に届け出なければならない。

一（不況カルテル）この法律の規定は、特定の商品の需給がいちじるしく均衡を失したため次の各號に該當する事態が生じた場合にその商品を生産する事業者またはその事業者を構成員とする事業團體（以下「生産業者等」という）が、次項または第三項の認可を受けてする共同行為（事業者團體がその構成員に共同行為をさせる行為を含む）については、これを適用しない。但し不公正な取引方法を用いるとき、または第七項の規定による公示があつたのち一月を経過したとき（第六項の請求に應じ、當該事業に係る主務大臣が第五項の規定による處分をした場合を除く）はこの限りでない。

① 當該商品の價格がその平均生産費を下り、且つ當該事業者の相當部分の事業の繼續することが困難となるおそれがあること

② 企業の合理化によつては、前號に掲げる事態を克服することが困難であること、生産業者等はこのため生産數量、販賣數量または設備の制限に係る共同行為（設備の更新または改良を妨げるものを除く）をしようとするときは主務大臣の認可を受けることができる

生産業者等は第一項に規定する場合、技術的に當該事業の商品の生産數量がいちじるしく困難である場合には、對價の制限に係る共同行為をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。主務大臣は、これらの認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に適合し、且つその共同行為が次の各號に該

當している旨の公取委の認定を得なければならない。第六項の規定による處分をしようとするときも同様とする。

① 第一項に規定する事態を克服するため必要な程度を超えていないこと

② 消費者と關連事業者の利益をいちじるしく害する恐れがないこと

③ 不當に差別的でないこと

④ その共同行為に参加し、またはその共同行為から脱退することを不當に制限しないこと

主務大臣は、第二項または第三項の認可をした後に、當該共同行為が次の各號の一に該當するにいたつたと認めるときは、その行為をしている生産業者等に對し、これを變更すべきことを命じ、またはその認可を取消すことができる。

① 第二項または第三項に規定する要件を欠くこと

② その内容が前項各號に該當しないこと

公取委は、主務大臣が前項の規定による處分をする必要があると認めるときは主務大臣に對し、當該處分をすべきことを請求することができる。第二項または第三項の認可に對して不服がある利害關係人は、認可があつた日から三十日以内に、公取委に不服の申立をすることができる。

一（合理化カルテル）この法律の規定は技術の向上、品質の改善、原價の引下、能率の増進、その他企業の合理化を遂行するため、特に必要がある場合に生産業者などが次項の規定による認可を受けてする共同行為については適用しない。

生産業者などは、前項に規定する場合に、技術、品質の制限、原材料、製品の保管、運送施設の利用または副産物、くず、廢物の利用もしくは購入に係る共同行為をしようとするときは、主務大臣に對し當該共同行為の認可を受けることができる。

前二條但し書と同條第四項から第十二項までの規定は、前項の共同

第八章 公正取引委員會（略）

恩給法改正案要綱

なお軍人恩給關係の本年度豫算は、

普通恩給（將校十二年、下士官以下十一年の實役に服したものに支給）

二、九二六、五〇〇千圓

二、二六五、〇〇〇千圓

公務扶助料（死者等の遺族に支給） 三六、九一五、〇〇〇千圓

普通扶助料（普通恩給受給者が死亡した場合遺族に支給）

一、一九六、〇〇〇千圓

傷病賜金（程度の軽い傷病者に支給する一時金）

一四一、〇〇〇千圓

一時恩給（實役七年以上で恩給年限に達しなかつたものに支給）

一、五五三、〇〇〇千圓

法案要綱

軍人、軍屬に對する一般規定

一 恩給金額別表のとおり。

一 實役が恩給所定年限（將校十二年、下士官以下十一年）を超えたもの

のにのみ年金恩給を支給

一 實役七年以上のものには一時恩給を支給する。

一 一時恩給は昭和二九、三〇、三一年の各二月に分割支給する。當然

支給を受ける時以後に受取る分については、年六分の利子を付する。

一 軍人恩給停止以前に裁定された恩給で、實役が所定年限に達してい

なかつたものに對しては、次の式で再計算して減額支給する。

$$\frac{\text{假定俸給} \times 50 - \{2.5 \times (\text{所定年限} - \text{實役年限})\}}{150}$$

150

一 加算は一さい認めない。

一 若年停止制

普通恩給については四十五歳未満は支給せず、四十五歳—五十歳は半額、五十歳—五十五歳は七割、五十五歳以上は全額を支給する。

恩給以外に年所得四十六万円以上あるものに對しては、恩給額をその所得に應じて減額する。

一 この法律によつて算定された舊軍人、軍屬の恩給在職年は、一級公務員としての在職年に通算する。この項は昭和二十一年に遡及して適用、未適用者の恩給、扶助料の金額を改訂する。

付表一 普通恩給・公務扶助料

大	中	少	大	中	少	大	中	少	曹	軍	伍	兵	上	一	二
將	將	將	佐	佐	佐	尉	尉	尉	官	長	曹	長	長	兵	兵
四九四、四〇〇	三九〇、〇〇〇	二九二、八〇〇	二四四、八〇〇	二二八、〇〇〇	一八六、〇〇〇	一四六、四〇〇	一一五、二〇〇	九九、六〇〇	八七、六〇〇	七三、二〇〇	七〇、八〇〇	六八、四〇〇	六〇、六〇〇	五八、八〇〇	五五、二〇〇
一六四、八〇〇	一三〇、〇〇〇	九七、六〇〇	八一、六〇〇	七六、〇〇〇	六二、〇〇〇	四八、八〇〇	三八、四〇〇	三三、二〇〇	二九、二〇〇	二四、四〇〇	二三、六〇〇	二二、八〇〇	二〇、二〇〇	一九、六〇〇	一八、四〇〇
一四〇、〇八〇	一一〇、五〇〇	八二、九六〇	七七、五二〇	七二、二〇〇	五八、九〇〇	四八、八〇〇	三八、四〇〇	三三、二〇〇	二九、九三〇	二八、六七〇	二八、三二〇	二七、九三〇	二六、七六五	二六、四六〇	二四、八五〇
公務扶助料	普通恩給	假定俸給							士						

注一 普通扶助料は普通恩給の二分の一であるので略

- 二 家族加給は一人當り年額四、八〇〇圓
- 三 別表數字は單位圓、何れも年額
- 四 増加恩給第七項症は一時金支給で打切る

付表二 一時恩給（利子を含めぬもの）

實役年限	七	八	九	一〇	一一年	一二年
少佐	一六、五〇〇	二四、〇〇〇	一九、八〇〇	一三、〇〇〇	二四、〇〇〇	一四、四〇〇
中尉	一六、五〇〇	二四、〇〇〇	一九、八〇〇	一三、〇〇〇	二四、〇〇〇	一四、四〇〇
少尉	一六、五〇〇	二四、〇〇〇	一九、八〇〇	一三、〇〇〇	二四、〇〇〇	一四、四〇〇
准尉	一六、五〇〇	二四、〇〇〇	一九、八〇〇	一三、〇〇〇	二四、〇〇〇	一四、四〇〇
曹長	一六、五〇〇	二四、〇〇〇	一九、八〇〇	一三、〇〇〇	二四、〇〇〇	一四、四〇〇
軍曹	一六、五〇〇	二四、〇〇〇	一九、八〇〇	一三、〇〇〇	二四、〇〇〇	一四、四〇〇
伍長	一六、五〇〇	二四、〇〇〇	一九、八〇〇	一三、〇〇〇	二四、〇〇〇	一四、四〇〇
兵長	一六、五〇〇	二四、〇〇〇	一九、八〇〇	一三、〇〇〇	二四、〇〇〇	一四、四〇〇
上等兵	一六、五〇〇	二四、〇〇〇	一九、八〇〇	一三、〇〇〇	二四、〇〇〇	一四、四〇〇

付表三 増加恩給

項第一症	項第二症	項第三症	項第四症	項第五症	項第六症	項第七症
將官	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
佐官	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
尉官	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
准士官	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
下士官	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
兵	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇

付表四 傷病賜金

第一款症	第二款症	第三款症	第四款症
七八、二〇〇	六八、五〇〇	五八、七〇〇	四八、九〇〇
七四、八〇〇	六五、五〇〇	五六、一〇〇	四六、八〇〇

文官に對する規定

- この改正が施行されて六ヵ月後から次の改正を實施する。
- 若年停止制の引上げ五歳ずつ引上げて軍人普通恩給と同一とする。
- 僻遠地勤務等各加算制度を廢止する。
- 外國、警察、監獄、教育各加給制度を廢止する。

外地抑留者に對する規定

- 抑留期間は軍隊實役として取扱う。
- これによつて本年三月末普通恩給所定年限に達したものに對してはその家族に恩給を支給す。

- 四月以降所定年限に達したものは、達した月の翌月から支給する。
- 抑留中の傷病、死亡はいずれも公務によるものとして取扱う。傷病者に對しては歸還の時から増加恩給を、死亡者に對しては死亡が確認された時からその遺族に公務扶助料を支給する。

- 恩給所定年限に達しないで歸還したものは、その時退職したものと同じく一時恩給を支給。

- 階級は最終階級のまま。

戦犯に對する規定

- 刑を終つたものは他と同一に取扱う。

援護法との関連規定

- 一 内縁の妻（死亡後二カ年以内に入籍しないもの）および孫に對しては恩給法を適用せず、援護法の適用を受けることとする。
- 一 公務扶助料と援護法の遺族年金の兩方を受けることはできない。いずれか任意の一つを支給する。
- 一 この改正による増加恩給または扶助料の最初の支給があるまでは、援護法の障害年金、遺族年金を支給するが、この支給額は最初の恩給額か

七一、四〇〇	六二、五〇〇	五三、六〇〇	四四、七〇〇
六八、〇〇〇	五九、五〇〇	五一、〇〇〇	四二、五〇〇

ら差引く。

その他

- 一 恩給権を擔保とする金融は、國民金融公庫以外は取扱いを禁止する。
- 一 この改正は昭和二十八年四月一日から施行する。これにより本年七月に四、五、六の三カ月分が復活第一回として支給される。

義務教育學校職員法の施行に伴う關係法律の整理に關する法律案要綱中恩給法關係

- (1) 校長、教諭、養護教諭または事務職員については、恩給法上の文官として恩給法を適用する。
- (2) 助教諭、養護助教諭または常勤講師が引きつづき校長などとなつた場合は、校長などに接續する勤続年月數の二分の一を文官としての在職年に通算し、また助教諭などおよびその遺族は増加恩給などを受けることができること。
- (3) 現に恩給法の準用を受けている職員については、當分の間なお従前の例による。
- (4) 昭和二十三年七月十五日以後採用の事務職員または二十四年一月十二日以後採用の校長などで地方公共團體の退職給付に關する條例の規定の適用を受けるものとされてゐる者がこれらの給付（共済組合の給付を含む）を受けていないときは、これらの者の地方公務員たる校長などとしての在職期間を文官として在職したものとみなす。助教諭などについてはその在職年の二分の一を通算すること。
- (5) 昭和二十八年度に限り、右の(1)(2)(3)の職員の恩給の負擔は都道府縣とし、裁定廳は都道府縣知事とし、恩給納金は都道府縣に對して行ふ。

電氣事業及び石炭鑛業における爭議行為の方法の規制に關する法律案提出

いわゆる「スト規制法案」は、二月二十一日衆議院に提出された。法案

全文次のとおり。

電氣事業及び石炭鑛業における爭議行為の方法の規制に關する法律案

第一條 この法律は、電氣事業

（一般の需要に應じ電氣を供給する事業又はこれに電氣を供給することを主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）及び石炭鑛業の特殊性並びに國民經濟及び國民の日常生活に對する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、爭議行為の方法に關して必要な措置を定めるものとする。

第二條

電氣事業の事業主又は電氣事業に従事する者は、爭議行為として、電氣の正常な供給を停止する行為その他電氣の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

第三條

石炭鑛業の事業主又は石炭鑛業に従事する者は、爭議行為として、鑛山保安法（昭和二十四年法律第七十號）に規定する保安の業務の正常な運営を停廢する行為であつて、鑛山における人に對する危害、鑛物資源の滅失若しくは重大な損壞、鑛山の重要な施設の荒廢又は鑛害を生ずるものをしてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

地方稅法改正案要綱

政府は二月十日の閣議で、地方稅法の一部を改正する法律案要綱を次のように決定した。

なお右改正の結果による二十八年地方稅收入見込額は三千八十六億圓餘となり約十一億圓の増收を伴うものと自治廳では推計している（別表參照）

地方稅法の一部を改正する法律案要綱

左により地方稅法の一部を改正する。

一 附加價值稅の實施をさらに一年延期し、その間、現行事業稅及び特別

昭和 28 年度地方税収入見込額 - 28. 2. 10

(単位百万圓)

區 分	昭和27年 度補正後 収入見込 額 (A)	昭和28年度収入見込額		差 引 増 減		
		事業税、特別所得税の場合		(B) (A)	(C)-(A)	(C)-(B)
		現行法 (B)	改正法 (C)			
道府縣法定普通税	126,978	126,444	127,401 △	534	423	957
附加価値税	—	71,712	—	—	—	—
個人	—	16,214	—	—	—	—
法人	—	55,418	—	—	—	—
事業税	81,643	84,824	82,575	3,181	932 △	2,249
個人	29,054	35,348	32,602	6,294	3,548 △	2,746
法人	52,589	49,476	49,973 △	3,113 △	2,616	497
特別所得税	1,271	1,456	1,177	185 △	94 △	279
舊事業税及び特別所得税	—	14,614	—	—	—	—
小計	82,914	86,326	83,752	3,366	8*8 △	2,528
入場税	22,369	19,627	20,882 △	2,742 △	1,487	1,255
遊興飲食税	17,718	16,888	17,703 △	830 △	15	815
自動車税	2,353	2,810	4,129	457	1,776	1,319
鑛區税	382	377	473 △	5	91	96
狩獵者税	251	314	314	63	63	—
舊法による税	991	148	148 △	843 △	843	—
市町村法定普通税	165,262	179,988	180,126	14,726	14,864	138
市町村民税	70,903	78,188	78,188	7,285	7,285	—
均等割	8,000	8,134	8,134	134	134	—
所得割	41,809	48,620	48,620	6,811	6,811	—
法人税割	21,094	21,434	21,434	340	340	—
固定資産税	72,476	80,862	80,862	8,386	8,386	—
自動車税	1,980	1,975	1,975 △	5 △	5	—
荷車税	1,267	1,282	1,282	15	15	—
電気ガス税	13,203	13,976	13,976	773	773	—
鑛産税	1,664	1,723	1,723	59	59	—
木材引取税	1,091	1,255	1,255	164	164	—
廣告税	35	—	— △	35 △	35	—
入湯税	133	150	288	17	155	138
接客人税	36	—	— △	36 △	36	—
舊法による税	2,474	577	577 △	1,897 △	1,897	—
法定普通税合計	292,240	306,432	307,527	14,192	15,287	1,095
目的税	351	320	320 △	31 △	31	—
道府縣分	31	—	— △	31 △	31	—
市町村分	320	320	320	—	—	—
法定外普通税	869	809	809 △	60 △	60	—
道府縣分	328	268	268 △	60 △	60	—
市町村分	541	541	541	—	—	—
地方税總計	293,460	307,561	308,656	14,101	15,196	1,095
道府縣分	127,337	126,712	127,669 △	625	332	957
市町村分	166,123	180,849	180,987	14,736	14,864	138

備考 (1) 附加価値税は加算法による収入見込額である。

(2) 改正法による収入見込額は①法人の事業税及び特別所得税については療養の給付の範囲擴張等並びに個人の事業税及び特別所得税について基礎控除を5万圓に引上げ②入場税並びに遊興飲食税及び鑛區税は徴收強化③自動車税は税率 50 % 増④入湯税は税率 100 % 増によつた場合の収入見込額である。

所得税に左改變を加えて、これを存置すること。
 (1) 基礎控除の額を五万圓(現行三万八千圓)程度に引き上げること。
 (2) 損金に算入する繰越損金の範圍を、青色申告法人については事業年度開始の日前三年以内(現行二年以内)に生じたものに擴張すること。
 二 入場税及び遊興飲食税の納入金の納入時期を月二回に法定すること。
 三 所得税額を課税標準とする場合における市町村民税の税率は、當該税

率によつて算定した所得割の税額が、課税總所得金額の一割をこえないように定めなければならないものとする。
 四 經濟事情の變化に伴い、負擔の調整を圖るため、定額課税である自動車税を五割、入湯税を十割程度それぞれ引き上げること。
 五 その他規定の整備を圖ること。

知事公選制に關する意見

全國都道府縣議會議長會

最近、一部に知事の公選制を廢止し、これを任命制に改めるべきことを主張する者がある。その主な理由は、知事の所管事務の中には、國の機關としての事務が主要な部分を占めていること、並びに知事公選制は、膨大な選挙費用を要すること、及び再選挙運動をめぐつて多くの弊害を伴うということにある。

しかし、これらの理由のうち、前者は、行政事務の再配分の實施によりほぼ解決し得る問題であり、後者もまた、他に適當な解決方法を見出すことの必ずしも困難でない問題である。これに反して、知事の任命制は、中央集權化への強力な第一歩であり、地方自治の本旨に基く府縣行政民主化の理念を根底より破壊し、府縣自治の實質を失わしめるものといわなくてはならぬ。

そもそも、知事の公選制は、地方自治の本旨に基く府縣行政民主化の根幹をなすものである。即ちこれによつて知事と府縣住民は直結し住民の意思は端的に行政上に反映するのみならず、知事を安定した地位に置き、議會との牽制調和の上に責任をもつて行政に當らしめるものである。かくてこそ、民意に則る公正妥當な行政を永續の一貫的に遂行せしめるゆえんである。

しかし、憲法は、正にこの意味においての知事の公選制を保障しているのであつて、公選に代る他の方法をとることは、憲法の條規に正面から牴觸するのみならず、地方自治の本旨を實現しようとする憲法の根本精神からいつても許されないといわなくてはならぬ。

警察制度の改革に關する意見

全國都道府縣議會議長會

一 改革の必要性

現行警察法（昭二二、一二月制定）制定目的はその前文において次のように掲げている。

「國民のために人間の自由の理想を保障する日本國憲法の精神に従い、又地方自治の眞義を推進する觀點から（中略）國民に屬する民主的權威の組織を確立する目的をもつて本法を制定する。」

即ち、警察法の目的とするところは憲法に保障する基本的人權の尊重と地方自治の推進という二つの根本理念を目標とするのであり、それは中央集權的統一國家警察より地方分權的民主警察への一大轉換であり、この意味において國家地方警察と自治體警察を創設したのである。

しかしながら本法は、その後町村自治體警察は住民の意思によつて國警編入を認め、自治體警察職員の設定は地方條例に委ねられ、人事や運営面に一部内閣總理大臣の權限が認められるようになった。これらの改正はいずれも警察機能の強化と、主として地方財政窮迫の理由により行われたものであるが、その改正の過程において多分に國家警察への復歸を指向するものがある。

われわれは地方自治推進の觀點からあくまで現行警察法制定の目的に副い、しかも警察本來の使命達成のため警察制度は次の基本方針にもとづき改革の必要があると信ずる。

二 基本的改革方針

(一) 現行國家地方警察を廢止し都道府縣單位の自治體警察一本建とすること。

中央集權的國家警察の危險を排し民主警察の本義に副うため、現行國家地方警察を廢止し警察本來の機能強化上、弱少自治體警察と併せ統合し廣域行政機能を有する都道府縣を單位として自治體警察を設けることは最も適當である。またこのことは警察行政をして能率的合理的且つ機動的にその本來の使命を達成せしめるゆえんである。

この都道府縣自治體警察は都道府縣公安委員會において、その行政管理及び運営管理に當るものとする。

(二) 都道府縣自治體警察相互間の緊密な連絡を保ち、相互援助の義務を課しその協力體制の強化を確保すること。

警察活動は各警察相互間の緊密なる連けい協力によつて、はじめにその使命を達成し得ることはいうまでもない。この責任の重大性に鑑み、これらの協力體制強化確保について明確なる法的措置を講じ、臨機事態に處する活動の強化を期さなければならない。

(三) 財政的措置を確立すること。

都道府縣自治體警察の維持運営に要する經費は國において地方財源を確保すること。

地方税財政制度改革に関する意見

全國都道府縣議會議長會議

本意見は、一應現行制度のもとにおける府縣の事務量を前提としてとりまとめたものである。

一 改革の必要性

地方自治確立のためにまた行政の効果的處理の上から、強固な政治的、經濟的、社會的基盤を有する府縣の存在が、きわめて重要な意義をもつこと並びに府縣が、廣域行政、補完的行政および連絡調整等多くの機能を果さねばならないことは、本議長會が、先の「地方制度改革に関する意見」(その一)において詳しく述べたとおりである。従つて、府縣にその重大な地位を保證し、その多くの不可欠な機能を實現せしめるためには、財源の面においてもその行政事務量に應じ、十分な財源を確保し、かつ地方自治體としての府縣に應しく財政の自主性を維持する必要があることは、いまさら改めて説くまでもないところである。

しかるに、現行の地方税財政制度、特に府縣の税財政制度が、府縣自治の見地からみて多くの重大なる欠陥を包藏することは、すでに周知のとおりである。例えば、府縣の自主的財源、ことにその税源が、極めて貧弱であるばかりでなく、その負擔關係が偏倚している上に著るしく安定性を欠いていて、自治體の獨立財源として、救いがたい欠陥をもつてゐる。また地方財政平衡交付金制度も、その組織が複雑であるにもかかわらず、十分に財政調整の目的を達しておらず、中央政府の地方行財政に對する統制に便ぜられる傾向が濃厚である。國庫補助金や地方債については、その制度に根本的な改正を要する點が多い上に、中央の統制が強く、府縣の自治活動を阻害すること大なるものがある。かくして、今日府縣ははなだしい財政の匱乏に直面して、その行政の運営に大きな支障を生じてゐる。

この現状からして、今回地方制度を再検討し、これが改革を行うに際しては、府縣の重要な諸機能を遂行し、その自治的な發達を期するため、地方税財政制度とくに府縣税財政制度に抜本的な改革を加え、その財政を確立することが、最も緊要であるといわねばならない。

二 府縣税制度の改正

(一) 府縣税制改革の方針

行政事務の再配分に伴う府縣の行政事務量に應じ、府縣自治を伸長するために、前述のような諸欠陥を有する府縣税制に對し根本的な改革を加えることの必要なるは、改めていうまでもないが、改革は概ね左の方針によつてこれを行うことが適當である。

- (1) 府縣收入に占める自主財源の比重を増大するために、府縣税源を大幅に擴大強化すること。
- (2) 地方自治の本旨にもとづき、負擔分任の精神をとり入れるため、住民の負擔が普遍的であるような税種を設けること。
- (3) 經濟的變動によつて激しく動搖しない安定性の強いかつ府縣間に均衡度の高い税種を選ぶこと。

(4) 國民負擔の現状よりみて、また國の事務が地方へ移管さるべきことに鑑み、府縣稅の増大による負擔の増加は、國稅の輕減によつて調整すること。

(5) 徵稅方法を簡素化し、徵稅費の節約を圖ること。

(二) 府縣稅制改革案

前述のような方針にもとづき府縣稅制改革の具體案としては、次のものが最も適當であると信ずる。

(1) 府縣民稅の復活

住民の府縣行政に對する自治的認識を育成し維持するために、住民が普遍的に負擔を分任する府縣民稅を復活することが適當である。本稅は主として個人及び法人の所得額を課稅標準として、輕度の稅率（五％）によつて徵收するものとする。なお國民負擔の現状よりして、本稅の復活による増稅は、國の所得稅の減稅によつて調整する必要がある。

(2) 酒消費稅の復活

稅收入に安定性があり、府縣間に比較的均衡度の高い稅として、酒消費稅を復活することが適當である。この場合國の酒稅額中の一定部分（一五％）を府縣に移讓し、これに相當する稅額を酒消費稅として、特別徵收の方法により賦課するものとする。

(3) 煙草消費稅の新設

酒消費稅と同様の理由により、府縣の獨立稅として煙草消費稅を新設する。この場合煙草專賣益金の一定部分（一五％）を府縣へ移讓し、これに相當する稅額を日本專賣公社に對し賦課するものとする。

(4) 償却資産稅の設置

減價償却資産に對する市町村の固定資産稅は著しく偏在するために、市町村間に稅收入のはなはだしい不均衡を生ぜしめており、また償却資産の捕捉、適正な評價は市町村の徵稅能力を超える實情に

ある。これらの弊を避けるため償却資産に對する固定資産稅を府縣へ移讓し租稅の合理化を圖るべきである。これによつて府縣は新たに安定した稅源をもつことができる。稅率、徵稅方法は現行のものと同様とする。

(5) 事業稅の改正

附加價値稅を廢止し、事業稅を合理化して存置することが適當である。現行の事業稅は農林業に賦課されないため同一府縣の住民に對する負擔が、著しく偏倚して種々の問題を起しつつある。しかるにシャープ勸告の時と異り最近では農産物に對する統制も次第に撤廢されつつあるので、この際米作所得を除き農林業についても輕度（六％）の事業稅を賦課することが妥當である。なお農林業者の所得には勤勞所得的要素が強いから、國の所得稅において農林業所得につき勤勞控除を行う必要がある。

(6) 木材引取稅の府縣移管

市町村稅である木材引取稅は、その財源が著しく偏在するため、各市町村間の稅收入にはなはだしい不均衡を生じ、且つ木材資源増産施策については、廣域行政の一環として府縣がこれに當りつつある實狀を考慮してこれを府縣に移管すべきである。

(7) その他の稅目については概ね現行と同様のものとする。

三 地方財政平衡交付金制度の改正

府縣の稅源をどのように擴充してもなお府縣間の財政力の不均衡を生ずることは免れないところであり、これを調整するために地方財政平衡交付金制度を存續することが必要であるが、現行の平衡交付金制度に對し次のとき改正を加えてこれを合理化し、その財政調整の機能を一層強化すべきである。

(一) 平衡交付金の必要な總額を確保するために所得稅と法人稅の一定割合を平衡交付金のための特定財源とし、平衡交付金特別會計にこれを受入れ、同會計において各年度間の平衡交付金額を調整すること。但

し、各地方團體への平衡交付金の配分方法は後述のような改正を加えて現行平衡交付金制度によつて行うこと。

- (二) 法定の單位費用を引上げ、各費目の基準財政需要額とくに土木費及び産業經濟費の基準財政需要額をその一般財源所要額に接近せしめる
- (三) 各地方團體の基準財政収入額を算出するための普通地方税の基準税率を標準税率の百分の八十に相當する率に改めること。
- (四) 關係行政機關の勸告にもとづく自治廳長官の平衡交付金の減額または返還要求權を削除する。

四 國庫補助金制度の改正

國庫補助金は自主財源の擴充に伴つて漸次これを廢止し、その財源を地方財政平衡交付金の財源に振り向けるべきであるが、なお次のようなものについてはその補助金額を合理化することによつて、補助金の不足により府縣の財政が壓迫されることを防止すべきである。

- (一) 災害復舊費、災害救助費その他臨時的で高額な經費については、金額または高率の國庫負擔金制度を存置しその補助率を徒らに變更しないこと。

- (二) 國に留保せられた行政事務で、その處理を地方に委任するものによつては、これに要する經費を全額國庫で負擔すること。

- (三) 國の直轄によつて施工する工事の經費は全額國庫でこれを負擔し、地方分擔金制度を廢止すること。

- (四) 府縣の行政事務につき國が特別の理由でこれを獎勵しようとするものについては、特別の國庫補助金制度を設けること。但し、この場合補助金に伴う國の府縣事務に對する監督等は排除すること。

五 地方債制度の改正

地方債の發行は地方團體財政の健全性を阻害しないかぎり、原則として地方團體の自由とし現行の制限はすべて撤廢すべきである。しかし現下の財政金融事情よりこれを暫く抑制する必要があるならば、起債許可割合を引上げ地方債の消化を促進するとともに、起債手續を迅速簡素化

するために次のような改正を加うべきである。

- (一) 起債許可割合を七割に増大すること。
- (二) 地方債消化の資金源を大藏省資金運用部に限定することなく、民間の諸金融機關に年間貯蓄増加額の一定部分（五％）を地方債引受に振り向けしめる措置を講ずること。

- (三) 地方公共團體中央金庫を創設し、これに民間資金吸收の機能を發揮せしめるとともに、地方債起債の審査及び手續をこれに集中し、起債事務を簡易化し迅速ならしめること。

地方制度改革に關する自治廳の構想

自治廳は二月二十七日の地方制度調査會に「地方公共團體の種類、機能規模、性格等に關する問題の考え方」と題して同廳の地方制度改革に關する見解を發表した。この意見書は、地方制度調査會の審議權を尊重して、すべて疑問形の文句で表現されているが、地方制度改革が問題となつて以來はじめての同廳の公式意見であり、世の注目を集めている。意見書の大要次のとおり。

地方公共團體の種類

問題の中心は「市町村と中央政府との間に地方團體を設ける必要性の有無」であるが、これについては次の諸點を考慮しなければならない。なおそのさいには町村および一般の市を前提とすべきであることは當然である。

- (一) 市町村とくに町村はその規模をいかに適正化しても、地方における一般行政事務を、すべて處理することができるか。少くとも次に掲げる行政は、一般市町村によつては處理することが不可能または不適當と認められるかどうか。

- 1 廣域的な行政（たとえば河川、幹線道路、大規模土地改良事業、地方計畫、登録検査、檢定など）

- 2 特殊な施設の設置管理（たとえば大學、高等學校、各種試験所など）

3 市町村の行政の總括調整（たとえば指示の傳達、訴願の裁決、報告の取まとめなど）

とくに1および3については、頻發する災害の復舊、防除と國土の總括開發の緊要性を考慮することを要する。

(二) 一般の市町村では處理し難い行政の處理機構としては、次の三が考えられるが、いずれがもつとも合理的か。

1 中央政府の直接處理または出先機關（總合的または個別的）の設置

2 市町村の組合

3 自治的行政機構

(三) そのさい、廣域行政および特殊施設の設置管理などは、すべて中央政府の責任において、直接またはその出先機關を通じて處理することは果して可能か。また市町村行政の總括調整の事務は、本來中央政府の事務と考えられ、その處理のため總合的または個別的な出先機關の設置も考えられるが、廣域行政、特殊施設の設置管理の事務と切り離して別個の機構を設置することは適當か。

(四) 特殊、小規模の事務ならば格別、廣汎な、一般的な行政を、すべて市町村組合によつて處理することは可能であるか。もし一定の地域を基礎にした總合的な市町村組合を設けるとすれば、それは組合の名に適應せず、自治的機構にはかならないのではないか。

(五) もし自治的行政機構によるものとするならば、いかなる組織を考え、その性格、規模、權能をどうするか。個々の行政事務ごとに區域、内容を異にする別個の組織を考えるか。あるいは一定の地域を基礎にした總合的組織を考えるか。また一定の地域を基礎にした總合的組織を考えるとするか、都道府縣とするか、道州とするか、または郡とするか。

(六) 現在都道府縣の區域で處理するのを適當とする行政もあるが、その區域をこえる廣域行政もあり、これをいかにして處理するか。現在ブロック單位の出先機關が存在するが、都道府縣の區域をこえる行政は、中央政府の責任で出先機關により處理するか。この場合單獨の出先機關を設

けるか。總合的な出先機關すなわち道州廳を設けるか。そのさい既存の各種出先機關をどうするか。府縣の統合等その區域の擴大をはかるか。府縣組合の協同組織で處理するか、ないしは中央政府および都道府縣が參加する特別の組織が考えられるか。

(七) 各市町村または都道府縣は、現在その規模、能力が必ずしも一樣でないがこれをさらに都、道、一般府縣、特別市、大都市など種類を分けて別種の地方公共團體とすべきか。あるいはその能力に應じ、個々の事務について調整をはかつた方がよいか。

地方公共團體の性格、機能

(一) 市町村と中央政府との間における中間的地方公共團體（かりに府縣とよぶ）は、市町村で處理するに適しない公共事務を處理するとともに、市町村の行政を補完し、調整すべき國家的事務を處理するものであり、その公共事務も市町村の公共事務よりは遙かに國家的關心と責任の度合を濃くするものだが、これを地方公共團體として市町村と同一に考えるべきか。中央政府と市町村との中間的性格を有するのではないか。

(二) 府縣は市町村と併立する團體ではなく、したがつてその機能は對立的競争的ではなく、市町村の複合的協同的性格をも有するものと考えられるべきではないか。たとえば市町村の廣汎な總合的組織を考えるとすれば、府縣はまさにかかる機能性格をもつものではないか。

(三) 府縣は市町村とは區域を異にするため、おのずからその機能の内容を異にするが、市町村と同様に一般的、總括的な機能をも認むべきか、それともその權能は特殊的、限定的とすべきであるか。もし特殊的、限定的とするならば、具體的にいかにこれを規定するか。

地方公共團體の規模

(一) 市町村の適正規模を定める標準の基礎をどこにおくか。市町村の自治經營能力か、住民の協同意識か、または住民による行政利用の距離ないしは住民に對する行政滲透の區域を基礎とするか。自治經營能力はその重要な基礎であらうがいかなる程度の行政處理能力を基準とするか。

(二) 府縣の區域をこえる廣域的行政も少くなく、その必要性の強いものは、すでにブロック單位の優先機關により處理されているが、現在の府縣の區域において處理するのを適當とする行政も少くないので、府縣の區域の基準をどこにおくか。現に府縣の區域に廣狹あり、能力に強弱があるが、現行の大府縣を前提にして區域を調整すべきか、ブロック單位等の大區域をとるべきか。かりにブロック單位に擴大するとすれば、市町村との間に何らかの中間機構が必要とならないか。また中央政府との權能の調節をいかにするか。各種の優先機關をいかにするか。

(三) 廣域行政の處理は、府縣の區域の問題として考えるべきであるとともに、團體の協同處理の問題としても考えるべく、また中央政府の權限としても考えるべきであるが、その用途をどこにおくか。

知事の附屬機關についての調

一、從來の附屬機關の數

從來設置の附屬機關の數は、總計百二十でその内譯は次のとおりであつた。

(1) 法律によるもの及び現に條例で設置していたもの。	法律によるもの	條例で設置のもの
知事の機關	二九	一二
教育委員會の機關	三	一
(2) 規則、規程等で任意に設置していたもの。		
知事の機關	六八	七
教育委員會の機關		

二、廢止統合の委員會數

今回の措置によつて知事の機關四十四、教育委員會の機關二を廢止統合しさらに新たに設立のものが一つでその結果道の執行機關の附屬機關の數は總數七十五となつた。

知事の機關 教育委員會の機關 附屬機關一覽表

名	稱	根據	法律によるもの	條例によるもの
私立學校審議會		〇〇	二九	三七
自治紛爭調停委員會		〇〇	三	六
北海道廣報委員會		〇〇		
北海道總合開發委員會		〇〇		
北海道科學技術審議會		〇〇		
北海道民所得調査委員會		〇〇		
北海道未開發地域開發促進委員會		〇〇		
醫療機關整備審議會		〇〇		
公的醫療機關運營業審議會		〇〇		
あん摩、はり、きゅう、柔道整復地方審議會		〇〇		
准看護婦試驗委員會		〇〇		
北海道乙種看護婦試驗委員會		〇〇		
北海道保健所運營業審議會		〇〇		
優生保護審議會		〇〇		
結核診療審議會		〇〇		
北海道結核對策委員會		〇〇		
溫泉審議會		〇〇		
北海道公衆浴場運營業審議會		〇〇		
民生委員會審議會		〇〇		
北海道社會福祉審議會		〇〇		
地方身體障害者福祉審議會		〇〇		
兒童福祉審議會		〇〇		
保母試驗委員會		〇〇		
災害救助對策協議會		〇〇		
地方社會保險醫療協議會		〇〇		
國民健康保險診療審議會		〇〇		
北海道労働審議會		〇〇		
北海道職業補導基準決定委員會		〇〇		
農業共済保險審議會		〇〇		
北海道種苗審議會		〇〇		
北海道農業振興對策委員會		〇〇		
北海道改良普及員資格試驗委員會		〇〇		

特別平衡交付金決る

参考 昭和二十六年全國梓

昭和二十七年全國枠

	正初	
當補計		
一、二〇〇〇	一、一〇〇億圓	

當	一、二五〇億圓
補	二〇〇
計	一、四五〇

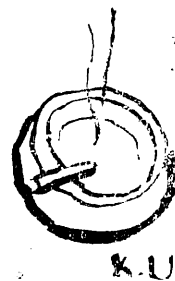
昭和28年度普通會計歳出豫算累計明細表 (當初豫算案)

部 門	1. 預 算 費	2. 道 廳 費	3. 警察消防費	4. 土木費	5. 教育費	6. 社会及労働施設費	7. 保健衛生費	8. 産業経済費	9. 財 産 費	10. 統計調査費	11. 通 信 費	12. 公 債 費	13. 諸 支 出 金	14. 繰 入 金
1 総務課 員 員	45,072,000	480,000	4,404,000	265,500	2,888,600	7,373,300	2,556,100	9,043,800	—	—	1,408,000	—	1,321,600	—
2 総務課 員 員	6,054,000	1,028,379,000	2,361,600	552,000	4,413,220,300	5,130,000	—	8,749,200	—	—	2,484,000	—	3,446,400	—
3 総務課 員 員	2,539,200	462,104,600	573,600	384,000	1,391,636,400	2,016,000	—	2,400,000	—	—	1,749,600	—	1,888,000	—
4 総務課 員 員	40,889,100	162,862,600	6,886,500	88,437,000	1,242,618,200	113,979,800	93,890,400	487,949,200	1,836,600	7,680,000	2,699,400	—	161,405,400	1,472,000
5 総務課 員 員	6,385,900	1,071,382,700	2,475,700	754,000	2,909,693,700	34,116,300	7,153,500	7,995,800	—	—	2,985,600	—	27,623,000	—
6 総務課 員 員	2,838,000	12,134,300	768,200	1,932,000	120,223,200	34,116,300	20,550,600	43,261,300	—	4,056,900	75,000	—	4,433,000	—
7 総務課 員 員	30,000	1,463,000	4,560,000	592,000	34,444,000	2,652,600	2,250,000	7,104,500	—	1,402,600	12,000	—	20,386,700	—
8 総務課 員 員	3,400,000	1,280,000	311,500	351,066,400	5,014,900	151,632,600	14,020,000	397,135,500	2,467,100	—	300,000	—	619,600	—
9 総務課 員 員	1,525,000	33,344,600	1,090,200	52,372,000	48,903,600	40,664,800	106,512,300	408,563,100	6,801,000	336,000	190,000	—	500,000	—
10 総務課 員 員	871,000	11,792,300	913,100	46,972,600	63,062,000	26,039,900	42,632,500	78,574,000	250,000	—	86,000	—	5,559,000	—
11 総務課 員 員	1,047,000	14,072,000	4,406,700	11,786,000	15,983,300	28,693,500	35,880,400	38,670,400	350,000	806,500	926,600	—	24,087,600	—
12 総務課 員 員	3,264,000	16,155,100	1,496,500	8,176,800	23,578,400	19,407,400	16,609,200	58,489,500	430,000	6,143,000	1,376,500	—	45,106,600	—
13 総務課 員 員	480,000	7,652,800	198,000	5,348,000	12,135,100	4,686,000	10,941,600	14,356,900	300,000	—	—	—	894,000	—
14 総務課 員 員	650,000	20,612,000	986,800	114,930,500	20,251,600	25,614,400	15,482,100	131,768,600	—	845,000	605,500	—	18,211,100	—
15 総務課 員 員	—	—	—	320,000	8,000	881,700	—	519,700	—	—	—	—	500,000	—
16 総務課 員 員	20,000	1,040,000	—	120,000	222,900	1,590,700	448,000	1,687,200	—	—	122,000	—	1,291,000	—
17 総務課 員 員	10,000	5,801,000	28,800	362,000	2,922,400	1,590,700	6,466,600	1,986,600	50,000	—	—	—	1,686,000	—
18 総務課 員 員	180,000	7,282,200	7,704,800	5,221,000	4,768,300	12,191,300	5,073,100	21,150,200	1,012,300	51,000	34,100	—	4,685,000	—
19 総務課 員 員	50,000	4,395,900	174,000	2,674,000	4,154,400	6,613,600	130,400	26,537,200	158,000	915,000	12,000	—	7,210,800	—
20 総務課 員 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21 総務課 員 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22 総務課 員 員	800,000	85,000	552,700	2,102,000	20,000	115,887,100	209,849,700	93,836,300	5,596,000	20,000	344,600	—	11,331,000	—
23 総務課 員 員	—	16,505,000	—	41,444,000	9,359,200	10,657,500	17,733,200	29,956,300	73,403,000	—	159,000	—	3,213,100	—
24 総務課 員 員	—	21,690,500	—	1,314,389,200	217,354,400	345,566,800	118,595,400	1,600,825,400	505,000	—	—	—	9,214,400	—
25 総務課 員 員	—	34,942,300	552,700	110,128,500	103,361,300	35,018,100	43,626,700	279,543,000	—	—	—	—	—	—
26 総務課 員 員	—	—	—	119,996,000	1,398,600	51,012,300	—	—	—	—	—	—	—	—
27 総務課 員 員	—	514,500	850,000	356,641,000	115,299,500	33,504,200	800,000	80,000	10,858,900	—	—	—	300,000	—
28 総務課 員 員	—	2,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,120,000	—
29 総務課 員 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30 総務課 員 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31 総務課 員 員	—	—	—	13,865,000	—	1,190,000	250,000	50,635,330	—	—	6,000	—	—	—
32 総務課 員 員	320,000	6,453,500	10,309,000	87,594,500	242,346,600	572,077,300	106,634,600	2,919,665,500	—	13,689,700	2,840,200	—	110,590,100	—
33 総務課 員 員	—	—	—	8,500,000	416,200	4,217,400	—	8,006,700	—	—	—	—	354,663,100	—
34 総務課 員 員	—	—	—	—	20,000,000	105,462,500	—	760,000,000	—	—	—	—	14,871,500	—
35 総務課 員 員	—	—	—	—	—	—	—	225,000,000	—	—	—	—	—	—
36 総務課 員 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50,679,200	—
37 総務課 員 員	—	—	—	—	—	165,000	7,000	—	—	—	—	—	—	—
38 総務課 員 員	—	—	—	—	—	588,000	—	—	—	—	—	—	—	—
39 総務課 員 員	—	—	—	—	—	1,076,841,200	—	—	—	—	—	—	—	—
40 総務課 員 員	—	—	—	—	—	588,000	—	—	—	—	—	—	—	—
41 総務課 員 員	—	—	—	—	—	—	—	1,384,500	—	—	—	—	—	—
42 総務課 員 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43 総務課 員 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	119,104,300	2,354,567,100	52,023,700	2,748,420,400	9,955,088,500	2,843,086,100	935,678,700	8,414,111,400	104,017,900	36,037,700	18,434,500	603,973,000	910,823,800	28,000,000
総額に對する割合 %	0.40	9.93	0.18	9.23	33.58	9.55	3.14	28.27	0.35	0.12	0.06	2.03	3.06	0.09

通算席ではこの翌七年十二月廿日確定の本道有権者数を發表した。有権者總數は二百廿三方六千三百九十七名で前年確定の二百十六方四千九百六十八名に比し七方一千四百廿九名増え、男女別では男百一十二方廿五名、女百一十二方四千三百四十七名多い。

區	村	男	女	計
一	小坡城路村	243,774	253,527	497,301
二	石叻坡路村	95,671	98,604	194,275
三	石叻坡路村	51,985	50,751	102,736
四	石叻坡路村	2,060	50,785	52,845
五	石叻坡路村	1,155	1,205	2,360
六	石叻坡路村	5,466	5,566	10,922
七	石叻坡路村	2,596	8,554	11,150
八	石叻坡路村	8,554	8,554	17,108
九	石叻坡路村	1,774	1,722	3,496
十	石叻坡路村	8,136	8,151	16,287
十一	石叻坡路村	2,326	2,344	4,670
十二	石叻坡路村	4,577	4,577	9,154
十三	石叻坡路村	843	851	1,694
十四	石叻坡路村	1,953	1,653	3,606
十五	石叻坡路村	3,431	3,386	6,817
十六	石叻坡路村	2,260	5,794	8,054
十七	石叻坡路村	6,286	5,794	12,080
十八	石叻坡路村	51,051	53,688	104,739
十九	石叻坡路村	706	621	1,327
二十	石叻坡路村	621	609	1,230
二十一	石叻坡路村	1,464	1,517	2,981
二十二	石叻坡路村	516	599	1,115
二十三	石叻坡路村	466	438	904
二十四	石叻坡路村	1,038	882	1,920
二十五	石叻坡路村	1,038	904	1,942
二十六	石叻坡路村	645	1,014	1,659
二十七	石叻坡路村	2,923	3,029	5,952
二十八	石叻坡路村	2,010	2,205	4,215
二十九	石叻坡路村	1,337	1,326	2,663
三十	石叻坡路村	969	1,006	1,975
三十一	石叻坡路村	1,889	1,939	3,828
三十二	石叻坡路村	1,891	1,974	3,865
三十三	石叻坡路村	4,003	4,107	8,110
三十四	石叻坡路村	1,191	1,225	2,416
三十五	石叻坡路村	1,276	1,326	2,604
三十六	石叻坡路村	583	597	1,180
三十七	石叻坡路村	5,499	6,112	11,571
三十八	石叻坡路村	995	2,047	3,042
三十九	石叻坡路村	2,441	4,866	7,307
四十	石叻坡路村	1,000	1,081	2,081
四十一	石叻坡路村	448	491	939
四十二	石叻坡路村	556	551	1,107
四十三	石叻坡路村	1,276	1,310	2,586
四十四	石叻坡路村	2,509	2,629	5,138
四十五	石叻坡路村	1,914	2,006	3,920
四十六	石叻坡路村	7,061	7,620	14,681
四十七	石叻坡路村			
四十八	石叻坡路村			
四十九	石叻坡路村			
五十	石叻坡路村			
五十一	石叻坡路村			
五十二	石叻坡路村			
五十三	石叻坡路村			
五十四	石叻坡路村			
五十五	石叻坡路村			
五十六	石叻坡路村			
五十七	石叻坡路村			
五十八	石叻坡路村			
五十九	石叻坡路村			
六十	石叻坡路村			
六十一	石叻坡路村			
六十二	石叻坡路村			
六十三	石叻坡路村			
六十四	石叻坡路村			
六十五	石叻坡路村			
六十六	石叻坡路村			
六十七	石叻坡路村			
六十八	石叻坡路村			
六十九	石叻坡路村			
七十	石叻坡路村			
七十一	石叻坡路村			
七十二	石叻坡路村			
七十三	石叻坡路村			
七十四	石叻坡路村			
七十五	石叻坡路村			
七十六	石叻坡路村			
七十七	石叻坡路村			
七十八	石叻坡路村			
七十九	石叻坡路村			
八十	石叻坡路村			
八十一	石叻坡路村			
八十二	石叻坡路村			
八十三	石叻坡路村			
八十四	石叻坡路村			
八十五	石叻坡路村			
八十六	石叻坡路村			
八十七	石叻坡路村			
八十八	石叻坡路村			
八十九	石叻坡路村			
九十	石叻坡路村			
九十一	石叻坡路村			
九十二	石叻坡路村			
九十三	石叻坡路村			
九十四	石叻坡路村			
九十五	石叻坡路村			
九十六	石叻坡路村			
九十七	石叻坡路村			
九十八	石叻坡路村			
九十九	石叻坡路村			
一百	石叻坡路村			

行政疑義問答集



行政疑義問答集

○條例制定事項について

(函館市人事委員会委員長照會
昭二七、一八、自行公發第
九五號自治廳公務員課長回答)

問 一、法第二十九條に規定する懲戒處分については、これを執行猶豫することができるよう條例をもつて規定して差支えないか。

二、法第二十四條第六項の規定に「職員給與、勤務時間その他の勤務條件は、條例で定める」とあるが年末年始、年次有給休暇、忌引、産前産後、生理休暇等その種類、日限等については各任命権者が個々の規則をもつて制定できるような條例をもつて規定して差支えないか。

三、法第二十五條第二項に規定する特殊な勤務の種類、手當の額等に關する規則を地方公共團體の長が別に規則をもつて定めることのできるよう條例をもつて規定して差支えないか。

四、法第二十五條第一項に規定する「金錢及び有價物」とは、法をもつて定められた給與以外のものの例えば、警察、消防職員等に支給する業務手當、訓練手當又は醫師等に對する研究手當等並びに被服等の貸與も含むものと思料せられるも、これらの種類金額等を地方公共團體の長が別に規則をもつて定めることができるような條例をもつて規定して差支えないか。

五、前項規則を任命権者が制定できるような條例をもつて制定して差支えないか。

答 ないか。

一、規定することはできないものと解する。

二、三、四及び五 職員の給與、勤務時間、その他の勤務條件に關する事項を全面的に規則で定めるような條例で委任することはできないものと解する。

○地方公務員法の疑義について

(兵庫縣人事委員會事務局局長照會
昭二七、一一、二四自行公發第
九七號自治廳公務員課長回答)

問 一、地方公務員法第二十三條第二項の職階、制實施條例について

(1) 右の條例の發案權は、地方公共團體の長に專屬するか、或は、地方自治法第百十二條第一項の規定により議會の議員からも發案できるか。

(2) 教育委員會事務局職員に關する右の條例については、教育委員會法第六十一條により教育委員會が原案送付權をもつか。

二、地方公務員法第五條第一項の「この法律」の中には地方公務員の特別法(例えば、教育公務員特例法、地方公營企業法等)も含まれるか

三、昭和二十七年七月七日文調地第一八六號文部省調査普及局長通牒(教育委員會法の一部を改正する法律案等について)によれば「この職員團體は地方公務員法第五十二條第一項又は第二項の規定によるもので必ずしも登録しないでも職員團體たりうる」とし、法第五十三條第一項の登録は、職員團體の設立要件でなく、單に交渉能力取得の要件にすぎない。従つて、未登録の職員團體も地公法上の職員團體として存在し得ることを承認しているが、法人とならない職員團體については、このように職員團體の設立につき自由設立主義を認め得るが、法人とならうとする職員團體(設立の當初において法人とならうとする意志を決定し、その旨定款に規定した場合)は、民法が法人の設立について許可主義を採っている建前上、登録は單に交渉能力取得の要件

たるのみならず、職員團體の設立要件と解せられ未登録の職員團體は地方公務員法上認められないと解されるが如何。

四、地方公務員法第二十二條第二項の臨時的任用の場合を除き、一般職に屬する職員の任用について任期を限つて採用することができるか。

答 一、(1)當該條例の發案權は、地方公共團體の長と議會の議員の双方に存するものと解する。

(2)條例案についての教育委員會の原案送付權は、法律の規定において、特にその旨當該條例につきそれぞれ個別的に明示されている場合に限り、認められるものと解されるから設問の場合には原案送付權はないものと解する。

二、含まれないと解する。

三、設問の場合、登録は當該職員團體が法人となるための要件であるが當該職員團體が地方公務員法上の「職員團體」たりうることにについては、登録と無關係のものと解する。

四、労働基準法第十四條の規定に違反しないかぎり、任期を限つて採用できる場合があるものと解する。

○町村合併に伴う町としての要件に關する條

例について

(昭二七、一一、一二自行行發第一三四號)
受媛縣總務部長宛行政課長回答

問 地方自治法第八條第二項に基く、町としての要件に關する條例中に、次の如き項を設けることができるか。

(1) 町が合併して新たに普通地方公共團體が設置される場合において、當該普通地方公共團體が前二項に規定する要件に充足しないときは、これらの規定にかかわらず、町としての要件を充足するものとみなすことができる。

或は

(2) 前二項の要件を具えていない普通地方公共團體で、その差が僅少で

商業、觀光その他諸般の實情から近くその要件を具備する見込が確實であるとき又は最近に合併した若しくは合併する團體であるときは、これを町とすることができる。

答

(1)について「町としての要件を充足するものとみなす」ということは適當ではないが、從來町であつた團體が合併により要件を欠くに至つても、その場合に限り要件を緩和する旨の特例を一般的に規定することは差支えないと考える。(2)についてはこれを設けることは適當でない。

○争訟と議會の議決とに關する疑義について

(昭和二七、一一、一〇自行行發第一一九號)
三原市議會事務局長宛 行政課長回答

問

市選舉管理委員會委員長を當事者とする市議會議員選舉争訟において市選舉管理委員會は普通地方公共團體そのものでないから地方自治法第九十六條第一項第十號の適用はないと解してよいか。

答

市議會議員の選舉に關する争議について行ふ異議の決定については、市の選舉管理委員會は法第九十六條第一項第十號にいう當事者たるものではない。

○常任委員の選任について

(昭二七、一一、一五自行行發第一三四號)
宮城縣總務部長宛 行政課長回答

問

一、常任委員の選任に當り、議會の多數議決によつて各議員より希望意見をとり投票によつて選考委員(七名)を選び、その選考によつて四部門の委員を選任したのであるが、希望意見は當日の議會に欠席(又は退席)した議員よりとる必要はないと解してよいか。

答

設問の趣旨が必ずしも明らかでないが、選任方法についてこれを議決により決定し、それに基づいて設問の方法により選任した場合であればお見込のとおり。

問

二、欠席(又は退席)した議員より希望意見をとらずに決定した委員

は無効でないと解するが如何。

答 お見込のとおり。

問 三、退席議員より二の理由により委員の選任について異議の申立が議會に提出されたのであるが、地方自治法第百七十六條第四項により措置する必要があるかどうか。

答 必要はない。

問 四、議會の議決により適法に選任された常任委員會の副委員長は自己の意思に副われないとの理由をもつて、一方的にその職を辭退することができるか。

答 選任方法については、一により承知されたいが、理由が正當であれば辭退できる。

報道から拾う

戦犯即時釋放の提訴

戦犯者を講和後も拘束することは、憲法違反だから、現在巢鴨刑務所に服役中の戦犯を即時釋放せよとの訴が十一日、東京高裁に提訴された。これは參議院法務委員鬼丸義齋氏で訴の趣旨は次のとおり。

一、日本は憲法十八、三十一、三十三條で罪刑法定主義を採用しているから、刑罰が既にさかのぼつて處罰できないのは當然の結果だ。現在國內法では戦犯に κανする規定はないから戦犯者を拘束することは憲法に反する。

二、日本は平和條約によつて戦犯者の刑の執行を受諾したが、これはいわゆる戦争犯罪が國內法上の犯罪とされたわけではない。したがつて戦犯者に刑を執行することは「犯罪」によらないで日本國民に刑を執行することになる。憲法にもつづいた裁判官によらない「裁判」を適法な裁判とみとめ、その刑の執行を受けることは、日本國民の裁判をうける權利をうばうもので違法だ。

三、平和條約十一條にもつづいた「平和條約第十一條による刑の執行および赦免など

に關する法律」は、單に刑の執行手續を規定したにとどまる。拘禁手續だけが國內法によつて定められても、これによる拘留は憲法三十一條にいう「法律の定める手續による」ものといふことはできないから違法である。

「大邦丸事件」韓國日本の抗議を拒否

去る四日の大邦丸事件に對しては、日本政府は十三日、口上書をもつて駐日韓國代表部に抗議すると共に、即時兩船の返還を要求、同時にアメリカ大使館にも口上書をもつて、事件を通報し、國連軍に對し今後この種事件の再發防止と事件の調査あつ旋を依頼した。さらに十六日その發砲、逮捕は國連軍海軍と關係のない韓國船によつて行われたものであり、乗組員は韓國船の銃撃によつて死亡したことが明かとなつたので、十八日書簡により責任者の處罰と再發防止など一連の措置をとるよう要求したのであるが、駐日韓國代表部の金公使は二十一日夜「日本側の抗議を拒否する」と次のように發表した。

日本の漁民は度々の警告にも拘らず韓國政府が昨年一月に制定した漁業保護線（注李承晩ライン）昨年九月クランク國連軍司令官の決定した國連軍防衛水域および韓國の領海に昨年来度々侵入した。二月四日の事はこの三つに違反している。

このような違反は知らずに行われたとは思われない。第一、第二大邦丸が濟州島から一哩の地點に侵入したとき軍事的定全保障の任務に基き行動したのは軍人の乗船した警察しよう戒艇であつた。

韓國士官は海上保安上の通例の誰何をした。日本人はこれを無視し逃走した。韓國側はこれを追跡し威嚇發砲した。一名の日本漁民が殺されたのは極めて遺憾なことである。

しかし他國の領海に侵入して漁業を行つたり潜入したり、またはその他の非法的な事業に従事する船舶の乗組員は自分が何をしてるか承知のはずだ。韓國側はその漁民を濟州島にある病院に運び、救助のため最善を盡したが不幸にして彼は死亡した私は岡崎外相にこの事件の全ぼうを通知する。この事件に關する誤解、おそらくはウソが一部の日本人または團體によつて廣められ一般の憤慨を引起したことは日本にとつて不幸なことだ。

日本政府のある高官は經濟報復をほめかしたが、この威嚇は韓國ばかりでなく國連諸國にとつても興味深く暗示に富むものだ。なぜならば韓國は國連諸國と協力して共產主義の侵略を食止めるため激しく戦つてゐるときに日本はこの動亂から利益を得しかもわが防衛線の後で安全を保つてゐるからである。

日本のガット加盟勸告コミュニケ發表

二月二日から十四日までジュネーヴで開かれたガット中間委員會（十五カ國參加）は、將來日本をガットに加盟させるための手續を勸告するコミュニケを發表したが、その要旨次のとおり。

一、日本のガット加入問題討論に際し參加各國政府はさし當つて何らの言質をも與えてはいないが、問題の進ちよくに著しいものがあつたことは注目すべきである。

一、委員會は日本の生産と輸出の條件に變化をみてゐることを認めるとともにガット參加諸國としては、この日本の生産力の長期にわたる正常な發展から生じて来る競争からのがれるわけには行かないことを認める。

一、委員會は日本に他の參加國と同じ權利、義務の下にガットに參加させておくには特定の問題を處理するための保障條項を付する必要が起つた場合、これを全參加國に適用すべきである旨満場一致で承認した。

一、委員會は引取の條件を混亂させるような状態で輸出品が流れ込み、そのため特定市場が突如としてはん濫した場合、特定國をその事態から保護する保障條項を採用することが問題點であるとの見解を保持している。

一、委員會は特定の情勢、特にガットの目的達成が阻害されるような場合、參加國が特定國の義務を免除し得ることを規定したガット第二十三條を支持する旨決定したが、同時にまた第二十三條に基づく措置が間に合わない場合の緊急措置についても決めておくべきである旨提案した。この緊急措置とは、例えば日本が、ガットに加入後に一定國の市場に低價格の輸出品をはらんさせた場合、被害國はガット第二十三條に基いて參加各國に提訴し得るが、その場合、參加各國が裁定を下すべき三十日の期間内にその裁定を下し得ないときには被害國は行動の自由を許されるというものである。

一、日本の加入のための關稅交渉の時期については、委員會は現在のところ特定の勸告を行ふ立場にない。それは日本加入の問題だけを、一九五三年末までに審議されね

ばならない他の主要な關稅問題から切り離すことは出来ないからである。
一、委員會は日本加盟の條件並びに關稅交渉の性格と時期に關して特別總會が出来る限り速かに決議に達し得るよう期待して、右討議結果を關係各國に通達する。

道議會黨派現勢及び各黨役員一覽

一、道議會黨派現勢

黨派別	昭和27年末現在の數	昭和28年2月25日動異	昭和28年3月13日動異	備考	議員會（役員）氏名
自由黨	二八	二八	二八		自由黨 會長 兒玉 由一 副會長 金澤 孝太郎 幹事長 宮津 治 副幹事長 武田 治
改進黨	二〇	二〇	二〇		改進黨 會長 菊地 三之助 副會長 宮坂 正雄 幹事長 森川 正男 副幹事長 若林 次郎
日本社會黨（左派）	一四（右） 一三（左）	一〇	一〇		日本社會黨（左派） 會長 齊藤 正志 副會長 若林 次郎 幹事長 宮坂 正雄 副幹事長 若林 次郎
日本社會黨（右派）	一〇	一〇	一〇		日本社會黨（右派） 會長 齊藤 正志 副會長 若林 次郎 幹事長 宮坂 正雄 副幹事長 若林 次郎
協同クラブ	一三（右） 三（左）	一〇	一〇		協同クラブ 會長 齊藤 正志 副會長 若林 次郎 幹事長 宮坂 正雄 副幹事長 若林 次郎
道政クラブ	六	六	六		道政クラブ 會長 齊藤 正志 副會長 若林 次郎 幹事長 宮坂 正雄 副幹事長 若林 次郎
公正クラブ	七	七	七		公正クラブ 會長 齊藤 正志 副會長 若林 次郎 幹事長 宮坂 正雄 副幹事長 若林 次郎
労働者農民黨	五	五	五		労働者農民黨 會長 齊藤 正志 副會長 若林 次郎 幹事長 宮坂 正雄 副幹事長 若林 次郎
計	九三	九三	九三		

二、各黨役員一覽

黨派別	事務所 (電話)	役員氏名	備考
自由黨	札幌市南四、西六 ②—三八六三	副支部長 德中祐滿 總務部長 西原耕平 政務部長 宮津信太郎 幹事長 津田一 " 田中(會計) 巖 清水三俊	
改進黨	札幌市南大通西六 ②—四九六七	委員長 岡村文四郎 副委員長 井田伊平 書記 佐田平田利雄 會計長 呂木善作	
日本社會黨 (左派)	札幌市南二、西二 堤ビル三階 ③—二九八八	委員長 荒中哲夫 副委員長 井野中 書記長 井野中 同次長 井野中 政策審議會長 三澤正男	
日本社會黨 (右派)	札幌市南一、西八 大丸商事 ③—二二二一	委員長 高野源藏 副委員長 小笠原文三 書記長 齋藤正志 同次長 平野晃 政策審議會長 若林次郎 同會計長 福田次郎 同審計長 大槻祐次郎 同審計長 大槻祐次郎	昭和二十八年七月 昭結成
労働者農民黨	札幌市北二、西六 議事堂内	委員長 池田芳一 書記長 山田一 會計監査長 岡田一 同監査長 本間巖	
北海道支部			



圖書室だより

○新購入圖書紹介

圖書名 著 編 者
 世界歴史事典 14 下 中 彌三郎
 叛 亂 立 野 信 之
 情報天皇に達せず 上巻 細 川 護 貞
 " 下巻
 有機 農 法 松 田 毅

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名 受 贈 先
 本道民間企業の資金構成第三回調査 北海道労働科學研究所
 昭和二十五年國勢調査報告 第三卷 總理府統計局
 郵政統計年報 昭和二十六年度 郵 政 省
 地方自治月報 第十二號 自 治 廳
 第二十八次農林省統計表 昭和二十六年 農林省農林經濟局統計調查部
 農業調査(要旨) 昭和二十七年下半年期 農 林 省
 インドにおける農業抽出調査の發展 農林省統計調查部
 國會統計提要 國立國會圖書館調查立法考査局
 電氣試驗所研究報告 電 氣 試 驗 所
 北海道甜菜糖業の成立條件について 北海道拓殖銀行調查部

本道日雇労働者實態調査(前編) 道立労働科學研究所
 北海道教育財政の實態 道教育委員會行政課
 昭和二十五年國勢調査報告 第七卷 總理府統計局
 わが國海運業の問題點と北海道の海港運事情 北海道拓殖銀行調查部
 經濟分析 No.3 No.4 通商産業大臣官房調査課

労働經濟資料目錄 道立労働科學研究所
 北國のすまい 道建築部住宅課
 國 際 事 情 國際事情研究普及會
 耕土改良事業實績耕土改良確認開場實績 道農務部農政課
 十勝沖地震調査報告 北海道大學理學部地質礦物學教室

北海道労働經濟 三七號 道立労働科學研究所
 教育月報 一月號 道教育委員會
 北海道自治 二月號 道自治協會
 北海 警 友 二月號 札幌警察管區本部北海警友編集部
 綜合經濟 道綜合經濟研究所
 農林省圖書月報 十號 農林省統計調查部圖書課
 教育委員會月報 十一、十二月合併號 文部省調查普及局連絡課
 統計調查 十二月號 文部省調查普及局統計課
 文部統計速報 六十二號 " 北海道拓殖銀行調查部
 調查月報 一月號 厚 生 省
 厚生省だより 一號 厚 生 省
 厚 生 省 一號 " 厚 生 省
 厚生省だより 一月號 " 厚 生 省
 十一月、十二月號 電氣通信施設局
 電氣試驗所彙報 十二月號 電 氣 試 驗 所
 通產統計月報 十二月號 通商産業省

農 林 省
 農林時報 十二月號
 農林統計調査 十一月、十二月合併號
 秋田縣議會月報 一月號 秋田縣議會事務局
 神奈川縣議會月報 一月號 神奈川縣議會事務局
 栃木縣議會月報 十一月、十二月號 栃木縣議會事務局
 群馬縣議會月報 一月號 群馬縣議會事務局
 滋賀縣議會月報 一月號 滋賀縣議會事務局
 山口縣議會月報 一月號 山口縣議會事務局
 福岡縣議會月報 一月號 福岡縣議會事務局
 大阪府會 一月號 大阪府會事務局
 長野縣議會資料 十八號 長野縣議會事務局

昭和二十八年三月三十日發行
 北海道議會時報 第五卷 第三號
 編 集 北海道議會事務局調查課
 發 行 北海道議會事務局
 電話②一八二〇番
 印刷 山藤印刷合資會社

2 月 の メ モ

- 2 ○皇太子殿下國會を見學さる。
- テイラー新任第八軍司令官京城到着。
- 3 ○ア米大統領一般教書で積極外交を宣言。
- 中共側との引揚げ會談正式に開始。
- 4 ○衆院豫算委、二十八年度豫算案の審議を開始。
- 5 ○日本と國府、通商協定締結のためのはつ會談を行う。
- 6 ○ア米大統領貨金と消費物價の統制撤廢を指令。
- 7 ○自由黨政調會長に木暮武太夫氏決定。
- 金日成北鮮軍司令官、北鮮軍四倍増強を言明。
- 右、社道連結大會（札幌ビル）
- 9 ○雪まつり（札幌市）。
- 改進黨大會、東京日比谷公會堂で開く。
- 東京證券取引所、立會を臨時停止。
- 10 ○政府、國連に大使派遣を決定、澤田廉三氏を起用に決定。
- 吉田首相建設相を戸塚勞相の兼任と決定、發令。
- 11 ○北教組、第十七回臨時大會（札幌市民會館）にて義務教育費全額國庫負擔の政府案に反対。
- 郵政省小包郵便料金の値上げと航空郵便制度の改正を發表（四月一日實施）
- 12 ○大邦丸の漁務長瀬戸重次郎氏、韓國官憲に射殺さる。
- ソ連政府、イスラエルと外交關係を斷絶。
- 13 ○日食（道内一圓、食分率五割強）
- 14 ○二十八年度道費豫算知事査定終る。（一般會計二百九十億、特別會計三十一億七千萬圓）
- 15 ○山中知事左社離黨届を提出。
- 16 ○第八回國體スキー大會開幕（秋田）
- 18 ○勞農黨第三回定期大會開かる（三日間）
- 20 ○道衛生部長に稻垣膽振支廳長任命さる。
- 21 ○大邦丸事件に關し、金澤碩首席代表は領海侵犯である旨聲明發表。
- 2422 ○釧路湖陵高校全燒。
- 行政整理二割以上縮減の基本方針閣議決定。
- 大邦丸事件に關し、韓國政府は責任日本側にありとの公式態度表明。
- 第二回國連總會第二會期開會。
- ア大統領、ス首相との會談用意ある旨、言明。
- 25 ○第一回定例道議會開會。